

東京地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件(以下「第1事件」という。)、平成●●年(○○)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件(以下「第2事件」という。)、平成●●年(○○)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件(以下「第3事件」という。)、平成●●年(○○)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件(以下「第4事件」という。)、平成●●年(○○)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件(以下「第5事件」という。)
国側当事者・国(京橋税務署長、渋谷税務署長、渋谷税務署長事務承継者麻布税務署長)
平成24年4月17日棄却・控訴

判 決

第1事件原告	有限会社A
代表者代表取締役	甲
第2事件原告	有限会社B
代表者代表取締役	甲
第3事件及び第5事件原告	有限会社C
代表者代表取締役	乙
第4事件原告	甲
上記4名訴訟代理人弁護士	水野 晃
同補佐人税理士	永江 憲一 金田 晃
被告	国
代表者法務大臣	小川 敏夫
処分行政庁	京橋税務署長 中野 晶博
処分行政庁	渋谷税務署長 八木 輝雄
処分行政庁	渋谷税務署長事務承継者 麻布税務署長 馬鳥 武
指定代理人	高橋 理恵 茅野 純也 森本 利佳 宮代 智雅 小松 茂 嶺山 登 牧迫 洋行

主 文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 第1事件

- (1) 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで原告有限会社A（以下「原告A社」という。）に対してした平成15年1月1日から同年12月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告承認取消処分（以下「本件青色承認取消処分」という。）を取り消す。
- (2) 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで原告A社に対してした平成14年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1033万1380円、納付すべき税額245万9000円を超える部分及び重加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- (3) 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで原告A社に対してした平成15年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1559万2420円、納付すべき税額403万7500円を超える部分及び重加算税賦課決定処分のうち重加算税額55万3000円を超える部分をいずれも取り消す。
- (4) 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで原告A社に対してした平成16年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分（ただし、平成20年10月20日付け裁決により一部取り消された後のもの）のうち所得金額15万6883円、納付すべき税額3万4300円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、上記裁決により一部取り消された後のもの）のうち重加算税額1万0500円を超える部分をいずれも取り消す。
- (5) 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで原告A社に対してした平成17年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分（ただし、平成20年10月20日付け裁決により一部取り消された後のもの）のうち所得金額354万7665円、納付すべき税額78万0300円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、上記裁決により一部取り消された後のもの）のうち重加算税額11万5500円を超える部分をいずれも取り消す。
- (6) 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで原告A社に対してした平成16年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分（ただし、平成20年10月20日付け裁決により一部取り消された後のもの。）のうち納付すべき消費税額239万0400円、納付すべき地方消費税額59万7600円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、上記裁決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。
- (7) 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで原告A社に対してした平成14年12月分及び平成15年5月から平成17年12月までの各月分の源泉徴収による所得税の各納税告知処分（ただし、平成21年4月3日付け裁決書訂正書による訂正後の平成20年10月20日付け裁決により一部取り消された後のもの）、各不納付加算税賦課決定処分（ただし、上記訂正後の上記裁決により一部取り消された後のもの）及び各重加算税賦課決定処分（ただし、上記訂正後の上記裁決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

2 第2事件

渋谷税務署長が平成19年6月6日付けで原告有限会社B（以下「原告B社」という。）に対してした平成18年1月から同年6月までの各月分の源泉徴収による所得税の各納税告知処分

及び各重加算税賦課決定処分を取り消す。

3 第3事件

渋谷税務署長が平成19年6月6日付けで原告有限会社C（以下「原告C社」という。）に対してした平成16年10月分の源泉徴収による所得税の納税告知処分を取り消す。

4 第4事件

渋谷税務署長（麻布税務署長がその権限を承継。以下、原告甲につき同じ。）が平成19年10月5日付けで原告甲（以下「原告甲」という。）に対してした平成17年分の所得税の更正処分重加算税賦課決定処分（ただし、平成20年12月2日付け裁決により一部取り消された後のもの）のうち所得金額9083万円（課税される総所得金額8936万3000円）、納付すべき税額10万3700円を超える部分及び重加算税賦課決定処分（ただし、上記裁決により一部取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

5 第5事件

(1) 渋谷税務署長が平成22年5月10日付けで原告C社に対してした平成16年9月1日から平成17年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額につきマイナス（欠損）80万3719円を超える部分、納付すべき税額につき零円を超える部分、翌期に繰り越す欠損金につき80万3719円を下回る部分をいずれも取り消す。

(2) 渋谷税務署長が平成22年5月10日付けで原告C社に対してした平成17年9月1日から平成18年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額につきマイナス（欠損）360万5434円を超える部分、納付すべき税額につき零円を超える部分、翌期に繰り越す欠損金につき440万9153円を下回る部分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 本件は、東京都中央区に所在するナイトクラブ「クラブA」の経営に関与する（ただし、経営への関与の仕方については争いがある。）第1事件原告A社、第2事件原告B社、第3事件及び第5事件原告C社並びに原告A社及び原告B社の代表者である第4事件原告甲につき、① 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで原告A社に対してした、(a) 法人税の青色申告承認取消処分（本件青色承認取消処分）、(b) 法人税の更正処分及び重加算税賦課決定処分、(c) 消費税及び地方消費税の更正処分、重加算税賦課決定処分、(d) 源泉徴収による所得税の納税告知処分、不納付加算税賦課決定処分及び重加算税賦課決定処分、② 渋谷税務署長が平成19年6月6日付けで原告B社に対してした源泉徴収による所得税の納税告知処分及び重加算税賦課決定処分、③ 渋谷税務署長が平成19年6月6日付けで原告C社に対してした源泉徴収による所得税の納税告知処分、④ 渋谷税務署長が平成19年10月5日付けで原告甲に対してした所得税の更正処分及び重加算税賦課決定処分、⑤ 渋谷税務署長が平成22年5月10日付けで原告C社に対してした法人税の更正処分には、事実の認定や法令の解釈に誤りがあるとして、各原告が上記各処分の全部又は一部の取消しを求める事案である。

2 関係法令の定め

別紙1のとおり（なお、別紙1で用いた略称を以下の本文及び別紙2以下においても用いることとする。）

3 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

- ア 原告A社は、平成13年12月21日、原告甲を代表取締役として設立された。原告甲の母である丙（以下「丙」という。）及び原告甲の父である丁（以下「丁」という。）は、設立当初から原告A社の取締役であったが、丁は、平成16年8月16日、原告A社の取締役を辞任し、原告A社の監査役に就任した。（甲1・44頁）
- イ 原告B社は、平成15年4月11日、原告甲を代表取締役として設立された。丙及び丁は、同社の取締役である。
- ウ 原告C社は、平成16年9月1日、丙を代表取締役として設立された。同社の代表取締役は、平成19年1月24日、原告甲の妹である乙（以下「乙」という。）に変更された。丙と丁は、同社の取締役である。（甲1）
- エ 原告甲は、東京都中央区の2室（以下「本件店舗」という。）において営業されている「クラブA」というナイトクラブ（以下「本件クラブ」という。）に、いわゆる雇われママとして勤務していたが、平成13年12月6日、本件クラブの営業主である株式会社D（以下「D」という。）から、本件クラブの営業に係る権利を譲り受けることとし、D及び本件店舗の賃貸人である有限会社E（以下「E」という。）との間で、Dから原告甲に対して、本件店舗の賃借権、営業権等を譲り渡し、賃借権の譲渡につきEが承諾する旨の契約を締結し、同月21日に原告A社を設立した上で、上記譲渡契約における譲受人を原告A社に変更する旨Dと合意した。（甲1・5頁、甲5）
- オ 原告A社は、平成14年1月、引き続き「クラブA」の名称を使用して本件クラブの営業を開始した。本件店舗には、エレベーターホールから向かって左側及び右側に二つの客室があり、左側（A室）が「VIPルーム」、右側（B室）が「メインルーム」と呼称されている。（甲1・10頁）
- カ 本件クラブの開店以降、平成15年4月から平成16年8月までの間（以下「A・B期間」という。）は、原告A社及び原告B社が本件クラブの収益及び費用を区分して申告し、平成16年9月以降は、原告C社が本件クラブの収益及び費用を申告していた（甲1・5頁）。
- キ 原告A社の経理担当者は、設立当初から平成16年8月ころまでは戊（以下「戊」という。）、それ以降はF（以下「F」という。）である。（甲1・42、51頁、乙22、23、24）

(2) 原告A社に対する犯則調査

東京国税局査察部は、平成18年9月20日から、原告A社に対し、国税犯則法に基づく犯則調査（以下「本件犯則調査」という。）を開始した。（乙4、7）

東京国税局査察部は、平成18年9月20日に原告甲、乙、戊、丙、丁に対し、同月21日、同年10月6日、同月10日に原告甲に対し、同月14日に戊に対し、同月17日、同月19日に原告甲に対し、同年11月2日にG税理士（以下「G税理士」という。）に対し、それぞれ質問調査を行い、質問てん末書を作成した。（乙7、8、20ないし25、49、50、54、55）

(3) 課税処分の経緯等

ア 原告A社に対する課税処分等の経緯

(ア) 原告A社は、原告A社平成14年12月期（原告A社の平成14年1月1日から同年12月31日までの事業年度をいい、以下、他の事業年度についても同様の表現をする。）、原告A社平成15年12月期、原告A社平成16年12月期、原告A社平成17年12月期（以下、これらを併せて「原告A社各事業年度」という。）の法人税について、別表2

ー 1 ないし同 2ー 4 の確定申告欄及び修正申告欄記載の日に、それぞれ確定申告及び修正申告をした。

原告A社は、確定申告及び修正申告において、原告A社平成14年12月期には本件クラブの売上げを一部計上せず、原告A社平成15年12月期の総勘定元帳に本件クラブの家具工事代金として修繕費を計上し、原告A社平成15年12月期から原告A社平成17年12月期には丙及び丁に対する役員報酬を計上し、A・B期間において、本件クラブの収益及び費用を原告B社との間で分散して計上し、平成17年12月期には、原告甲の役員報酬を事業年度末に月額400万円に増額して計上していた。

(イ) 京橋税務署長は、原告A社に対し、平成19年5月31日付けで、平成15年12月期の総勘定元帳に記載された修繕費は架空のものであるとして、原告A社平成15年12月期以後の法人税の青色申告承認の取消処分（本件青色承認取消処分）をした。

本件青色承認取消処分及びその後の不服申立て等の経緯は、別表1のとおりである。

(ウ) 京橋税務署長は、原告A社に対し、平成19年5月31日付けで、原告A社が本件クラブの売上げを一部除外していること、原告A社平成15年12月期の総勘定元帳に本件クラブの家具工事代金として記載された修繕費は架空のものであること、原告A社平成15年12月期から原告A社平成17年12月期に丙及び丁に対する役員報酬として計上されたものは架空のものであり、実際には原告甲に対する役員報酬であること、A・B期間においても、本件クラブの営業主体は原告A社であり、本件クラブの収益及び費用は全て原告A社に帰属させるべきこと、平成17年12月期の年度末に月額400万円と増額計上された原告甲の役員報酬は利益調整目的で支払われた役員賞与であることを理由として、原告A社各事業年度の法人税の各更正処分をした（以下、これらの更正処分のうち原告A社平成14年12月期の法人税の更正処分を「原告A社平成14年12月期法人税更正処分」、原告A社平成15年12月期の法人税の更正処分を「原告A社平成15年12月期法人税更正処分」という。）。

国税不服審判所長は、平成20年10月20日付けで、原告A社平成16年12月期及び原告A社平成17年12月期の法人税の各更正処分を一部取り消す旨の裁決（以下「原告A社当初裁決」という。）をした（以下、原告A社当初裁決により一部取り消された後の原告A社平成16年12月期及び平成17年12月期の法人税の各更正処分をそれぞれ「原告A社平成16年12月期法人税更正処分」及び「原告A社平成17年12月期法人税更正処分」といい、原告A社に対する原告A社各事業年度の法人税の各更正処分を併せて「原告A社法人税各更正処分」という。）。

また、京橋税務署長は、平成19年5月31日付けで、原告A社法人税各更正処分に係る重加算税の各賦課決定処分（以下、これらの賦課決定処分のうち原告A社平成14年12月期法人税更正処分に係る重加算税の賦課決定処分を「原告A社平成14年12月期法人税重加算税賦課決定処分」、原告A社平成15年12月期法人税更正処分に係る重加算税の賦課決定処分を「原告A社平成15年12月期法人税重加算税賦課決定処分」という。）をした。

国税不服審判所長は、原告A社当初裁決により、原告A社平成16年12月期法人税更正処分及び原告A社平成17年12月期法人税更正処分に係る重加算税の各賦課決定処分を一部取り消した（以下、原告A社当初裁決により一部取り消された後の原告A社平成

16年12月期法人税更正処分に係る重加算税及び過少申告加算税の賦課決定処分並びに原告A社平成17年12月期法人税更正処分に係る重加算税の賦課決定処分をそれぞれ「原告A社平成16年12月期法人税加算税賦課決定処分」及び「原告A社平成17年12月期法人税重加算税賦課決定処分」といい、原告A社法人税各更正処分に係る重加算税の各賦課決定処分を併せて「原告A社法人税加算税各賦課決定処分」という。また、原告A社法人税各更正処分と原告A社法人税加算税各賦課決定処分を併せて、以下「原告A社法人税各更正処分等」という。。

原告A社法人税各更正処分等及びその後の不服申立て等の経緯は、別表2-1ないし同2-4のとおりである。

- (エ) 京橋税務署長は、原告A社に対し、平成19年5月31日付けで、A・B期間における本件クラブの収益及び費用は全て原告A社に帰属させるべきであることを理由として、平成16年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「原告A社平成16年12月課税期間」という。）の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の更正処分及び同更正処分に係る重加算税の賦課決定処分をした。

国税不服審判所長は、原告A社当初裁決により、原告A社平成16年12月課税期間の消費税等の更正処分及び同更正処分に係る重加算税の賦課決定処分につきその一部を取り消した（以下、原告A社当初裁決により一部取り消された後の原告A社平成16年12月課税期間の消費税等の更正処分及び同更正処分に係る重加算税の賦課決定処分をそれぞれ「原告A社消費税等更正処分」及び「原告A社消費税等重加算税賦課決定処分」といい、両処分を併せて「原告A社消費税等更正処分等」という。）。

原告A社消費税等更正処分等及びその後の不服申立て等の経緯は、別表3のとおりである。

- (オ) 京橋税務署長は、原告A社に対し、平成19年5月31日付けで、A・B期間における本件クラブの収益及び費用は全て原告A社に帰属させるべきであり、従業員に対する給与の支払者も原告A社であることを理由として、平成14年12月及び平成15年5月ないし平成18年7月の各月分（以下「原告A社各月分」という。）の給与等について、源泉徴収による所得税（以下「源泉所得税」という。）の各納税告知処分（以下「原告A社各納税告知処分」という。）及び同処分に係る不納付加算税及び重加算税の各賦課決定処分（以下「原告A社源泉所得税加算税各賦課決定処分」という。）をした。

国税不服審判所長は、原告A社当初裁決及び平成21年4月3日付けで原告A社に対してした裁決（以下「原告A社訂正裁決」という。）により、平成16年9月分ないし平成18年7月分の各納税告知処分及び同処分に係る不納付加算税又は重加算税の各賦課決定処分の一部を取り消した（以下、平成16年9月分ないし平成18年7月分については、原告A社当初裁決及び原告A社訂正裁決により一部取り消された後のものを「原告A社平成16年9月納税告知処分」又は「原告A社平成16年9月源泉所得税加算税賦課決定処分」のようにいい、原告A社各納税告知処分及び原告A社源泉所得税加算税各賦課決定処分を併せて、以下「原告A社各納税告知処分等」という。）。

原告A社各納税告知処分等及びその後の不服申立て等の経緯等は、別表4-1及び同4-2のとおりである。

- イ 原告B社に対する課税処分等の経緯

渋谷税務署長は、原告B社に対し、丙に対する役員報酬として計上されたものは架空のものであり、原告甲に対する役員報酬であることを理由として、本件クラブの平成19年6月6日付けで、平成18年1月ないし同年6月の各月分（以下「原告B社各月分」という。）の給与等について、源泉所得税の納税告知処分（以下「原告B社納税告知処分」という。）及び同処分に係る重加算税の賦課決定処分（以下「原告B社重加算税賦課決定処分」といい、原告B社納税告知処分と併せて「原告B社納税告知処分等」という。）をした。

原告B社納税告知処分等及びその後の不服申立て等の経緯は、別表5のとおりである。

ウ 原告C社に対する課税処分等の経緯

渋谷税務署長は、原告C社に対し、丙及び丁に対する役員報酬として計上されたものは架空のものであり、原告甲に対する役員報酬であることを理由として、平成19年6月6日付けで、平成16年10月分（以下「原告C社本件月分」という。）の給与等について源泉所得税の納税告知処分（以下「原告C社納税告知処分」という。）をした（なお、渋谷税務署長は、平成18年8月分の給与等についても、源泉所得税の納税告知処分及び同処分に係る重加算税の賦課決定処分をしたが、平成19年8月28日付けの「源泉所得税の加算税賦課決定等通知書（訂正用）」により取り消している。）。

原告C社納税告知処分及びその後の不服申立て等の経緯は、別表6のとおりである。

エ 原告甲に対する課税処分等の経緯

渋谷税務署長は、原告甲に対し、原告A社及び原告C社の丙及び丁に対する役員報酬は架空のものであり、原告甲に対する役員報酬であること、原告C社の売上除外金は原告甲に対する役員賞与であることを理由として、平成19年10月5日付けで、平成17年分の所得税の更正処分及び同処分に係る重加算税の賦課決定処分をした。

国税不服審判所長は、平成20年12月2日付けで原告甲に対する平成17年分の所得税の更正処分及び同処分に係る重加算税の賦課決定処分を一部取り消す旨の裁決をした（以下、上記裁決により一部取り消された後の原告甲に対する平成17年分の所得税の更正処分及び同更正処分に係る重加算税の賦課決定処分をそれぞれ「原告甲更正処分」及び「原告甲重加算税賦課決定処分」といい、両処分を併せて「原告甲更正処分等」という。）。

原告甲更正処分等及びその後の不服申立て等の経緯は、別表7のとおりである。

オ 原告C社に対する課税処分等の経緯

渋谷税務署長は、原告C社に対し、本件クラブの収益を一部計上していなかったこと、丙及び丁に対する役員報酬が架空のものであり、原告甲に対する役員報酬であることを理由として、平成19年6月6日付けで原告C社各事業年度の法人税に係る欠損金額をいずれも増額する各更正処分（以下、順に「原告C社平成17年8月期法人税減額更正処分」、「原告C社平成18年8月期法人税減額更正処分」といい、これらを併せて「原告C社法人税各減額更正処分」という。）をした。

渋谷税務署長は、原告C社に対し、平成22年5月10日付けで原告C社の平成17年8月期及び平成18年8月期の各法人税に係る増額更正処分（これらを併せて、以下「原告C社法人税各更正処分」という。）をした。

原告C社法人税各更正処分及びその後の不服申立て等の経緯は、別表8-1及び同8-2のとおりである。

(4) 各訴えの提起

原告A社、原告B社、原告C社及び原告甲は、平成21年4月6日、第1事件ないし第4事件に係る訴えを提起した。(顕著な事実)

原告C社は、平成22年9月30日、第5事件に係る訴えを提起した。(顕著な事実)

4 被告が主張する本件における各課税処分の根拠等

- (1) 本件青色承認取消処分の根拠及び適法性に関する被告の主張は別紙2のとおりである。
- (2) 原告A社法人税各更正処分の根拠及び適法性に関する被告の主張は、別紙3のとおり、原告A社法人税加算税各賦課決定処分の根拠及び適法性に関する被告の主張は別紙4のとおりである。
- (3) 原告A社消費税等更正処分の根拠及び適法性に関する被告の主張は別紙5のとおり、原告A社消費税等重加算税賦課決定処分の根拠及び適法性に関する被告の主張は別紙6のとおりである。
- (4) 原告A社各納税告知処分の根拠及び適法性に関する主張は別紙7のとおりである、原告A社源泉所得税加算税各賦課決定処分の根拠及び適法性に関する主張は別紙8のとおりである。
- (5) 原告B社納税告知処分の根拠及び適法性に関する主張は別紙9のとおり、原告B社重加算税賦課決定処分の根拠及び適法性に関する主張は別紙10のとおりである。
- (6) 原告C社納税告知処分の根拠及び適法性に関する主張は別紙11のとおりである。
- (7) 原告甲更正処分の根拠及び適法性に関する主張は別紙12のとおり、原告甲重加算税賦課決定処分の根拠及び適法性に関する主張は別紙13のとおりである。
- (8) 原告C社法人税各更正処分の根拠及び適法性に関する主張は別紙14のとおりである。
- (9) なお、別紙2ないし14で用いた略称を以下の本文及びにおいても用いることとする。

5 争点

- (1) 原告B社、原告C社及び原告甲に対する課税手続の適法性(原告A社に対する犯則調査で得られた資料に基づき他の法人等に更正処分等を行うことが許されるか。)(請求2ないし5関係)
- (2) 原告A社に対する本件青色承認取消処分の適法性(原告A社が架空の修繕費を計上していたことが青色申告の承認処分の取消事由となるか。)(請求1(1)関係)。
- (3) 本件クラブの収益等の帰属先(A・B期間において、本件クラブの収益を原告A社と原告B社とで分けて計上していたことにつき、実際には原告A社のみ計上されるべきものであるかどうか。原告A社のみ計上されるべきである場合、原告A社が収益を申告しなかったことが隠ぺい又は仮装行為に当たるか。)(請求1(3)、(4)、(6)関係)。
- (4) 原告A社による売上除外と認定された額の適否(H銀行丙口座に入金された金員の全てが売上除外による金員であるか。)(請求1(2)、(7)関係)。
- (5) 原告A社、原告B社及び原告C社の原告甲の父母に対する役員報酬の実態(原告甲の父母に対して支払った役員報酬は架空のものか。架空のものである場合には、原告甲に対する役員報酬とみるべきか。)(請求1(3)ないし(5)、(7)、2ないし5関係)。
- (6) 事業年度末に増額計上した原告甲に対する役員報酬の損金性の有無(平成17年12月期に原告甲に対する役員報酬を増額した金額は損金となる役員報酬か、利益調整を目的として事業年度末に臨時的に支給したものであり損金とはならない役員賞与か。)(請求1(5)関係)。
- (7) 原告A社を源泉徴収義務者としたことの適否等(原告B社に計上された従業員の給与につき、実際は原告A社が支給したもので、同社が源泉徴収すべきであったといえるか。源泉徴収

すべきであったとした場合、原告A社が源泉徴収しなかったことは隠ぺい又は仮装であるといえるかどうか。) (請求1(7)関係)

6 争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1) (原告B社、原告C社及び原告甲に対する課税手続の適法性) について (被告)

国税通則法24条所定の更正処分は、調査を前提として行われるものであるところ、調査とは、課税標準等又は税額等を認定するに至る一連の判断過程の一切、すなわち、課税庁による証拠資料の収集、証拠の評価あるいは経験則を通じての要件事実の認定、租税法その他の法令の解釈適用を含む税務調査全般を指し、いわゆる机上調査のような課税庁内部における調査を含み、調査の範囲、程度、時期及び方法等の実施の細目については、課税庁の合理的な裁量に委ねられていると解されている。また、質問検査は国税通則法24条所定の更正処分をする場合の要件ではないと解されており、同条所定の調査については、課税庁が必要と判断する範囲及び程度において行うことをもって足り、納税者に対して直接質問調査をしなければならないものではない。したがって、渋谷税務署長が質問検査権を行使する必要性を認めず、これを行ってしなかったとしても、そのことをもって直ちに渋谷税務署長のした更正処分が違法となるものではない。

各税法上の調査と国税犯則取締法上の犯則調査は、その目的、性格を異にするものではあるが、犯則嫌疑がないにもかかわらず、専ら租税の賦課、徴収を目的として犯則調査の手段を用いる場合は格別、収税官吏である国税査察官が犯則嫌疑者に対して国税犯則取締法に基づく犯則調査を行った場合に、課税庁がその犯則調査により収集された資料を課税処分をするために利用することは許されると解される。このことは、ある法人又は個人(以下「法人等」という。)に対する犯則調査の結果により収集された資料を他の法人等に対する課税処分をするために利用する場合であっても何ら異なる点はないから、ある法人等に対して国税犯則取締法に基づく犯則調査が行われ、課税庁が当該犯則調査に係る資料の引継ぎを受け、当該資料等を基礎として部内資料との照合及び認定をし、別の法人等である納税者の課税標準等及び税額等を認定することは、国税通則法24条所定の調査に該当し、それにより課税処分を行うことには何ら違法性はないというべきである。しかも、原告A社、原告B社及び原告C社(以下「原告3社」という。)は法人格を異にするとはいえ、本件犯則調査の犯則嫌疑者である原告A社の代表取締役は原告甲であり、同人は、原告B社の代表取締役及び原告C社の取締役をそれぞれ兼務している上、これら2社の経営にも携わっていたのであるから、原告A社は原告B社及び原告C社にとって実質的に第三者に該当するものでもない。原告甲更正処分、原告C社法人税各更正処分、原告B社納税告知処分等(以下「渋谷税務署長各処分」という。)については、その根拠となった原告甲に対する役員報酬を原告の父母に対する役員報酬に仮装した事実及び本件クラブの売上げの一部を除外して得た金員を原告甲が受領している事実に関し、原告A社に対する犯則調査において、原告B社の代表取締役であり、原告C社の取締役でもある原告甲が質問を受け、実質的に原告A社以外の原告らに対しても弁明の機会が与えられている。したがって、渋谷税務署長各処分は、更正処分の前提として要求される国税通則法24条の調査を経て行われたものであり、その調査において用いられた資料も適法に収集されたものであるから、上記各処分は適法である。

(原告ら)

渋谷税務署長各処分は、国税犯則取締法に違反する違法な調査に基づくものであって違法である。国税犯則取締法2条に基づく犯則調査と法人税法153条又は所得税法234条の質問検査権に基づく所轄税務署の調査とは、その目的及び機能を異にする別個の手段であり、調査権の前提要件も異なる。犯則調査は裁判所の令状に基づいて実施される場合、本件犯則調査の際の令状には、犯則嫌疑者として原告A社の名称のみが記載されており、調査範囲も原告A社に係るもののみであった。すなわち、原告B社、原告C社及び原告甲は、反面調査の対象者となつたに過ぎず、調査対象者である旨の告知はされず、防御の機会が与えられないままに渋谷税務署長各処分が行われたのであり、渋谷税務署長各処分は適正手続を保障する憲法30条にも違反し違法な処分である。

なお、被告は、原告甲が質問を受けていることから原告A社以外の原告らに対しても実質的に弁明の機会が与えられている旨主張するが、その質問は、原告A社の調査であることを前提にされており、原告A社以外の原告らに説明・防御の機会が与えられないまま不意打ち的に処分が行われたことに変わりはない。

(2) 争点(2) (原告A社に対する本件青色承認取消処分の適法性)

(被告)

ア 青色申告制度は、誠実かつ信頼性のある記帳をすることを約した納税者が、これに基づき所得金額を正しく算出して申告納税をすることを期待し、かかる納税者に対して特典を付与するものであり、青色申告承認の取消処分は、この期待を裏切った納税者に対しては、一旦与えた特典を剥奪すべきものとすることによって、同制度の適正な運用を図ろうとするものである。法人税法127条1項3号前段の「その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し」た場合には、青色申告承認の前提となつた信頼、期待は裏切られたといえ、承認が取り消されることになる。

原告A社平成15年12月期の総勘定元帳に平成15年12月31日付けで修繕費科目に計上された519万7500円は、原告甲の父母が居住する居宅(実家)のリフォーム代金(実家改築費用)の一部を原告甲がIと通謀し、本件クラブの家具工事代金として仮装し、原告A社に架空の修繕費を計上したもので、法人税法127条1項3号所定の「帳簿書類に取引の全部又は一部を仮装して記載し又は記録し」という青色申告承認の取消事由に該当する。

そして、京橋税務署長は、法人税法127条3項の規定に基づき、原告A社に対し、上記架空の修繕費を計上した事実が同条1項3号に該当する旨の理由を付記した上で、書面により本件青色承認取消処分を行っているから、同処分は適法である。

イ なお、原告A社は、帳簿書類の記載に一部仮装のものが含まれるとしても、その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があるような場合に限り青色申告承認を取り消せば足り、一般的な法人税調査において、隠ぺい又は仮装の事実が存在しても直ちに青色申告承認の取消しにはいたっていないとして、本件青色承認取消処分は酷にすぎると主張する。しかしながら、法人税法127条1項3号前段の事由は、同号後段の「その記載又は記録した事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由がある」場合の例示ではなく、それぞれが別個独立の要件であるから原告A社の主張は前提を欠いており、一般的な法人税調査の現状として述べる原告A社の主張は具体性がなく客観的根拠に基づかない独自の見解にすぎない。原告甲が本件クラブの家具工事の施工業者と共

謀し、原告甲の妹である乙が偽造した契約書に基づき、実家のリフォーム工事を行った有限会社J（以下「J」という。）に対し、本件クラブの家具工事の施工業者をしてリフォーム代金を送らせ、実家改築費用を原告A社の修繕費等と仮装したものであり、青色申告制度の趣旨・目的に反することからすれば、本件青色承認取消処分は決して酷な処分とはいえない。

また、原告A社は、実家改築費用の負担が原告甲の父に対する役員報酬であるとか、単なる勘定科目の付け替えが行われただけであるなどと主張するが、リフォームを主導したのは原告甲であり、原告甲が原告A社の金員を私的に流用したものにすぎない上、原告A社の主張によっても、上記のような原告A社の仮装行為により計上されたことは左右されないことからすれば、本件修繕費等の仮装計上の事実が法人税法127条1項3号所定の取消事由に該当することに何ら影響を与えるものではない。

（原告ら）

原告A社には、修繕費の計上を仮装した事実はあるが、それは、単発の取引にすぎず、総勘定元帳への記載はわずか1行にすぎないから、被告が主張するように、法人税法127条1項3号前段と後段の要件が独立のものであるとしても、青色申告の制度趣旨を考えると、その記載又は記録した事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があるような真にふさわしくない場合に限り青色申告承認を取り消すことができると解すべきである。青色申告の承認の取消しに関する事務指針が「真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合」に取消しを行うものとしており、実際、法人税調査の結果において隠ぺい又は仮装の事実が存在しても直ちに青色申告承認の取消処分には至らないのが一般的であることに照らしても、本件青色承認取消処分は過酷であって違法である。

なお、修繕費として計上したのは、原告甲の実家の修繕費であるところ、実家の所有者は原告甲の父であり、同人は原告A社の役員でもあるから、実家の修繕費は原告甲の父に対する役員報酬と評価することもできる。そうすると、修繕費の計上は、単に勘定科目の付け替えがあっただけで隠ぺい又は仮装があったとまでいうことはできず、その違法性は軽微であったといふべきである。

(3) 争点(3)（本件クラブの収益等の帰属先）について

（被告）

ア 原告A社は、A・B期間において、原告A社が営業主体となって本件クラブを運営していたにもかかわらず、本件クラブの収益・費用を原告B社に分散計上していたものである。

イ 本件クラブはDが経営権を有していたときから、二つの客室で営業していたが、本件クラブ内のキャッシャー室、ガスレンジが設置された厨房、更衣室は二つの客室のうち1か所にしか存在しないため、現金の管理、調理、従業員の着替え等は、二つの客室で共通して行われており、Dとの本件クラブの営業に係る権利譲渡の契約においては、営業権を客室ごとに区分して譲渡する旨の約定はなく、Dによる本件クラブの営業は両室の区別なく一体として行われていた。原告A社は、二つの客室についての一つの営業権をDから譲り受け、その営業権に基づいて本件クラブを営業していた。他方、原告B社は、原告甲を代表取締役として平成15年4月に設立されたが、原告A社及び原告B社との間に、本件クラブの営業権の分割、賃借、譲渡に関する契約は存在せず、原告B社が二つの客室のうちの一つについて営業権を取得したとは認められない。したがって、原告A社が二つの客室に関する営業権をDから譲り受けて以来、本件クラブの営業権は原告B社の設立後も継続的に原告A社が保有して

いたものである。なお、原告A社は、平成14年1月7日、いずれの客室についても食品衛生法21条に基づく営業許可（以下「食品衛生法上の営業許可」という。）を取得し、平成14年8月21日にVIPルームについて、平成17年4月1日にメインルームについて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律2条1項2号の営業を営むことの許可（以下「風営法上の営業許可」という。）を取得しているから、VIPルームにおける営業を継続させるために原告B社を設立したという原告の主張は、前提となる事実関係を欠いており失当である。

- ウ(ア) 本件クラブにおける営業日ごとの来店顧客名、来店人数、来店時間、テーブルナンバー、担当ホステス及び注文ボトル等の各事項並びにホステスの出勤状況は「メンバーリスト」と題する一覧表（以下「本件メンバーリスト」という。）に記載されているが、来店顧客はいずれの客室を利用するかにより区別されずに同表に記載され、同表に記載された1日の来客組数、客数、ホステスの出欠状況及びボトルの注文本数は、二つの客室を区分することなく集計されている。そして、本件クラブでは、来店顧客をそれぞれの客室利用者ごとに集計しておらず、本件クラブの各月の営業日数、客数、売上金額、ママ売上金額及び経費項目別の金額が記載された集計表（以下「本件月別経費等一覧表」という。）においては、二つの客室を区分することなく、かつ、原告A社と原告B社を区別することなく、本件クラブ全体の客数及び売上金額が集計されている。このように、本件クラブの売上げは、客室の区別も、原告A社と原告B社との区別もなく一括して管理集計されていた。
- (イ) 原告甲は、本件クラブの両室において顧客の接客を担当しているほか、その余のホステスも同一日に両室で接客を担当しており、来店顧客もVIPルームとメインルームとの間で移動可能である。
- (ウ) 本件クラブのホステスの報酬は全て原告A社が支払い、原告A社は当該支出を原告A社のホステス報酬高に計上している。そして、原告A社においては、その一部を原告B社から回収した旨の経理処理をしているが、ホステスの報酬の支払や回収についての原告A社と原告B社との間の合意を示す契約書等は存在しない上、そのような経理処理をした期間がA・B期間の一部に限られること、報酬の負担割合が不自然であること、原告B社において当該負担金は外注費に計上されているが、その対象となるホステスは各月1ないし2名であり、その区別に合理的理由はみられないことなど、このホステスの報酬に関する経理処理は不自然、不合理である。本件店舗スタッフの給与等は、原告B社の給与手当として計上され、本件クラブのポーター及びキャッシャー並びに経理担当者等の事務員（以下「本件事務員」という。）の給与等は原告A社の給与手当として計上されているが、これらの給与等の支払についての原告A社と原告B社との間の契約書等は存在せず、これらの従業員の業務は両室に共通のものと考えられるから、この区別にも合理的理由は認められない。
- (エ) 原告A社は原告B社に毎月400万円ないし700万円程度の外注費を支払い、毎月10万円ないし190万円のホステスあっせん手数料を支払っているが、この支払について原告A社と原告B社との間での契約書等は存在しない。また、本件月別経費等一覧表には、二つの客室や原告A社と原告B社とを区別せず、本件、クラブ全体の経費が記載されており、本件クラブの各月の売上金額、営業日数、ホステス報酬額、スタッフ給与額、酒類等の仕入金額及び損益の実績が記載された実績表（以下「本件実績表」という。）にも、

各月の損益実績が二つの客室や原告A社と原告B社とを区別することなく記載されている。

エ 以上の事実を照らすと、原告A社は、原告B社の設立以後も本件クラブの2室の営業権を有しており、本件クラブにおける営業の実態、収益及び費用の管理方法、経理処理方法等によれば、本件クラブはVIPルームとメインルームとで営業は分けられておらず、一体として営業されていたものであるから、本件クラブの収益は原告A社に帰属するものと認められる。

なお、被告は、原告B社の法人格を否認すべきであるとか、事業実態がないと主張しているものではなく、原告B社が本件クラブの営業をしていないと主張するものである。したがって、原告B社の確定申告に係る税理士費用を経費として認めていることは、被告の主張と矛盾しない。

オ 原告A社の平成15年12月期及び平成16年12月期の益金の額に算入すべき飲食売上高の金額（平成16年12月期については、原告甲の顧客に係る領収証未発行分を除く。）については、原告A社に帰属すべきA・B期間における本件クラブの収益を原告B社に分散計上し、収益を分散させるため原告B社を設立し、同社があたかも本件クラブの営業の一部を行っていたかのような外形を作出したものであり、隠ぺい又は仮装に該当する。

（原告ら）

ア 原告A社と原告B社は、本件クラブの収益及び費用をそれぞれ独自に計算し、申告していたもので、両社に適当に区分して申告したものではない。本件クラブのうちVIPルームにおいては、原告甲が主として同人の顧客を相手に営業を行っており、他のホステスはいわゆるヘルプとして接客しており、ホステス自身が主として営業していたのではない。原告甲はVIPルームの顧客の売上げを原告B社の収益として計算し、原告B社の名称が押印された請求書を発行して飲食代金を回収し、原告B社がその売上げを管理していたのであるから、VIPルームの収益は原告B社に帰属する。他方、メインルームは、原告甲の顧客以外の客を相手に営業を行っており、その売上げは原告A社が管理していたものであるから、メインルームの収益は、原告A社に帰属していた。

イ 原告A社は、平成13年12月6日に、DからクラブAの営業権一切を譲り受け、経営権を取得したもので、この時点では、本件クラブの営業権は全て原告A社に帰属していた。しかし、その後、平成14年1月に食品衛生法上の営業許可を取得し、同年8月にVIPルームについて風営法上の許可を取得し、同年11月に本件店舗賃貸借契約の更新をするに当たり、VIPルームとメインルームの営業を分離する必要が出てきた。すなわち、Dが経営していた時代から、営業許可はVIPルームとメインルーム個別に取得されており、原告A社が営業許可を取得する際も、各客室ごとに取得する必要があった。ただし、当時は、双方の客室について正規の風営法上の営業許可を取得するためには、メインルームを1か月以上の間閉店した上で許可申請しなければならないことを指摘されたため、メインルームの営業許可は、D名義のものを利用することとした。そこで、メインルームの営業許可が第三者であるD名義のものであることから名義貸しであることを指摘されても、本件クラブの最上客である原告甲の顧客に対するVIPルームでの営業を継続できるように、平成15年4月に原告B社を設立し、VIPルームで原告甲の顧客を中心に営業することとした。

ウ 本件クラブにおいては、顧客中心の営業を行っていたため、原告甲の顧客以外がVIPル

ームでの飲食を希望する場合、原告甲の顧客が単価の安いメインルームでの飲食を希望したり、原告甲以外のホステスによる接客を希望する場合、メインルームが満席の場合に来店した顧客の対応をVIPルームで行う場合等、2室の区別が混乱する場合もあるが、そのような場合でも原則は原則として貫いていたのであり、また、飲食代金の税務処理は全て個別に管理していた。

エ 原告B社は、適法に設立の登記をし、原告A社とは別の請求書、領収印等を作成し、御勘定書及び帳簿を記帳し、飲食代金も原告B社名義の銀行口座で回収し、税理士に委任して確定申告を行っていたのであり、事業実態がなかった旨の被告の主張は失当である。

オ 被告が本件クラブの営業による収益が全て原告A社に帰属するとした法律上の根拠は、実質課税の原則によるものに他ならないと考えられるところ、実質課税の原則が適用されるには形式と実質との不一致が明らかに立証されることが必要である。原告A社と原告B社は別個の法人であり、形式と実質の不一致も認められない。また、Kの高級クラブであれば、物理上一つの店舗に複数の営業主体が存在することも不合理ではない。原告B社は、独自の顧客管理をし、独自の料金体系で計算した飲食代金を原告A社とは別に請求し、別途の帳簿で計算管理をし、それに基づいて法人税の申告を行っていた。被告も、原告B社の存在そのものは認めている。被告が原告A社と原告B社の経営実態に関する事実認定を前提に課税するのであれば、少なくとも両者の収支計算はもとよりこの収支計算の結果として表示される資産・負債の明細を明示しなければならない。

(4) 争点(4) (原告A社による売上除外と認定された額の適否) について
(被告)

原告甲は、平成14年1月から同年6月までの間、本件クラブの売上げから、原告甲の顧客に係る現金売上げで領収証を発行しない売上げを除外し、当該売上除外に係る金員を、その都度、原告甲自ら又は原告A社の経理を担当していた戊に依頼してH銀行丙口座に送金していた。その送金方法に照らせば、売上げから除外した金員以外の金員が混入する余地はほとんどない上、原告甲は、平成14年6月以降売上除外金の振込みに利用したL銀行いわき支店の丙名義の口座への入金分には立替金の精算分が含まれている旨の供述をしているのに対し、H銀行の口座に関してはそのような供述を一切していないこと、戊もH銀行の口座に入金した現金は売上除外に係るものであったことを述べるが、立替金の精算分が含まれていたとは述べていないこと、また、H銀行への送金は、L銀行の上記口座への送金と異なり1円単位の端数の付いたものが見当たらないことからすれば、H銀行への送金分には立て替えた経費の精算分は含まれていないというべきである。したがって、H銀行丙口座へ送金された金員は、その全額が原告A社の売上除外金に該当する。

(原告ら)

H銀行丙口座に入金された金銭の中には、原告甲が立て替えた立替金の精算金が一部含まれており、この部分については、売上除外金として課税の対象とすべきではない。原告甲は、平成14年1月21日からH銀行丙口座に、原告甲が立て替えた経費の精算金等の送金を行い、同年6月25日に同口座を解約した後、同年10月2日にL銀行の口座を開設して同様に送金を続けていたのであり、H銀行の口座への送金とL銀行の口座への送金は一連のものと解すべきである。

なお、処分行政庁は、口座への送金につき1円単位の端数の有無により立替金か否かを判断

しているが、原告甲の立替金が1円単位の端数を生じることがまれであるから、上記の判断基準は合理的なものとはいえない。また、通称、飲食業では2月及び8月（ニッパチ）の売上げが低迷することは公知の事実であるところ、処分行政庁は、平成14年1月24日から同年6月25日までの約5か月間の売上除外金を他の事業年度の売上除外金の約2.5倍の額であったと認定しており不自然である。

(5) 争点(5)（原告A社、原告B社及び原告C社の原告甲の父母に対する役員報酬の実態）について

(被告)

ア 丙は、原告A社及び原告B社の取締役、原告C社の代表取締役（平成19年1月24日以降は取締役）であり、丁は、原告A社の監査役（平成16年8月16日までは取締役）であり、原告B社及び原告C社の取締役であるが、同人らは、原告3社において主要な業務執行に関与せず、経営に参画していないから、その役員として職務を遂行していないと認められる。その理由は次のとおりである。

イ 本件犯則調査時に、原告甲は、原告甲の父母への役員報酬に関し、父母は名前だけの役員であり、父母に仕事をしてもらったことはないことなど、具体的かつ詳細な供述をし、原告甲の父母においても、丁は、原告3社の役員就任の事実すら知らないと述べるなど、原告3社への関与を否定する趣旨の具体的かつ詳細な供述をしており、これらの供述は、いずれも符合し、互いに補完し合うものであることに加え、いずれも査察調査の初日にされたものであって、高度の信用性が認められる。さらに、原告甲の父母への役員報酬が振り込まれていた銀行口座には役員報酬と預金利息以外の入金がない上、原告甲の父である丁の口座には出金の実績はなく、原告甲の母である丙の口座についても口座開設から約2年間出金の実績がなかったが、その後数か月の間に各200万円の出金が11回あったという入出金状況、これらの銀行口座の各預金通帳及び各キャッシュカードは原告甲の居宅で発見され、原告甲が管理していたものと認められることからすると、原告甲の父母の役員報酬が振り込まれた口座は、原告甲が自由に費消することが可能な状態に置かれていたものであり、原告甲の父母に対する役員報酬は、同報酬が振り込まれた口座を管理していた原告甲が受給したものと認めるのが相当である。したがって、原告甲の父母に対する役員報酬は、原告3社の役員としての同人らの業務の対価ではなく、実際にも同人らに対して支払われず、原告3社の代表取締役又は取締役である原告甲に支払われたものであり、原告甲に対する役員報酬を丙らに対する役員報酬であるかのように仮装して計上されたものである。

ウ なお、原告らは、本件犯則調査時に、丁は、原告甲をかばおうとして事実に反する供述をし、丙は迎合的な供述をしたと主張するが、丁は、原告甲をかばおうとしていたはずであるのに、事実に反して役員である認識も役員としての活動実態も否定する供述をしたというのは不自然であるし、丙に係る質問てん末書の内容からすれば、査察官の質問に迎合したとは認められないから、これらの点に関する原告の主張には理由がない。また、原告らが主張する原告甲の父母が役員として果たしていたという役割の内容は、およそ役員の職務と評価できるものではなく、むしろ原告甲の親としての行為とみるのが相当であるから、原告らの主張には理由がない。

(原告ら)

原告甲の父母は、正式に登録された原告3社の役員となっており、就任の際には、印鑑証明

書の提出及び実印の押印を行っているから、両名が役員就任の事実を知らないということはありません。原告甲の父は原告A社の監査役であるが、監査役は問題が発生したときに対応する者との理解により、あえて進んで意見を具申することはなかったが、原告甲らにとって、いざというときに控えている頼もしい存在であり、本件店舗の賃貸借契約の保証人になるなどの業務も行っていた。原告甲の母は取締役として原告A社の事務所に出勤し、帳簿の確認や顧客の整理を手伝ったり、原告甲にアドバイスを与えたりしており、さらに、居住地において営業活動を行ったりするなど原告3社のための業務を行っていた。原告甲の父母は、将来原告甲の世話になるときのことを考えて報酬には手を付けていなかったに過ぎず、報酬を受け取っていることは認識していたのであるから、これらの報酬は架空のものではない。

原告甲の父は、本件犯則調査時に税務署の職員が9名も自宅を訪れたため、気が動転して事実と反する回答をしてしまったのであり、また、原告甲の母は、体調が良くなかったりしたところ、多数の税務署職員の雰囲気を押されて、税務署職員に迎合する回答をしてしまったのであって、原告甲の父母の本件犯則調査時における供述には信用性はない。

なお、仮に法人の実際の業務に携わらなかったとしても、商業登記簿上の役員に対して役員報酬を支払うことはあり得るのであり、原告甲の父母についても、役員報酬の額が過大であるとしてその一部について経費としての算入を認めないというのならまだしも、役員報酬の全額が架空のものとするには納得できない。

(6) 争点(6) (事業年度末に増額計上した原告甲に対する役員報酬の損金性の有無) について
(被告)

ア 原告A社が平成17年12月期末に増額して計上した原告甲に対する報酬は、原告A社が利益調整を目的として平成17年12月期末に原告甲へ臨時的に支給したものであり、法人税法35条4項所定の原告甲に対する役員賞与に該当する。その理由は次のとおりである。

イ 本件犯則調査の際に差し押さえられた平成17年12月15日に行われた原告甲及びG税理士らの打合せ内容をまとめた打合せメモの記載、各月の役員報酬の計上の都度作成された給料台帳と少なくとも平成17年10月末現在の合計残高試算表作成後に作成されたと思われる給料台帳、原告Aの損益計算に係る合計残高試算表によれば、原告A社は、平成17年12月15日に行われた原告甲とG税理士らとの打合せの結果、平成17年12月期の損益状況に照らし、原告甲の役員報酬を月250万円分増額することとし、それに基づいて報酬を増額する経理処理が行われたものと認められる。このことは、G税理士もこれに沿う供述をしているほか、原告甲も、平成17年12月15日の打合せの際、平成17年11月の試算表を見て12月の売上げを予想した上、原告甲の役員報酬を増額することになったということ自体は認めていることにも合致する。

ウ なお、原告らは、原告甲に対し平成17年12月期当初から月額400万円の役員報酬を支給することになっていたと主張するが、これを認めるに足りる客観的証拠はなく、平成17年12月期当初に損失を計上していたことに照らすと、その時期に代表取締役の役員報酬を月額100万円増額することを決めたというのは極めて不自然かつ不合理である。また、原告らは、決算期末で利益調整したように見えるのは、G税理士が会計帳簿を訂正しなかったためである旨主張するが、役員報酬につき未払計上しないこととしていたG税理士が、平成17年12月期に至って突然増額を認め、同増額報酬額を計上したというのは不自然かつ不合理であり信用することはできない。

(原告ら)

原告A社による平成17年12月期末における原告甲に対する報酬の支払は、未払報酬を一括して支払ったものであり、期末に役員報酬を増額したものではない。すなわち、原告甲の役員報酬は平成17年12月期の当初から400万円と定まっていたが、本件クラブの売上が悪く、原告A社の資金繰りの都合があるため、150万円のみを受け取り残りは未払としていたものを事業年度末に一括して支払ったものである。決算期末で利益調整したように見えるのは、G税理士に事業年度当初から未払役員報酬を計上するよう訂正を求めたが、G税理士が訂正をしなかったためである。原告甲は、平成16年度には月額300万円の報酬を受け取っていたところ、平成17年度において報酬が月額150万円に減額されたとの証拠もないのであるから、原告甲の役員報酬は少なくとも300万円とすべきである。

(7) 争点(7) (原告A社を源泉徴収義務者としたことの適否等) について

(被告)

ア 所得税法183条1項所定の「給与等の支払をする者」とは、外形的に給与等を支払った者のみをいうのではなく、給与等の支払義務を負う者、すなわち、雇用契約の雇用主等をいうものと解され、一般的には被雇用者をその事業等に從事させる経営者と同義であると解される。

イ 本件クラブは、原告B社設立の前の期間はもとより、A・B期間においても原告A社が営業主体となって経営していたものであり、本件店舗スタッフは本件クラブに従事していることに加え、もともと本件店舗スタッフの雇用主であった原告A社と原告B社との間で、本件店舗スタッフの給与等の支払に関する契約書等は存在しない上、原告B社設立後において、原告A社の本件店舗スタッフに対して有する雇用主たる地位が原告B社に移転する具体的な根拠は何も認められないから、雇用主である原告A社が本件店舗スタッフに対する給与の支払者であることは明らかであり、原告A社が上記給与につき源泉徴収義務者となる。したがって、原告A社は、A・B期間において、本件店舗スタッフに対する給与等に係る源泉徴収義務者であるにもかかわらず、原告B社が当該源泉徴収義務者であるかのように隠ぺい又は仮装をして上記源泉所得税を納付していなかったため、京橋税務署長は、原告A社に対し国税通則法36条1項2号により納税告知処分を行ったものであり、原告A社各納税告知処分及び不納付加算税の賦課決定処分は適法である。

また、本件店舗スタッフの給与等については、原告A社はその源泉所得税を納付せず、原告B社が、その支払者であるとして所得税の源泉徴収を行い、これを国に納付しているが、両社のこれら一連の行為は、原告B社があたかも本件クラブの一部を営業していたかのような外形を作出するために、本件店舗スタッフの給与等の支払者が原告B社であるかのように同社の会計帳簿等を作成する一方、原告A社にあっては、かかる給与等を会計帳簿に計上しないことにより、本件店舗スタッフの給与等に係る真の源泉徴収義務者が原告A社であることを秘匿したものであり、かかる隠ぺい又は仮装の行為の一環として行われたものと評価できる。そして、原告A社は、原告B社と共謀してこれらの隠ぺい又は仮装を行い、本件店舗スタッフの給与等に係る源泉所得税額をその法定納期限までに納付しなかったため、京橋税務署長は国税通則法68条3項により重加算税の各賦課決定処分を行ったのであり、原告A社源泉所得税加算税賦課決定処分は適法である。

ウ なお、原告は、本件店舗スタッフの給与等の源泉徴収義務者は原告B社であると主張する

が、原告B社が、A・B期間において、本件店舗スタッフとの間で雇用契約を締結していたと認めるに足りる証拠はないから、原告の主張には理由がない。また、原告らは、本件店舗スタッフの給与等に係る源泉所得税について原告B社をして納付しており、国に対して一切の損害を与えておらず、原告A社及び原告B社には隠ぺい又は仮装の意思がないにもかかわらず、原告A社に対して課税を変更し、重加算税まで賦課することは違法であると主張するが、別の法人格を有する原告A社及び原告B社を殊更同一視し、原告A社が源泉所得税を納付しなかったことを正当化するにすぎず失当である。さらに、原告らは、原告A社各納税告知処分は、本件店舗スタッフの誰のどの時期の源泉所得税であるかを明らかにしないままされた違法な処分である旨主張するが、受給者ごとの源泉所得税の内訳などを記載すべき旨の法令の規定はないから、原告らの主張は法的根拠を欠くものである。

(原告ら)

本件クラブの本件店舗スタッフは原告B社との間で雇用契約を締結しており、原告A社との間の雇用関係は存在せず、これらの従業員も原告B社の従業員であるとの認識を有している。したがって、原告B社は、実態に即した処理を行っていたのであり、原告A社と原告B社が共謀して隠ぺい又は仮装をしていたとの主張は事実と反する。源泉徴収義務は給与等の支払者に課せられているところ、京橋税務署長は、給与の支払者を認定しないまま納税告知処分を行ったものである。

本件については、原告A社及び原告B社とも本件店舗スタッフに係る源泉所得税は納付しており、源泉所得税については、国に損害を与えていない。実害がないにもかかわらず納税告知処分を行い、重加算税まで課することは法の趣旨に反する。両社は国に対して、全てを明らかにしているものであり、隠ぺい又は仮装の事実は存在しない。さらに、隠ぺい又は仮装があったと認められるためには、納税者が隠ぺい又は仮装する旨の意思が必要であるところ、原告B社は適正に納税していたのであるから、そのような意思がなかったことは明らかである。

原告A社各納税告知処分は、本件店舗スタッフの誰のどの時期の源泉税であるかを明らかにしないままされたものであり違法である。

第3 当裁判所の判断

1 前提事実、末尾掲記の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

(1) 本件クラブの譲受け及び各種営業許可の取得等

ア 原告甲は、平成8年ころから、本件クラブでいわゆる雇われママとして勤務していたが、勤務先であるDが本件店舗（本件クラブが所在する6階部分の全部（A室及びB室）を営業権ごと譲渡することとしたため、本件店舗の賃借権、営業権及び店舗設備等を譲り受けることとし、平成13年12月6日、D、本件店舗の貸主であるEとの間で、Dから原告甲に対し本件クラブの営業権、本件店舗の賃借権等を譲り渡し、賃借権の譲渡につきEが承諾する旨の契約を締結した。（甲1・10頁、乙13）

なお、Dは、かつて、A室（VIPルーム）において鉄板焼き店を、B室（メインルーム）においてクラブを営業していたため、A室（VIPルーム）については風営法上の営業許可を取得していなかった。（甲1・10頁）

イ 原告甲は、平成13年12月21日、原告A社を設立した上、そのころ、D、E、原告A社及び原告甲との間で、上記アの権利譲渡契約における譲受人を原告甲から原告A社と読み替える旨合意した。（甲1・11頁）

- ウ 原告A社は、平成13年12月27日、本件クラブの2室について、食品衛生法上の営業許可を申請し、平成14年1月7日、これを取得した。(乙10、11)
- エ 原告A社、原告甲及び丁は、平成14年2月1日、D及びEとの間で、本件クラブのA室(VIPルーム)に係る賃貸借契約について、賃借権をDから原告A社へ譲渡し、これをEが承諾すること、原告甲及び丁が原告A社の負担する債務につき連帯保証することを合意した。(甲1・5、11頁、甲5)
- A室(VIPルーム)の賃料は月額65万8800円(消費税別)、共益費9万8820円である。(甲5)
- オ 原告A社は、平成14年8月21日、東京都公安委員会から、本件クラブのA室(VIPルーム)について風営法上の営業許可を取得した。(甲1・10頁、乙12の1)
- カ 原告A社は、平成14年11月1日、Eとの間で、本件クラブのB室(メインルーム)に係る賃貸借契約を直接締結し、原告甲及び丁は原告A社の負担する債務につき連帯保証した。(甲6)
- メインルームの賃料は月額81万5208円(消費税別)、共益費は11万7390円(消費税別)である。(甲6)
- キ 原告B社は、平成15年4月1日に設立されたが、原告A社と原告B社との間で、本件クラブの営業権に関する譲渡、賃貸等について定めた契約書その他合意を記載した書類(以下「契約書等」という。)は存在しない。
- ク 原告A社は、平成14年12月以降、Dに対し、D名義の風営法上の営業許可に関する廃業届の提出を要求していたが、Dは、原告A社に対し、本件クラブにおける「A」の名称の使用を中止しなければ、廃業届の提出に応じない旨の対応をしてくれており、平成16年になり、原告A社に対し、本件クラブにつき「A」の名称を用いて営業しないよう要求した。(甲1・13頁)
- ケ 原告C社は、「A」の名称が使用できなくなることに備えて平成16年9月1日に設立されたものであるが、原告A社は、同年8月31日付けで、原告C社との間で、原告A社が本件クラブの顧客に対する集金等を代行することとし、集金代行手数料、事務代行手数料等を原告C社に対して請求する旨の覚書を取り交わした。(甲1・20、21頁)
- コ 原告B社は、平成16年8月31日、原告C社との間で、原告B社が有する本件クラブの営業権を原告C社に対して賃貸し、営業権使用料として月額売上げの1%を支払う旨の営業権賃貸契約を締結した(ただし、契約書上は、原告B社が原告C社に対して営業権使用料を支払う旨の記載がされている。)(甲1・22頁、乙21)
- サ 原告A社は、平成16年12月27日、本件クラブの2室について、改めて、食品衛生法上の営業許可を取得した。(甲1・10頁)
- シ 原告A社は、平成17年1月10日、Dを相手方として、風営法上の許可を東京都公安委員会に返納することを求める旨の仮処分を申し立てた。(甲1・11頁)
- ス 原告A社は、平成17年4月1日、東京都公安委員会から、本件クラブのB室(メインルーム)について風営法上の営業許可を得た。(甲1・10頁、乙12の2)
- (2) A・B期間における本件クラブの営業状況及び経理処理等について
- ア 売上げの管理、接客の状況等について
- (ア) 本件クラブのキャッシャー室、厨房、更衣室は、VIPルーム(A室)及びメインル

- ーム（B室）を通じて各1か所しか設けられていない。（乙10）
- (イ) 本件クラブの店舗スタッフとして、店長、営業部長、セコンド、ポーター、ボトル係、キャッシャー、ボーイが雇用されているところ、ボーイ3名はメインルームとVIPルームとで担当が決められているが、それ以外のスタッフは、メインルームとVIPルームとの担当区分はなく、それぞれ1名が2室の業務を担当している。（甲1・15頁）
- (ウ) 本件クラブを訪れた客は、接客をするホステスを指名するが、ホステスいかににかかわらず、VIPルーム又はメインルームのいずれにおいても接客を受けることができ、飲食の途中で客室を変更することも可能である。原告甲についても、客から指名を受けて接客を担当する場合、VIPルーム及びメインルームのいずれにおいても接客している。（乙14）
- (エ) 本件クラブでは、営業日ごとに、来店顧客名、来店人数、来店時間、テーブルナンバー、担当ホステス及び注文ボトル等の各事項並びにホステスの出勤状況を記載した本件メンバーリストが作成されている。本件メンバーリストには、VIPルーム又はメインルームのいずれを利用したかにかかわらず、来店顧客が本件クラブへの来店順に一括して記載され、1日の来客組数、客数、ホステスの出欠人数及びボトルの注文本数は、二つの客室を区分することなく集計されている。（乙14）
- (オ) 本件クラブでは、各月の営業日数、客数、売上金額、原告甲に係る売上金額（ママ売上金額）及び経費の項目別の金額が記載された集計表（本件月別経費等一覧表）が作成されているが、本件月別経費等一覧表においては、原告甲に係る売上げを示す「店」とその他の売上げを示す「事務所」の区分は記載されているものの、二つの客室は区分されておらず、原告A社と原告B社とを区分することなく、本件クラブ全体の客数及び売上金額が集計されている。（乙15）
- (カ) 本件クラブでは、各月の売上金額、営業日数、ホステス報酬額、スタッフ給与額、酒類等の仕入れ金額及び損益の実績が記載された実績表（本件実績表）が作成されているが、本件実績表では、損益実績は、二つの客室を区分することなく、原告A社と原告B社を区分することなく記載されている。（乙18）
- (キ) 本件クラブの現金売上げは原告A社及び原告B社名義の各預金口座に区別して日々入金され、掛け売上げは、原告A社と原告B社とに区別されて作成された売掛台帳に記載されているが、本件クラブでのクレジットカードによる売上げは、全て原告A社名義の預金口座においてカード会社により決済され、原告A社が全て売上金額として計上している。（甲12の1、2、14、乙2の8）
- (ク) 原告B社において計上された売上げに係る御勘定書の下部には、原告B社名義のゴム印が押されており、原告A社において計上した売上げに係る御勘定書とは区別され、請求書は「クラブA」の名称で発行されるが、原告B社で計上された売上げに係る飲食代金の請求書については、原告B社名義の預金口座が振込先口座として指定されている。（甲11、13、14）
- (ケ) 売掛台帳は、顧客が担当ホステス別に整理され、原告A社及び原告B社のそれぞれについて別個に作成されているところ、原告甲の顧客は、原告B社の売掛台帳及び原告A社の売掛台帳の双方に含まれている。（甲1・16頁）
- (コ) 原告B社の売上げに係る御勘定書の担当者欄には、接客担当が原告甲であることを示

す「店」という記載があり、原告B社が計上した売上金額は全て原告甲の顧客に係る売上金額であると認められるが、原告B社の売上げに係る御勘定書の担当テーブル欄の記載によれば、原告B社に計上された売上げには、VIPルームにおいて接客した顧客に係る売上げとメインルームにおいて接客した顧客に係る売上げとが混在している。(甲1・16)

(サ) 本件クラブには、原告甲の父母が居住する福島県からの顧客が来店している。(甲30ないし37)

イ 経理処理等について

(ア) 本件クラブのホステス報酬は、全て原告A社が支払い、当該支出を原告A社のホステス報酬高に計上している。(乙2の3、3の4)

なお、原告A社は、平成15年5月から平成16年3月まで、ホステス報酬高の一部(ホステス1名ないし2名分)を原告B社から回収し、原告B社は、ホステス報酬の負担金を外注費として計上する旨の経理処理をしているが、同年4月から同年8月までの期間については、上記のような経理処理はしていない。(乙2の2、3の3、16の1)

A・B期間における原告A社の支払総額は4億2541万9670円であり、そのうち原告B社から回収した旨経理処理がされている期間における支払合計額は2億8646万4670円であるが、原告B社から回収した総額は1244万3655円であり、ホステス1名ないし2名分のみである(別表17-1)。

(イ) 本件クラブで稼働する従業員に対する給与等のうち、ポーター、キャッシャー、経理担当者等の事務員(本件事務員)の給与等は原告A社の給与手当として、ポーター及びキャッシャー以外の店舗スタッフ(本件店舗スタッフ)に対する給与等は原告B社の給与手当として、それぞれ計上されている。(乙2の6、3の7、16の3、17の2)

A・B期間における原告B社の本件店舗スタッフの給与等の支払総額は8132万6316円であるが、原告A社の本件事務員の給与等の支払総額は2432万0610円である(別表17-2)。

(ウ) 原告A社は、A・B期間において、原告B社に対し、月額400万円ないし700万円の外注費を支払っているほか、月額10万円ないし190万円のホステス斡旋手数料を支払っている。(乙2の4、2の8、3の5、3の8、別表17-3)

(エ) 原告A社と原告B社との間では、ホステス報酬の支払及び回収に関する契約書等、本件店舗スタッフ及び本件事務員の給与等の支払に関する契約書等、外注費及びホステス斡旋手数料に関する契約書等はいずれも存在しない。

(オ) 仕入れの管理

本件クラブの仕入れ金額は、原告A社及び原告B社の2社においてそれぞれ計上され、総勘定元帳に記載されている。(甲17、18)

原告B社が計上した仕入れ取引については、取引先から原告B社を相手先とする請求書が発行され、原告B社名義で支払われている。(甲1、17頁、18、19の1ないし3、20、21)

なお、本件クラブにおける食材に係る仕入れ取引は、全て原告A社が計上しており、原告B社は、各期末における酒類等に係る棚卸を計上していない。(甲1・17頁)

(カ) 店舗賃借料及び造作リース料

原告B社は、原告A社に対し、月額70万円の賃料及び月額54万6000円の造作り

ース料を計上し、毎月、原告A社の預金口座に振込送金しているが、原告A社と原告B社との間で、賃料及び造作リース料の支払について取り決めた契約書等は存在しない。(甲1・18頁)

(3) 原告C社設立後の本件クラブの営業状況及び経理処理等について

ア 営業状況について

原告C社設立後においても、本件クラブは、「クラブA」の名称により営業し、本件クラブの御勘定書及び請求書は、「クラブA」の名称で作成されている。(甲1・19頁)

イ 売上げの管理及び経理処理等について

(ア) 本件クラブの現金上げは、日々、原告C社名義の預金口座に入金され、掛け売上げは、ホステス別、顧客別の売掛台帳が作成され、顧客に対して「クラブA」名義の請求書が発行されている。請求書には、請求金額の振込先口座として原告A社名義の預金口座が明記されており、顧客からの飲食代金の決済は、原告A社名義の預金口座において行われている。本件クラブのクレジットカードによる売上げは、全て原告A社名義の預金口座においてカード会社により決済されている。(甲1・19頁)

(イ) 原告A社は、原告A社名義の預金口座に入金された本件クラブの売上げについて、原告C社を相手先とした仮受金勘定で経理処理を行い、原告C社は、原告A社名義の預金口座に入金された本件クラブの飲食代金を全て原告C社の売上金として計上している。(甲1・19頁)

(ウ) 原告A社は、集金代行手数料、事務代行手数料等を原告C社に対して請求している。(甲1・20頁)

(エ) 本件クラブの飲食代金の支払が未入金である顧客に対する催告書は、原告C社名義で作成されている。(甲1・20頁)

ウ 仕入れの経理処理等について

(ア) 原告A社は、平成16年9月、仕入れ先等の本件クラブの主要な取引先に対し、同月以降の仕入れ代金等の請求先を原告A社から原告C社に変更するよう通知書を送付した。その後、本件クラブの仕入れ代金等の請求書の宛先は、原告C社とされており、原告C社が決済し、売上原価として計上している。(甲1・20頁)

(イ) 原告A社は、平成16年10月以降、本件クラブで稼働するホステスに対し、ホステス報酬の支払者は原告A社から原告C社に変更される旨通知した。原告C社は、総勘定元帳においてホステス報酬を経費として処理し、原告C社名義の預金口座から各ホステスに対し各人のホステス報酬が口座振込されている。原告C社は、本件クラブで稼働するホステスに対し、原告C社を支払者とするホステス報酬の支払調書を作成し、本件クラブにおいて稼働するホステスとの間で、業務委託契約書及びホステスヘルプ契約書を作成して合意している。(甲1・20、21頁)

(ウ) 本件クラブで稼働する従業員に対する給与は、原告C社の預金口座から各従業員に対し口座振込で支払われ、経費として処理されている。本件クラブで稼働するスタッフに対し、原告C社を給与の支払者とする源泉徴収票が作成されている。(甲1・21頁)

(4) 原告A社における修繕費の仮装について

ア 丁及び丙は、福島県いわき市に在住しているところ、平成15年12月ころ、Jに依頼して居宅(実家)の改築を行った。

- イ 原告甲は、実家改築費用を原告A社の損金に計上しようとして、本件クラブの家具工事を請け負ったI（同人は、「M」の屋号でデザイン業を営んでいる。）に対し、上記工事に実家の改築に関与したJが関与したかのように装ってほしいと依頼した。
- ウ Iは、I及びその下請業者である有限会社N（以下「N」という。）による本件クラブの家具工事の真実の請求額は964万7910円であるにもかかわらず、平成15年12月16日、原告A社に対し、工事名を「クラブA家具工事」とし、請求金額を1732万5000円に水増しした請求書を発行し、平成16年8月15日、工事名を「Aトイレ改修工事」とし、請求金額を349万6500円とする架空の工事に係る請求書を発行した。（乙4・問12、13、21、22枚目、乙7・問5）
- エ 原告A社は、Iに対し、平成16年1月15日、同年2月27日、同年3月31日、同年4月30日及び同年5月31日にそれぞれ300万円を、同年6月30日に232万5000円を、同年8月20日に349万6500円を支払った。（乙3の1、2）
- オ Iは、Nに対し、平成16年6月30日に300万円、同年8月24日に410万円を支払い、原告甲の妹である乙が偽造したJ名義のI宛請求書に基づき、Jに対し、平成16年1月16日に261万9140円、同年8月5日に538万0860円、同月27日に317万3590円を支払った。（乙4・15、16、17ないし19枚目、乙6、乙8・問14）
- カ 原告A社は、原告A社平成15年12月期の総勘定元帳に、平成15年12月31日付けで修繕費科目に519万7500円及び工具器具備品科目に1212万7500円を、いずれもその摘要欄に「家具工事/M」と記載してそれぞれ計上した（以下、上記修繕費科目に計上された519万7500円を「本件修繕費」といい、上記工事器具備品科目に計上された1212万7500円に係る資産を「本件器具備品」という。）。（乙2の1、2の7）
- キ 原告A社は、原告A社平成16年12月期の総勘定元帳に、平成16年8月20日付けで、建物附属設備科目に333万円（消費税等込み金額349万6500円）を、摘要欄に「トイレ改修工事」と記載して計上した（以下、上記建物附属設備科目に計上された333万円に係る資産を「本件附属設備」という。）。（乙3の1）
- (5) 売上金の除外について
- ア 原告甲は、平成14年1月21日、丙に依頼してH銀行平支店に丙名義の普通預金口座（H銀行丙口座）を開設した。（乙23）
- イ 原告甲は、原告甲の顧客で領収証が不要な客が来店すると、男性スタッフ及びキャッシャーに告げ、男性スタッフは、メンバーリストから上記顧客の名前を消して来店した痕跡をなくすとともに、キャッシャーは閉店後に上記顧客の売上げ分の現金及び御勘定書を原告甲に手渡し、原告甲は後に御勘定書を廃棄していた。（乙7・10ないし12頁）
- ウ 原告甲又は当時原告A社の経理を担当していた戊は、上記イの売上げから除外した金員をH銀行丙口座に振込入金した。入金の内訳は、別表18-1のとおり、「丙」名義で合計36回、合計金額は819万8000円である。（乙23・12ないし16枚目、乙23、24）
- エ 原告甲は、平成14年6月25日、H銀行丙口座を解約し、同年10月2日、丙に依頼してL銀行いわき支店に丙名義の普通預金口座（以下「L銀行丙口座」という。）を開設した。（乙23）

オ 原告甲は、平成14年10月以降、L銀行丙口座にイと同様に売上げから除外した現金を自ら又は戊により振込入金するほか、自らが立て替えた経費の清算金を入金した。入金の内訳は、別表18-2のとおりであり、利息以外の入金が31回、合計金額は2000万0721円である。(乙23・18ないし21枚目)

(6) 丙及び丁の各役員報酬について

ア 丙及び丁が取締役等としてした行為について

(ア) 丙は、原告A社及び原告B社の取締役であり、原告C社の設立当時の代表取締役であるが、取締役会に出席したり、税理士と原告甲及び経理担当者との間で行っていた月1回の打合せにも参加したことはなく、決算書類の内容を確認したことはない。なお、丙は、実家が割烹料理店を営んでおり、店を手伝った経験があるため、自己の経験に基づき、従業員への接し方などについて原告甲に対して助言をしたことがあるが、原告甲は、Kではそれではやっていけないと述べて聞く耳を持たなかった。(甲25、乙49、原告甲本人尋問調書39頁)

(イ) 丁は、本件犯則調査時には、原告3社の役員に就任している事実を認識しておらず、本件訴訟提起後も、原告甲に依頼され、原告3社のうち1社の取締役、うち1社の監査役に就任した事実は認識したが、それが原告A社であることや、実際には原告B社及び原告C社の2社の取締役に就任していることについての認識は、原告訴訟代理人から指摘されるまで有していなかった。丁は、平成15年10月に胃ガンの手術を受けて体調を崩していたため、本件店舗や原告A社の事務所を訪れたこともなく、原告甲に対し、顧客の管理を自らしっかりすること、ダイレクトメールを送って顧客をお店に呼ぶこと、手みやげを持って顧客に挨拶回りをすることなどを助言したことはあるが、取締役会に出席したり、税理士と原告甲及び経理担当者との間で行っていた月1回の打合せにも参加したことはなく、決算書類の内容を確認したことはない。(甲24、乙50、原告甲本人尋問調書38頁)

イ 原告3社の丙及び丁に対する役員報酬の支払等について

(ア) 原告3社は、別表19のとおり、各総勘定元帳に丙らに対する役員報酬をそれぞれ計上し、丙らに対する役員報酬の額をそれぞれ損金の額に算入した法人税の確定申告書をそれぞれ提出した。(原告A社につき乙2の5、3の6、26の2、27の1及び2、28の1及び2、29の2及び3、30ないし32、原告B社につき乙16の2、17の133、34の1及び2、35の1及び2、19、36、37、原告C社につき38、39、40の1及び2、41の1及び2、42の1ないし8、43、44)

(イ) 丙らに対する役員報酬は、原告3社においてそれぞれ源泉所得税等を控除した後の金額が、丙分についてはO銀行銀座支店の丙名義の普通預金口座(以下「O銀行丙口座」という。)に、丁分については同銀行恵比寿支店の丁名義の普通預金口座(以下「O銀行丁口座」という。)にそれぞれ振り込まれていた。(乙45、57)

(ウ) O銀行丙口座は、平成15年5月6日に開設されたが、原告3社からの役員報酬及び預金利息以外に入金されたものはない。また、口座開設日から平成17年6月までの間、出金がされたことはなく、同年7月から同年10月までの間に、200万円ずつの出金が11回あり、合計2200万円が出金されている。(乙45)

(エ) O銀行丁口座は、平成15年9月22日に開設されたが、原告3社からの役員報酬及

び預金利息以外に入金されたものはない。また、口座開設日から平成18年4月までの間、出金がされたことはない。(乙47)

(オ) ○銀行丙口座及び○銀行丁口座の各預金通帳及び各キャッシュカードは、いずれも原告甲が管理しており、本件犯則調査の初日に、いずれも原告甲の居宅で発見された。(乙45ないし48)

(7) 原告甲への報酬について

ア 原告A社は、平成17年12月期の総勘定元帳の役員報酬科目及び未払費用科目に、別表20のとおり、原告甲に対する各月の役員報酬額及び支払状況を記載し、原告甲に対する役員報酬として各月400万円を計上した。(乙26の1及び2、29の1ないし4)

イ 原告A社は、原告A社平成17年12月期において、原告甲に対する役員報酬の年額4800万円を損金の額に算入して、原告A社平成17年12月期の確定申告書を提出した。

ウ 原告A社では、従業員給料、役員報酬等の金額を記載する給与台帳と、各月の損益計算に係る合計残高試算表を毎月作成していた。

エ 原告甲の平成17年12月期の役員報酬として支払われていた額は、平成17年1月から11月までは150万円であった。(乙51の1ないし12)

オ 原告甲は、平成17年12月15日、顧問税理士であるG税理士、P税理士(以下「P税理士」という。)、原告A社の経理担当者であるFと打合せをした。打合せの席上、原告A社の平成17年12月期の当期利益が4200万円になる見通しであることから、原告甲は、同人の役員報酬を平成17年1月にさかのぼって増額したいと述べたところ、G税理士らは、税法上認められない処理であると説明したが、原告甲は、月額150万円から250万円増額した400万円とすることとし、Fに指示して平成17年1月にさかのぼって役員報酬を増額した経理伝票を作成させ、G税理士の事務所へ送付するとともに、その内容に合わせた給与台帳及び平成17年12月分の残高試算表を作成した。(乙52、54・7枚目、55・問5、6、10)

(8) 原告3社に対する税務調査

ア 京橋税務署長は、平成19年2月8日から原告A社に対する税務調査を実施し、京橋税務署所属の担当者は、原告A社の帳簿書類等の関係書類が本件犯則調査により東京国税局査察部において差し押さえられていたことから、原告A社から、本件犯則調査において差し押さえられた物件を原告A社に対する税務調査のために閲覧及び謄写することについて承諾書を徴した上で、原告A社の帳簿書類等の関係書類を調査した。(甲2・4頁、39・3項)

イ 渋谷税務署長は、東京国税局から、平成19年5月17日、本件犯則調査に基づく原告B社及び原告C社に関する法人税の課税資料の送付を、同年4月26日、本件犯則調査に基づく原告B社及び原告C社に関する消費税及び所得税の源泉徴収に関する課税資料の送付を受けた。(甲2・9頁、甲3・11頁)

2 争点(1)(原告B社、原告C社及び原告甲に対する課税手続の適法性)について

(1) 国税通則法24条は、納税申告書に記載された課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、税務署長は、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する旨規定しているが、同条の調査の手続については何らの定めがないことによれば、その範囲、程度及び手段等は、税務署長及び国税庁等の当該職員の決するところに委ねられており、同条にいう「調査」には課税庁内部における調査も含まれているものと解すべきである。

また、所得税法234条等は、納税者に対する質問検査権を規定しているところ、これらの各規定は、税務調査において、部内における調査検討にとどまらず、納税義務者その他の者から課税に関する証拠資料を収集したり、それを確認したりする必要がある場合があることに鑑み、税務調査に当たり、調査の一方法として質問や検査を行う権限を認めたものであるから、質問又は検査は、国税通則法24条所定の更正処分をする場合の要件ではなく、同条所定の調査については、上記のとおり、課税庁がその必要と判断する範囲及び程度において行うことをもって足り、納税義務者に対して直接質問検査をしなければならぬものではないと解される。したがって、本件において、渋谷税務署長が質問検査権を行使する必要性を特段認めず、これを行使しなかったとしても、そのことをもって直ちに渋谷税務署長各処分が違法となるものではない。

また、上記のとおり、国税通則法24条の調査の範囲、程度及び手続等は、税務署長及び国税庁等の当該職員の決するところに委ねられていること、犯則調査により収集された資料の引継ぎを受けてこれを課税処分を行うために利用することが許されないと解すべき根拠は見当たらず、これが許されないとすれば、改めて課税庁において同様の資料を収集することが必要となつて、課税庁ばかりでなく資料の保有者等にも無用の負担を掛けることになることからすれば、課税庁が課税処分をするに際して、国税調査官が犯則嫌疑者に対して行った犯則調査により収集された資料を利用することは許されると解される（最高裁平成●●年（〇〇）第●●号同9年2月13日第一小法廷判決・税務訴訟資料222号450頁、最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同63年3月31日第一小法廷判決・裁判集民事153号643頁参照）。このことは、課税処分の対象者が犯則嫌疑者本人ではなく、犯則被疑事件における参考人その他の関係者である場合にも何ら異なるところはなく、犯則被疑事件において適法な犯則調査が行われた場合に、課税庁が犯則調査又はその過程で収集された資料を引き継ぎ、参考人その他の関係者に対する課税処分を行うために利用することは許されると解すべきである。

(2) したがって、原告A社に対する本件犯則調査の過程で把握した事実を基に作成された資料等の引き継ぎを受け、当該資料等を基礎として、部内資料との照合及び検討をして行われた渋谷税務署長各処分は、その手続の過程に何ら違法な点は認められず、原告らの主張には理由がない。

3 争点(2) (原告A社に対する本件青色承認取消処分の適法性)

(1) 青色申告制度とは、誠実かつ信頼性のある記帳をすることを約した納税者がこれに基づき所得金額を正しく算出して申告納税することを期待し、かかる納税者に対して特典を付与するものであり、この期待を裏切った納税者に対しては一旦与えた特典を剥奪すべきものとすることによって、同制度の適正な運用を図ろうとするものである。そのため、法人税法127条1項3号は、青色申告の承認を受けた内国法人につき、その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由がある場合には、税務署長は、その事業年度までさかのぼって青色申告の承認を取り消すことができることとしている。

(2) 前記1(4)のとおり、原告A社の代表取締役である原告甲は、本件クラブの家具工事の施工業者であるIと通謀し、請求金額を水増しした家具工事に係る請求書を同人に発行させ、乙が偽造したJの請求書に基づき、実家のリフォーム工事を施工したJに対し、Iから実家改築費用を送金させ、当該一連の仮装行為に基づき、実家改築費用を原告A社の修繕費等と仮装して

計上したものである。したがって、このような仮装計上の事実は、法人税法127条1項3号に規定する帳簿書類に取引の一部を仮装して記載したことに該当するから、同項の規定に基づいてされた本件青色承認取消処分は適法である。

- (3) 原告らは、法人税法127条1項3号の前段についても後段と同様に、隠ぺいし又は仮装して記載した事実が帳簿書類全体の信用性を疑うに足りる相当の理由があるような真にふさわしくない場合に限って青色申告の承認を取り消せば足り、本件で問題となっている実家改築費用の仮装計上の事実は、単発の取引に係るものであり、総勘定元帳の多数の記載のうちの一つにすぎないことや、一般的な法人税の調査において、隠ぺい又は仮装の事実が存在しても、直ちに青色申告の承認取消の取消しには至っていない現状に照らしても、本件青色承認取消処分は酷な行政処分である旨主張する。

しかしながら、法人税法127条1項3号は、「その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること」を青色申告の承認の取消処分の要件としているところ、単なる誤記又は脱漏とは異なり、自ら積極的に取引の一部を仮装することは、当該記載のみならず、その記載又は記録をした事項の全体についてその信用性を疑わせるに足りるものであるため、隠ぺい又は仮装行為は、その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由がある場合の例示として規定されているものと解される。したがって、本件において、たとえ修繕費の仮装に係る記載が総勘定元帳のうちの1行にすぎないとしても、法人税法127条1項3号の要件を満たすものと解され、これに反する原告らの主張は独自のものであって採用することはできない。原告らのその他の法人税の一般的な調査の現状に関する主張も抽象的なものであって、何ら立証されてもいないから、原告らの主張はいずれにしても採用することはできない。

- (4) また、原告らは、実家の所有者は丁であり、同人は原告A社の監査役であるから、実家改築費用は丁に対する報酬とみなすべきであり、実家改築費用を原告A社の経費として計上したことは、単なる勘定科目の付け替えにすぎず、青色申告取消事務運営指針で定める「真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合」に該当し、本件青色承認取消処分は不適法である旨主張する。

しかしながら、原告甲の質問てん末書、陳述書及び原告本人尋問の結果のいずれにおいても、丁に対する報酬の趣旨で実家改築費用を原告A社が負担した旨の供述又は記載は見当たらず、丁の質問てん末書及び陳述書のいずれにおいても、そのような記載は一切見当たらないことが認められるから、原告らの主張は、当事者の認識にも合致せず、単に経済的な利益の帰属先のみに着目した主張であって、採用することはできない。

4 争点(3) (本件クラブの収益等の帰属先) について

- (1) 本件クラブの形式的な営業主体について

前記1(1)ア及びイのとおり、原告A社は、平成13年12月、Dから本件クラブの営業権を譲り受けたことが認められるところ、前記1(1)キのとおり、原告B社が平成15年4月に設立されて以降、原告A社が本件クラブの営業権につき分割・譲渡又はその一部を賃貸したことを認めるに足りる証拠はない(原告らが主張するとおり、いわゆるKの高級クラブにおいて、一つの店舗内でホステスそれぞれが独立した営業主体となり得るとしても、本件では、原告B社が設立されたということのみをもって営業権の一部が譲渡又は賃貸されたことを推認する

ことはできない。)。また、前記1(1)ウ、オ、サ及びスのとおり、本件クラブの食品衛生法上の営業許可及び風営法上の営業許可は、A室(VIPルーム)及びB室(メインルーム)のいずれについても原告A社が取得したことが認められる。したがって、本件クラブの形式的な営業主体は、原告A社と認められる。

(2) 本件クラブの実質的な営業主体について

ア 前提事実(1)カのとおり、A・B期間における本件クラブの売上げは、原告A社及び原告B社の2社において計上されているところ、2社間の売上げ計上の基準について、原告らは、当初、メインルームの顧客は原告A社において、VIPルームの顧客は原告B社においてそれぞれ売上げを計上していたと主張しながら、その後、被告から、売上げの計上の実態と2室における顧客の接客状況との齟齬を指摘されると、原告A社は「主に」メインルームでの営業を担っており、原告B社は「主に」VIPルームでの営業を担っており、「原則は原則として貫いていた」と主張を変遷させているが、この変遷について、原告らは何ら合理的な説明をしていない。原告A社と原告B社との営業実態を区別する基準という重要な事項について、合理的な理由なくして主張を変遷させていること自体、その主張の信用性に疑いを抱かせるものといわざるを得ない。

イ 前記1(2)ア(ウ)のとおり、本件クラブでは、顧客は希望する客室で飲食等を行うことができ、ホステスごと又は客室ごとの区別なく接客が行われ、原告甲は、VIPルーム及びメインルームのいずれにおいても接客を担当していたことが認められる。原告甲は、原告本人尋問において、当初は、VIPルーム及びメインルームの各客室それぞれで接客する顧客を分けようとしたが、顧客が希望する客室で接客することを許容したため、原告B社と原告A社の売上げを各客室で接客した顧客に係る売上げとすることができなくなり、結局のところ、原告B社で計上していた売上げは、「原告甲自身のVIPの顧客」に係るものであり、「原告甲自身のVIPの顧客」とは、原告甲自身が「永遠の、自分が自信をもってお客様だといえるお客様」、「大事だと思う顧客」として任意に選んだ顧客であると供述している(原告甲本人尋問調書5、34、35、37頁)。原告甲のこの供述に基づくと、原告B社において計上する売上げに係る顧客は、原告甲を指名したか否か、原告甲を指名する顧客のうちVIPルームで接客したか否か等の客観的な基準ではなく、原告甲がいわゆる上得意であると認識しているか否かという極めて主観的な基準により選択したものであり、原告甲以外の者がこれを判別することは不可能であったということになる(この点、乙22の質問てん末書によれば、戊は、原告A社には社用、すなわち接待目的で来店した顧客に係る売上げ、原告B社にはそれ以外の顧客に係る売上げをそれぞれ計上していた旨の認識を有していたことが認められることからしても、原告甲以外の従業員らが売上げを区分する基準を認識できていなかったことが認められる。)

ウ 前記1(2)ア(エ)ないし(カ)のとおり、本件クラブにおける売上げは、本件メンバーリスト及び本件月別経費等一覧表により、二つの客室に区分することなく、かつ、原告A社と原告B社とで区分することなく、本件クラブ全体の客数及び売上金額等が一括して管理集計されていたことが認められる。

エ 原告A社と原告B社との間では、ホステス報酬の負担について取り決めた契約書等は存在せず、原告らの主張によれば、原告B社に計上された売上げに係る顧客の接客については、原告甲のみならず、他のホステスがヘルプとして接客することがあるにもかかわらず、前記

1 (2)イ(ア)のとおり、本件クラブで接客を担当するホステスの報酬は、全て原告A社が支払い、その支出額をホステス報酬高に計上する一方で、平成15年5月から平成16年3月までの一部の期間について、一部のホステスに係る報酬相当額を原告B社から回収した旨の経理処理をしているが、平成16年4月から8月まではそのような経理処理をしていないことが認められ、その経理処理には一貫性が認められない。また、原告B社では、ホステス報酬を計上しておらず、平成16年4月から8月までは、ホステス業務に係る外注費も計上していないため、経理上の処理を前提とすると、原告B社にはホステスが存在せず、原告甲のみが接客し、他のホステスの応援も得ていなかったことになるところ、ナイトクラブの営業において最も重要な要素というべきホステスが存在せず、原告甲以外のホステスの応援も得ていない時期が存在するという事実自体において、原告B社の経理処理は不自然であり、実際にはホステスの応援を得て接客をしていたとすれば、上記の経理処理は実態に合致していないということになる。

オ 前記1(2)イ(イ)のとおり、本件事務員の給与等は原告A社が、本件店舗スタッフの給与等は原告B社がそれぞれ全額を給与手当として計上していることが認められるところ、原告A社と原告B社との間では、本件事務員及び本件店舗スタッフの給与等の負担割合について取り決めた契約書等は存在せず、本件事務員及び本件店舗スタッフの業務は、二つの客室の区別なく行われているものであるから、上記の経費の負担区分には何ら合理性は認められない。この点、原告甲は、原告甲に係る売上げが多かったために、店舗スタッフの給料は全て原告甲が負担すべきだろうと考えた旨供述するが(原告甲本人尋問調書38頁)、原告甲の顧客に係る売上げは、原告A社と原告B社の双方に計上されているのであるから、上記原告甲の供述は、経費の負担割合として合理的な説明にはなっていない。

カ 前記1(2)イ(ウ)及び(カ)のとおり、原告A社は、原告B社に対し、毎月一定額の外注費及びホステス斡旋手数料を支払い、原告B社は、原告A社に対し、賃料及び造作リース料を支払っていることが認められるが、これらの支払について取り決めた契約書等は存在せず、合理的な根拠があつて支払われているものとは認められない。

キ 前記1(2)イ(オ)のとおり、本件クラブの仕入れは、原告A社及び原告B社のそれぞれにおいて計上されているところ、本件クラブで使用する食材は全て原告A社が計上し、原告B社では酒類の期末棚卸が計上されていないことに照らすと、これらの区分には合理的な根拠があるとは認められない。

ク 前記1(2)ア(オ)及び(カ)のとおり、本件月別経費等一覧表においては本件クラブ全体の経費の額が、本件実績表においては本件クラブの各月の損益等の実績が、いずれも二つの客室を区分することなく、かつ、原告A社と原告B社とで区分することなく記載されていることが認められる。

ケ 以上によれば、本件クラブの収入や経費等は、二つの客室の別に関係なく一体として管理されており、本件クラブの売上げ及び経費等の一部を原告B社において計上するに際しての基準は、売上げ及び各種の経費等でそれぞれ異なっており合理的な基準を見いだせないことからすると、本件クラブの実質的な営業主体も原告A社であると認めるのが相当である。したがって、本件クラブは、原告A社がその全体を一体のものとして営業していたにもかかわらず、原告A社と原告B社との間でその収入及び経費を任意に分散計上していたものと認めるのが相当である。

(3)ア 原告らは、原告B社名義の御勘定書や請求書が存在することをもって、原告B社においても、本件クラブにおいて独自に営業活動を行っていた旨主張するが、上記のとおり、原告B社は本件クラブの営業権を有しておらず、合理的な根拠のないままに本件クラブの収益等の一部を計上していたにすぎないと認められるから、上記御勘定書や請求書は、原告B社に売上げを計上することとつじつまを合わせるために、せいぜい原告甲が上得意と考える顧客を主たる対象とするなどして作成されたものと認めるのが相当であり、それらが存在することをもって、原告B社が本件クラブの営業権を有しており、売上げを計上することの根拠とはなり得ないというべきである。

イ また、原告らは、原告B社の設立経緯について、原告A社は、VIPルームについての風営法上の営業許可は取得したが、メインルームについては、Dが取得していた風営法上の営業許可を使用し続けていたため、新会社を設立して本件クラブの営業を分離し、メインルームの営業は新会社が行うこととすれば、当局により名義貸しによる無許可営業を指摘された場合には、新会社のみが処分を受け、本件クラブを閉鎖しなければならない事態を避けることができると考えて原告B社を設立し、原告A社が原告甲の顧客に対するVIPルームにおける営業を行うこととしたとも主張するところ、この主張は、原告B社は主としてVIPルームにおける営業を行っていたとの原告らの主張とも整合せず、また、前記1(1)スのとおり、その後、メインルームについても原告A社が風営法上の営業許可を取得しているという客観的事実とも整合しないのであって、信用性がない。むしろ、乙7、20及び21の質問てん末書によれば、原告甲は、本件犯則調査の際、原告B社の役割について明確な供述ができておらず、かえって、G税理士に対してA社の交際費の枠がないと相談したところ、新たに法人を設立する方法を教えてもらったと供述していたことに照らすと、原告B社の設立の目的は、交際費の枠を広げること等に目的があったことが容易に推認されるというべきである。

ウ さらに、原告らは、実質所得者課税の原則に基づきA・B期間における本件クラブの収益等が原告A社に帰属すると主張するのであれば、被告において形式と実質の不一致を立証しなければならないと主張するところ、上記のとおり、本件クラブは、形式上も実質上も原告A社が経営主体であると認められるため、原告らの主張には理由がない。

(4) 原告A社の平成15年12月期及び平成16年12月期の益金の額に算入すべき飲食売上高の金額（平成16年12月期については、後記5の原告甲の顧客について売上げを除外した部分を除く。）については、原告A社は、原告A社に帰属すべきA・B期間における本件クラブの収益を原告B社に分散計上したものであり、収益を分散させるために原告B社を設立し、同社があたかも本件クラブの営業の一部を行っていたかのような外形を作出したものであると認められるから、国税通則法68条1項の税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装したものと認められる。

5 争点(4) (原告A社による売上除外と認定された額の適否) について

(1) 前記1(5)ウのとおり、原告甲は、平成14年1月から同年6月までの間、自身で又は戊を通じて原告A社の売上除外金をH銀行丙口座へ送金していたものと認められる。

なお、原告甲は、売上除外金を現金で手元に置いておきたかったが、戊から、将来店舗を増やすのであれば預金しておこうという提案を受けて丙名義の口座に入金しており、入金額について戊から報告を受けたことは一切ないと供述するが（原告甲本人尋問調書22、23頁）、

経理担当者にすぎない戊から除外した売上金を原告甲の母親である丙名義の預金口座に入金するという手段を提案し、入金額についても原告甲に一切報告しなかったというのはいかにも不自然であって、上記供述は採用することができない。

(2)ア この点、原告らは、H銀行丙口座への入金には、売上除外に係る金員のほか、原告甲が立て替えた経費の精算金も含まれる旨主張する。

しかしながら、原告甲及び戊は、本件犯則調査の際には、H銀行丙口座に原告甲の立替金の精算金が含まれるとは述べておらず、かえって、乙23の質問てん末書によれば、1円単位の端数のある入金が立替金の精算金であると述べていたことが認められるところ、別表18-1のとおり、H銀行丙口座への入金には1円単位の端数のある入金は一度もされていないことが認められる。また、原告甲は、原告本人尋問において、立替金の支出の内容は比較的具体的に供述するものの（原告甲本人尋問調書23ないし26頁）、精算金の内訳の分かる書類は存在しないと供述しており（同51頁）、原告甲の供述を裏付ける客観的証拠は存在せず、精算金の具体的金額や精算の時期等は一切明らかにされていない。したがって、原告らの主張には理由がないというほかない。

イ また、原告らは、H銀行丙口座に入金された金員は、通常、飲食業で売上げが低迷する2月を含む5か月間のものであるが、被告が他の事業年度において売上除外金として認めた金額の約2.5倍と高額であるのは不自然であると主張するところ、甲1の判決書によれば、裁決行政庁は、平成16年12月期の売上除外金を325万円余り、平成17年12月期の売上除外金を311万円余りと認定したことが認められるものの、その根拠は、平成17年12月期については、メンバーリストの改ざんから把握した売上除外に係る顧客数から、原告甲の供述に基づく顧客一人当たりの単価を乗じて算出し、平成16年12月期については、平成17年12月期の売上除外割合に基づいて算出したことが認められるから、平成16年12月期及び平成17年12月期の売上除外金は、いずれも控えめに算定されたことが推認され、平成14年12月期に係る売上除外金がこれらの年度よりも多額であることは上記認定を左右するものではなく、原告らの主張には理由がない。

6 争点(5)（原告A社、原告B社及び原告C社の原告甲の父母に対する役員報酬の実態）について

(1) 取締役は、会社が行う業務の内容を決定し、その執行を行い（会社法348条1項及び2項参照）、代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し（同法349条3項）、監査役は、取締役の職務執行を監査するが（同法381条）、これらの取締役及び監査役の職務内容は、常勤であると非常勤であるとを問わないと解される。

(2) 丙について

ア 乙49の質問てん末書によれば、丙は、本件犯則調査の際、調査担当者に対し、原告A社、原告B社及び原告C社の役員としての仕事はしていないと述べたことが認められ、前記1(6)ア(ア)のとおり、丙は、取締役会に出席したり、決算書類の内容を確認したりすることもなく、せいぜい従業員への接し方に関するアドバイス等をしたにすぎないのであるから、取締役又は代表取締役としての職務は果たしていなかったものと認められる。

なお、原告甲は、丙は、本件クラブの営業活動や事務所の手伝い（コピー取りなど）、ホステス間のトラブルに関する原告甲からの相談に応じるなどしていたと供述し（原告甲本人尋問調書14、17頁）、前記1(2)ア(サ)のとおり、本件クラブには福島県からの顧客が来

店していることが認められるところ、仮に丙がこれらの活動をしていたとしても、家族である原告甲を援助するという範囲を超えるものではなく、原告3社の取締役としての職務として行ったものとは認められない。

イ 乙49の質問てん末書によれば、丙は、本件犯則調査の際、調査担当者に対し、原告A社から役員報酬はもらっておらず、生活費の援助として、2か月に1度多くとも20万円程度をもらっていたのみであると述べていたことが認められるところ、この点につき、原告甲は、原告本人尋問において、丙が年に2回ほど出かける海外旅行の費用として渡していたものであり、役員報酬は別途支払っていたと供述するが（原告甲本人尋問調書45、46頁）、丙がしていたという海外旅行の回数と丙に金員を渡した回数とが齟齬することや、役員報酬として支払っていたと言いながらも、原告3社のうちのどの法人についてのものであるか、支払った後の報酬の残高などは管理していなかったとも供述しており（原告甲本人尋問調書46、47頁）、いずれにしても、原告甲の供述は不合理であって採用することはできない。また、甲25の丙の陳述書には、原告A社から月額30万円、原告B社から月額30万円、原告C社から月額150万円の報酬をもらっていた旨の記載があることが認められるところ、甲25に記載された原告A社及び原告C社の報酬金額については、丙に対して支払われたとされる金額と合致しているが、原告B社の報酬は、10万円、20万円、22万円、40万円と徐々に増額されたが、30万円であったことは一度もないから、丙は、いずれにしても自己の報酬金額を正確に認識していないものと認められる。

ウ なお、原告らは、乙49の質問てん末書について、丙は、税務署員の質問に迎合して回答してしまった旨主張し、甲24の陳述書においてもこれに沿う供述をしているところ、乙49の内容に照らして、査察官の質問に迎合して回答したことをうかがわせる点は見当たらない。

エ 前記1(6)イ(イ)のとおり、丙の役員報酬は、O銀行丙口座に送金されていることが認められるところ、乙49の丙の質問てん末書によれば、本件犯則調査時に、丙は、自身の取引銀行は、L銀行恵比寿支店恵比寿ガーデン出張所及びQ銀行平支店のみであり、その他に預金口座は有していない旨供述していることに照らすと、O銀行丙口座については、丙名義ではあるものの、同人自身は、自己の預金口座であるとの認識を有していないものと認めるのが相当である。そして、前記1(6)イ(ウ)及び(オ)のとおり、O銀行丙口座には、原告3社からの役員報酬及び預金利息以外には入金されておらず、本件犯則調査の初日に、原告甲方において、O銀行丙口座の預金通帳及びキャッシュカードが発見されたことに照らすと、O銀行丙口座は、原告甲が管理していたものと認められる。

(3) 丁について

ア 前記1(6)ア(イ)のとおり、丁は、本件犯則調査時に、原告3社の役員に就任している事実すら認識しておらず、乙49の質問てん末書によれば、本件犯則調査時には、本件クラブに関する仕事は全くしていないと供述していることが認められ、甲24の陳述書によっても、本件訴訟提起後であってもなお原告3社の役員の就任について正確な認識を有していなかったことが認められる。また、前記1(6)ア(イ)のとおり、丁は、原告甲に対して顧客の管理等についてごく一般的な助言をしたことは認められるものの、取締役会に出席したり、決算書類等の確認をしたこともないことが認められる。

なお、前記1(1)エ及びカのとおり、丁が本件店舗の賃貸借契約及び本件クラブの営業権

の譲渡契約について連帯保証した事実は認められるものの、これらの行為は、家族である原告甲を援助するという範囲を超えるものではなく、原告3社の取締役又は監査役としての職務として行ったものとは認められない。

イ 上記アで述べたとおり、丁は、本件犯則調査時には、原告3社の役員に就任している事実すら認識していなかったのであるから、当然、原告3社からの役員報酬の金額についても認識を有しておらず、本訴提起後に作成された甲24の陳述書においても、原告3社の取締役及び監査役としての報酬は合計10万円程度になると認識していたが、原告3社の各会社ごとの役員報酬の金額についての認識は有していなかったと述べるにとどまっており、いずれにしても、原告3社からの役員報酬の額については正確な認識を有していないことが認められる。また、原告甲は、原告本人尋問において、各会社につき4、5万円の役員報酬は保証料だと思っていたと述べており（原告甲本人尋問調書17頁）、原告甲は、役員報酬は取締役又は監査役としての職務の対価として支払われるものという理解を欠いていることが認められる。

ウ なお、原告らは、乙50の質問てん末書について、娘である原告甲の不利にならないように何を聞かれても知らぬ存ぜぬで通そうと思って回答したため、その供述には信用性がない旨主張するが、娘である原告甲が実質的に経営する原告3社の役員に就任し、正当な役員報酬を受領することは原告甲にとって何ら不利益になることではないから、あえて役員就任の事実や報酬受領の事実を否定する必要はなく、これらの点について娘をかばうあまりに丁は虚偽の供述をしたという原告らの主張は不自然であって採用することはできない。

エ 前記1(6)イ(イ)ないし(オ)のとおり、丁に対する役員報酬は、O銀行丁口座に送金され、O銀行丁口座には、原告3社からの役員報酬及び預金利息以外に入金されたものはなく、本件犯則調査の初日に、原告甲方において、O銀行丁口座の預金通帳及びキャッシュカードが発見されたことに照らすと、O銀行丁口座は、原告甲が管理していたものと認められる。

(4) 以上のとおり、丙及び丁について、原告3社の役員としての職務を行ったという事実自体が認められず、同人らは役員報酬が支払われていることの認識にも欠けており、かえって、原告甲が管理する口座に入金され、同人が自由に引き出すことができた状態であったと認められることからすると、丙及び丁の役員報酬は、その実態を件わない架空のものであり、かつ、実際には、原告甲に対する役員報酬であると認めるのが相当であり、原告らの主張にはいずれも理由がない。

7 争点(6)（事業年度末に増額計上した原告甲に対する役員報酬の損金性の有無）について

(1) 乙54の質問てん末書によれば、原告甲は、本件犯則調査の際、担当者に対し、税理士から、最初は赤字を出さないために少なめの報酬金額とし、後でもらってくださいと言われて150万円にし、決算時期に400万円に調整したと説明していたことが認められ、乙55の質問てん末書によれば、G税理士は、役員報酬をさかのぼって増額させたいがどうかという質問を受け、税法上許されていない取扱いであり、税務調査の際に否認される旨の説明をしたが、原告甲の役員報酬を平成17年1月から月額400万円に増額した経理伝票をFがG税理士の事務所へ送付してしまったため、税理士事務所の事務員が経理伝票どおりの処理をしてしまったと述べていることが認められる。これらの原告甲及びG税理士の供述は、原告A社の給料台帳が2種類存在すること（一つは原告甲の役員報酬を月額150万円としていることから各月の役員報酬の計上の都度作成されたものと認められるものであるが、他方は、原告甲の役員

報酬を月額400万円としていることから、少なくとも平成17年10月末現在の残高試算表作成後に作成されたものと認められる。)、平成17年12月15日に原告甲とG税理士らとの間で行われた打合せに関するメモ(乙54・7枚目)の記載内容にも合致することからも信用することができる。

(2) なお、原告甲は、本人尋問において、原告甲の報酬は、年度初めに税理士と相談して金額を決めており、取締役会は開催していなかったが、平成16年12月期は、売上げが良かったから300万円から100万円増額した400万円としたものの、キャッシュフローがうまくいっていなかったため150万円にしたと供述する(原告甲本人尋問調書28頁)。

しかしながら、そもそも初回から全額を支払うことのできないような金額に役員報酬を増額する旨の決定をするということ自体疑問であり、乙31、乙53の1及び2によれば、原告A社の平成16年12月期の決算状況は、当期損失が約685万円、当期末処理損失が約1808万円、平成17年1月及び2月も損失を計上する状態であったことが認められ、このような赤字の決算状況において、原告甲の役員報酬を100万円も増額したという原告甲の供述は不自然であって採用することはできない。また、仮に平成17年12月期当初から原告甲の役員報酬を400万円とすることが決まっていたのであれば、未払分の250万円を未払金として計上すべきであり、G税理士等と相談して決めたのであれば、なおさらそのような処理がされていなければならないのに、これがされていないのはいかにも不自然である。そうすると、原告らが主張するようにG税理士等が原告甲の役員報酬を未払金として計上することを失念していたのではなく、むしろ、平成17年12月期当初には、原告甲の役員報酬は400万円とすることは決まっておらず、平成17年12月15日の打合せの際に400万円に増額することが決まったことを強く推認させるものというほかない。

(3) 原告らは、平成16年12月期の原告甲の役員報酬は月額300万円であり、平成17年12月期にそれを減額したことを認めるに足りる証拠もないから、原告甲の役員報酬は少なくとも月額300万円である旨主張する。しかしながら、上記(2)で述べた平成16年12月期の決算状況に照らすと、平成17年12月期当初において、原告甲の役員報酬を月額150万円に減額する旨決定したものと推認することは十分に合理的であるといえるから、原告らの主張を採用することはできない。

(4) したがって、原告甲の平成17年12月期の役員報酬は、上記1(7)オのとおり、月額150万円であったところ、平成17年12月に至って、平成17年12月期に利益が出ることが想定されたことから、利益調整を目的として事業年度末である同月に原告A社平成17年期末増額報酬額を臨時的に支給したものと認められ、原告A社平成17年期末増額報酬額は原告A社の損金とはならない役員賞与として支給されたものと認められる。

8 争点(7)(原告A社を源泉徴収義務者としたことの適否等)について

(1) 給与所得に係る源泉徴収義務を定める所得税法183条1項が「給与等の支払をする者」に源泉徴収義務を課しているのは、① 給与等の支払を受ける者と「特に密接な関係」にあつて、② 徴税上特別の便宜を有し能率を挙げ得る者を義務者とする趣旨によるものであるから、同項にいう「支払をする者」とは、支払を受ける者との間で当該支払につき法律上の債権債務関係に立つ本来の債務者又はこれに準ずると評価することができる程度のある者であり、原則として、給与等の支払義務を負う雇用契約上の雇用主等を意味すると解される。前記4で述べたとおり、本件クラブは、原告B社の設立前の期間、その後のA・B期間においても

原告A社が経営していたものであり、前記1(2)イ(エ)のとおり、原告A社と原告B社との間で本件店舗スタッフの給与等の支払に関する契約書等は存在せず、原告B社の設立前の期間、A・B期間のいずれにおいても本件店舗スタッフの勤務形態に何ら変更がないことからすると、A・B期間における本件店舗スタッフの雇用主は、本件クラブの経営主体である原告A社であり、原告A社が所得税法183条1項の給与等の支払をする者に該当するものと認められる。

(2)ア なお、原告らは、本件店舗スタッフに係る源泉所得税を原告B社が納付しており、源泉所得税については国に損害を与えていないにもかかわらず、納税告知処分を行い、重加算税まで課することは法の趣旨に反する旨主張するが、別個の法人格を有する原告B社が源泉所得税を納付していたことにより原告A社が源泉所得税を納付しなかったことを正当化することはできず、原告らの主張は主張自体失当である。

イ また、原告らは、原告C社に対する納税告知処分は、どの従業員のどの時期の源泉所得税であるかを明らかにしないままされたものであり違法である旨主張するが、納税告知処分をする際には、受給者ごとの源泉所得税の内訳等を記載すべきとする法令の規定は存在せず、また、そのような記載をすべきものと解することもできないから、原告らの主張には理由がない。

(3) 原告A社及び原告B社は、本件店舗スタッフの給与等の支払者が原告B社であるかのように同社の会計帳簿等を作成する一方、原告A社においてはかかる給与等を会計帳簿に計上しないことにより、本件店舗スタッフの給与等に関する真の源泉徴収義務者が原告A社であることを秘匿したものであり、法人税法68条1項の隠ぺい又は仮装をしたものと認められる。

9 本件における各課税処分の適法性

(1) 本件青色承認取消処分について

本件青色承認取消処分は、前記3のとおり、法人税法127条1項3号に基づいてされたものであり、同条3項の経路を経てされたものであるから、適法なものと認められる。

(2) 原告A社法人税各更正処分について

原告A社は、前記4ないし7のとおり、本件クラブの収益及び費用を原告B社に分散計上し、売上げを一部除外し、原告甲の父母に対する架空の役員報酬を支払い、平成17年12月期末に原告甲に対して役員賞与を支払ったものと認められるから、原告A社の各事業年度に係る所得金額及び納付すべき法人税額は、別紙3のとおりとなる。原告A社の各事業年度における納付すべき法人税額は、原告A社法人税各更正処分における納付すべき法人税額と同額か又は上回ると認められるから、原告A社法人税各更正処分はいずれも適法と認められる。

(3) 原告A社法人税加算税各賦課決定処分について

ア 原告A社法人税加算税各賦課決定処分のうち重加算税を賦課したものについては、以下のとおり、被告がそれらの処分の基礎とした税額は、いずれも隠ぺい又は仮装した事実に基づくものと認められる。

(ア) 原告A社平成14年12月期の益金の額に算入すべき飲食売上高の金額については、原告甲が同人の客に関する売上げのうち領収証を発行しない売上げを除外したものであり、その際、当該売上除外に係る顧客の御勘定書を破棄するとともに、当該顧客の記録を本件メンバーリストから削除するなどした上で除外した現金をH銀行丙口座に送金していたものであることからすれば、その行為は隠ぺい又は仮装に該当する。

(イ) 原告A社平成15年12月期の損金の額に算入すべきでない前記修繕費の金額は、原

告甲が実家改築費用を原告A社の修繕費として仮装計上したものであり、仮装計上の方法（前記3参照）によれば、その仮装計上行為は隠ぺい又は仮装に該当する。

(ウ) 原告A社平成15年12月期ないし原告A社平成17年12月期の損金の額に算入すべきでない減価償却費の金額は、原告甲が上記(イ)と同様の方法により架空に計上したものであり、その架空計上行為は隠ぺい又は仮装に該当する。

(エ) 原告A社平成15年12月期ないし原告A社平成17年12月期の損金の額に算入すべきでない役員報酬の金額については、原告甲に対する役員報酬を原告甲の父母らに対する役員報酬であるかのように仮装して支払い、計上していたものであり、その行為は隠ぺい又は仮装に該当する。

(オ) 原告A社平成15年12月期及び原告A社平成16年12月期の益金の額に算入すべき飲食売上高、雑収入、受取利息の各金額、損金の額に算入すべきでない外注費、支払手数料、交際費等の各金額については、前記5で述べたとおり、原告A社に帰属するA・B期間の本件クラブの収益等を原告B社に分散計上したものであり、その分散計上に際しては、原告A社及び原告B社の両社において、本件クラブの収益等の一部が原告B社に帰属するかのような会計帳簿等を作成し、原告B社があたかも本件クラブの一部を営業していたかのような外形を作出していたものであるから、それらの行為は隠ぺい又は仮装に該当する。

(カ) 原告A社の平成16年12月期の益金の額に算入すべき飲食売上高の金額（原告甲の顧客に係る領収証未発行分）は、上記(ア)と同様の方法により売上げ除外したものであり、その行為は隠ぺい又は仮装に該当する。

(キ) 原告A社の平成17年12月期の損金の額に算入されない役員賞与の金額は、原告甲に対し、利益調整の目的で支出した役員賞与を役員報酬であるかのように仮装したものであり、経理伝票を作成することなどにより原告甲の役員報酬が事業年度当初から増額されていたかのように計上したものであるから、その行為は隠ぺい又は仮装に該当する。

イ 原告A社が原告C社から支払を受けた原告A社平成16年12月期に対応する本件クラブの賃貸収入の額を益金の額に算入しなかったこと並びに受取利息に係る道府県民税利子割の額、原告C社設立から平成16年12月末日までの期間に係る原告C社が計上すべき本件クラブの酒類仕入高について、原告A社が現金又は普通預金で支払ったもの及び原告C社に対する貸付金を減額することにより原告A社の仕入れとして計上した金額及び原告A社平成16年12月期の期首棚卸高に係る消費税の額をそれぞれ損金の額に算入したことについては、国税通則法65条4項に定める正当な理由があるとは認められないから、新たに納付すべきこととなった法人税額のうち、上記アの隠ぺい又は仮装の事実に基づくもの以外の税額については、過少申告加算税が課されることになる。

ウ したがって、原告A社に課すべき重加算税及び過少申告加算税の額は、別紙4のとおりとなり、これらの金額は、原告A社法人税加算税各賦課決定処分の額と同額であるから、原告A社法人税加算税各賦課決定処分は適法であると認められる。

(4) 原告A社消費税等更正処分について

原告A社は、前記4のとおり、本件クラブの収益及び費用を原告B社に分散計上していたものと認められるから、原告A社平成16年12月課税期間の納付すべき消費税等の額は、別紙5のとおりとなり、原告A社平成16年12月課税期間における納付すべき消費税等の額は、

原告A社消費税等更正処分における納付すべき消費税等の額といずれも同額であるから、原告A社消費税等更正処分は適法であると認められる。

(5) 原告A社消費税等重加算税賦課決定処分について

原告A社は、前記5のとおり、本件クラブの売上げを除外するなどして平成16年12月課税期間の消費税等を過少に申告していたものであり、これらの行為が国税通則法68条1項の隠ぺい又は伪装行為に該当することは明らかであるから、当該隠ぺい又は伪装の事実に基づく税額については重加算税が課されることになる。また、原告A社は、前記3で述べたとおり、実家改築費用を本件クラブのトイレの改修工事代金と伪装したことにより課税標準額に算入しなかった金額があり、前記4で述べたとおり、本件クラブの収益及び費用を原告B社に分散計上したことにより課税仕入れに係る支払対価の額に算入すべきでない金額があることが認められ、これらについては、国税通則法65条4項に定める正当な理由があるとは認められないから、新たに納付すべきこととなった消費税等の額のうち、上記の隠ぺい又は伪装の事実に基づくもの以外の税額については、同条1項及び地方税法附則9条の9第1項の規定に基づき過少申告加算税が課されることになる。そして、原告A社平成16年12月課税期間の重加算税及び過少申告加算税の税額は、別紙6のとおりとなり、これらの金額はいずれも原告A社消費税等重加算税賦課決定処分の額と同額であるから、原告A社消費税等重加算税賦課決定処分はいずれも適法である。

(6) 原告A社各納税告知処分について

原告A社は、前記3ないし7のとおり、原告甲の父母に対する架空の役員報酬は原告甲に対する役員報酬と、実家改築費用を修繕費と伪装して計上した金額、平成17年12月期末増額報酬額はいずれも原告甲に対する役員賞与とそれぞれ認められ、本件店舗スタッフの給与等について原告B社が給与の支払者であるかのように経理処理されたことが認められるから、原告A社各月分の源泉所得税の不納付税額の合計額は、別紙7のとおりとなる。原告A社各月分における源泉所得税の不納付税額は、原告A社各納税告知処分における納付すべき源泉所得税額と同額か又は上回るから、原告A社各納税告知処分はいずれも適法であると認められる。

(7) 原告A社源泉所得税加算税各賦課決定処分について

原告A社は、前記6のとおり、原告甲に対する役員報酬を丙及び丁に対する役員報酬と伪装するなどして各法定期限までに源泉所得税を納付しなかったものであり、これらの行為が国税通則法68条3項所定の隠ぺい又は伪装行為に該当することは明らかであるから、当該隠ぺい又は伪装の事実に基づく税額については重加算税が課されることになる。また、当該隠ぺい又は伪装の事実に基づく税額以外の原告A社の源泉所得税不納付税額については、法定期限までに納付しなかったことについて国税通則法67条1項に規定する正当な理由があるとは認められないから、当該税額については、不納付加算税が課されることになる。そして、原告A社各月分の源泉所得税に係る重加算税の額及び不納付加算税の額は、別紙8のとおりとなり、これらの金額は、いずれも原告A社源泉所得税加算税各賦課決定処分の額といずれも同額であるから、原告A社源泉所得税加算税各賦課決定処分はいずれも適法であると認められる。

(8) 原告B社納税告知処分について

原告B社は、前記6のとおり、原告甲に対する役員報酬を丙に対する役員報酬と伪装して計上していたことが認められるから、原告B社各月分の源泉所得税の不納付税額の合計額は、別紙9のとおりとなり、原告B社各月分における源泉所得税の不納付税額は、原告B社納税告知

処分における納付すべき源泉所得税額を上回るから、原告B社納税告知処分は適法であると認められる。

(9) 原告B社重加算税賦課決定処分について

原告B社は、前記6のとおり、原告甲に対する役員報酬を丙に対する役員報酬と仮装して計上していたことが認められるから、その行為が国税通則法68条3項所定の隠ぺい又は仮装行為に該当することは明らかであり、重加算税が課されることになる。そして、原告B社各月分の源泉所得税に係る重加算税の額は、別紙10のとおりとなるから、原告B社重加算税賦課決定処分は適法であると認められる。

(10) 原告C社納税告知処分について

原告C社は、前記6のとおり、原告甲に対する役員報酬を丙に対する役員報酬と仮装して計上していたことが認められるから、原告C社本件月分の源泉所得税の不納付税額の合計額は、別紙11のとおりとなり、原告C社本件月分における源泉所得税の不納付税額は、原告C社納税告知処分における納付すべき源泉所得税額を上回るから、原告C社納税告知処分は適法であると認められる。

(11) 原告甲更正処分について

原告甲は、前記6のとおり、原告3社が原告甲に対する役員報酬を丙又は丁に対する役員報酬と仮装して計上していた原告A社の役員報酬を受領していたことが認められるから、原告甲の平成17年分の総所得金額及び納付すべき所得税額は、別紙12のとおりとなり、原告甲の平成17年分における納付すべき所得税額は、原告甲更正処分における納付すべき所得税額を上回るから、原告甲更正処分に適法であると認められる。

(12) 原告甲重加算税賦課決定処分について

原告甲は、前記6のとおり、原告A社がその受給者を仮装するなどして支給した役員報酬等を申告せず、平成17年分の所得税を過少に申告していたものであり、これらの行為が国税通則法68条3項所定の隠ぺい又は仮装行為に該当することは明らかであり、重加算税が課されることになる。そして、原告甲の平成17年分の所得税に係る重加算税の額は、別紙13のとおりとなり、原告甲重加算税賦課決定処分の額と同額であるから、原告甲重加算税賦課決定処分は適法であると認められる。

(13) 原告C社法人税各更正処分について

原告C社の設立後は、前記1(3)イ(ア)のとおり、原告C社が本件クラブを営業していたにもかかわらず、本件クラブの収益を一部計上していなかったものと認められ、前記1(6)のとおり、原告甲に対する役員報酬を丙及び丁に対する役員報酬として計上していたことが認められるところ、原告C社各事業年度に係る所得金額及び納付すべき法人税額は、別紙14のとおりとなり、原告C社各事業年度における納付すべき法人税額は、原告C社法人税各更正処分における納付すべき法人税額といずれも同額であるから、原告C社法人税各更正処分はいずれも適法であると認められる。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 川神 裕
裁判官 内野 俊夫
裁判官 日暮 直子

関係法令の定め

1 国税通則法

(1) 更正 (24条)

税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

(2) 納税の告知 (36条)

ア 税務署長は、国税に関する法律の規定により次に掲げる国税（その滞納処分費を除く。以下次条において同じ。）を徴収しようとするときは、納税の告知をしなければならない（1項）。

（ア）（1号 略）

（イ）源泉徴収による国税でその法定納期限までに納付されなかったもの（2号）

（ウ）（3号、4号 略）

イ（2項 略）

(3) 過少申告加算税（平成18年法律第10号による改正前の65条）

ア 期限内申告書（還付請求申告書を含む。3項において同じ。）が提出された場合（期限後申告書が提出された場合において、次条1項ただし書の規定の適用があるときを含む。）において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき35条2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する（1項）。

イ（2項、3項 略）

ウ 1項又は2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、これらの項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する（4項）。

エ（5項 略）

(4) 不納付加算税（平成18年法律第10号による改正前の67条）

ア 源泉徴収による国税がその法定納期限までに完納されなかった場合には、税務署長は、当該納税者から、36条1項2号（源泉徴収による国税の納税の告知）の規定による納税の告知に係る税額又はその法定納期限後に当該告知を受けることなく納付された税額に100分10の割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税を徴収する。ただし、当該告知又は納付に係る国税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない（1項）。

イ 源泉徴収による国税が36条1項2号の規定による納税の告知を受けることなくその法定納期限後に納付された場合において、その納付が、当該国税についての調査があったことにより当該国税について当該告知があるべきことを予知してされたものでないときは、その納付された税額に係る前項の不納付加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付された税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額とする（2項）。

(5) 重加算税（平成18年法律第10号による改正前の68条）

ア 65条1項（過少申告加算税）の規定に該当する場合（同条5項の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する（1項）。

イ （2項ないし4項 略）

(6) 国税の課税標準の端数計算等（118条）

ア 国税（印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。）の課税標準（その税率の適用上課税標準から控除する金額があるときは、これを控除した金額。以下この条において同じ。）を計算する場合において、その額に1000円未満の端数があるとき、又はその全額が1000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる（1項）。

イ （2項、3項 略）

(7) 国税の確定金額の端数計算等（119条）

ア 国税（自動車重量税、印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。）の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる（1項）。

イ （2項ないし4項 略）

2 法人税法

(1) 過大な役員報酬等の損金不算入（平成18年法律第10号による改正前の34条）

ア 内国法人がその役員に対して支給する報酬の額（次項の規定の適用があるものを除く。）のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない（1項）。

イ 内国法人が、事実を隠ぺいし、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する報酬の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない（2項）。

ウ 前2項に規定する報酬とは、役員に対する給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）のうち、次条4項に規定する賞与及び退職給与以外のものをいう（3項）。

(2) 役員賞与等の損金不算入（平成18年法律第10号による改正前の35条）

ア 内国法人がその役員に対して支給する賞与の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない（1項）。

イ 内国法人が、各事業年度においてその使用人としての職務を有する役員に対し、当該職務に対する賞与を他の使用人に対する賞与の支給時期に支給する場合において、当該職務に対する賞与の額につき当該事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額のうち当該職務に対する相当な賞与の額として政令で定める金額に達するまでの金額は、前項の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する（2項）。

ウ 内国法人が、各事業年度においてその使用人に対し賞与を支給する場合において、その賞与の

額につきその確定した決算において利益又は剰余金の処分による経理（利益積立金額をその支給する賞与に充てる経理を含む。）をしたときは、その経理をした金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない（3項）。

エ 前3項に規定する賞与とは、役員又は使用人に対する臨時的な給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）のうち、他に定期の給与を受けていない者に対し継続して毎年所定の時期に定額（利益に一定の割合を乗ずる方法により算定されることとなつてものを除く。）を支給する旨の定めに基づいて支給されるもの及び退職給与以外のものをいう（4項）。

オ 2項に規定する使用人としての職務を有する役員とは、役員（社長、理事長その他政令で定めるものを除く。）のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう（5項）。

(3) 各事業年度の所得に対する法人税の税率（平成18年法律第10号による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（以下「負担軽減措置法」という。）16条1項の規定を適用した後の66条）

ア 内国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に100分の30の税率を乗じて計算した金額とする（1項）。

イ 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、100分の22の税率による（2項）。

ウ （3項ないし5項 略）

(4) 青色申告（121条）

ア 内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる（1項）。

（ア） 中間申告書（1号）

（イ） 確定申告書（2号）

イ （2項 略）

(5) 青色申告の承認の取消し（127条）

ア 121条1項（青色申告）の承認を受けた内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める事業年度までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあったときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす（1項）。

（ア） （1号、2号 略）

（イ） その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること 当該事業年度（3号）

（ウ） （4号、5号 略）

イ （2項 略）

ウ 税務署長は、1項又は前項の規定による取消しの処分をする場合には、これらの規定の内国法

人に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、その書面には、その取消しの処分
の基因となった事実が1項各号又は前項各号のいずれに該当するかを付記しなければならない
(平成19年法律第8号による改正前の3項)。

3 租税特別措置法

(1) 交際費等の損金不算入(平成18年法律第10号による改正前の61条の4)

ア 法人が昭和57年4月1日から平成18年3月31日までの間に開始する各事業年度(清算中
の各事業年度を除く。)において支出する交際費等の額(当該事業年度終了の日における資本又
は出資の金額(資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあつては、政令で定める
金額)が1億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額)
は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない(1項)。

(ア) 当該交際費等の額のうち400万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを12で除して
計算した金額(次号において「定額控除限度額」という。)に達するまでの金額の100の1
0に相当する金額(1号)

(イ) 当該交際費等の額が定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額(2号)

イ (2項及び3項 略)

4 消費税法

(1) 納税義務者(5条)

ア 事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、この法律により、消費税を納める義
務がある(1項)。

イ (2項 略)

(2) 小規模事業者に係る納税義務の免除(9条)

ア 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1000万円以下である者
については、5条1項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲
渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、こ
の限りでない(1項)。

イ (2項ないし9項 略)

(3) 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整(36条)

ア 9条1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項の規定の適用を受
けないこととなった場合において、その受けないこととなった課税期間の初日(中略)の前日
において消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係
る棚卸資産又は当該期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当する
もの(中略)を有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費
税額(当該棚卸資産又は当該課税貨物の取得に要した費用の額として政令で定める金額に105
分の4を乗じて算出した金額をいう。中略)をその受けないこととなった課税期間の仕入れに係
る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす(1項)。

イ (2項ないし5項 略)

5 地方税法

(1) 譲渡割に係る延滞税等の計算の特例(附則9条の9)

ア 譲渡割に係る延滞税及び加算税並びに消費税に係る延滞税及び加算税並びにこれらの延滞税
の免除に係る金額(以下本条において「延滞税等」という。)の計算については、譲渡割及び消

費税の合算額によって行い、算出された延滞税等をその計算の基礎となった譲渡割及び消費税の額にあん分した額に相当する金額を譲渡割又は消費税に係る延滞税等の額とする（1項）。

イ（2項 略）

ウ 前2項の規定により譲渡割及び消費税に係る延滞税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、譲渡割及び消費税を一の税とみなしてこれを行う（3項）。

6 所得税法

(1) 給与所得（28条）

ア 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう（1項）。

イ 給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする（2項）。

ウ 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする（3項）。

(ア) 前項に規定する収入金額が180万円以下である場合 当該収入金額の100分の40に相当する金額（当該金額が65万円に満たない場合には、65万円）（1号）

(イ) 前項に規定する収入金額が180万円を超え360万円以下である場合 72万円と当該収入金額から180万円を控除した金額の100分の30に相当する金額との合計額（2号）

(ウ) 前項に規定する収入金額が360万円を超え660万円以下である場合 126万円と当該収入金額から360万円を控除した金額の100分の20に相当する金額との合計額（3号）

(エ) 前項に規定する収入金額が660万円を超え1000万円以下である場合 186万円と当該収入金額から660万円を控除した金額の100分の10に相当する金額との合計額

(オ) 前項に規定する収入金額が1000万円を超える場合 220万円と当該収入金額から1000万円を控除した金額の100分の5に相当する金額との合計額

エ（4項 略）

(2) 税率（平成18年法律第10号による改正前の89条。ただし、負担軽減措置法4条の規定による読替後のもの。）

ア 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の5分の1に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に5を乗じて計算した金額との合計額とする（1項）。

330万円以下の金額	100分の10
330万円を超え900万円以下の金額	100分の20
900万円を超え1800万円以下の金額	100分の30
1800万円を超え3000万円以下の金額	100分の37
3000万円を超える金額	100分の37

イ（2項 略）

(3) 源泉徴収義務（183条）

ア 居住者に対し国内において28条1項(給与所得)に規定する給与等(以下この章において「給与等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない(1項)。

イ (2項 略)

(4) 賞与以外の給与等に係る徴収税額(平成22年法律第6号による改正前の185条)

ア 次条に規定する賞与以外の給与等について183条1項(源泉徴収義務)の規定により徴収すべき所得税の額は、次の各号に掲げる給与等の区分に応じ当該各号に定める税額とする(1項)。

(ア) 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う給与等 次に掲げる場合の区分に応じ、その給与等の金額(ロ、ハ、ニ又はへに掲げる場合にあっては、それぞれ当該金額の2倍に相当する金額、当該金額の3倍に相当する金額、給与等の月割額又は給与等の日割額)、当該申告書に記載された控除対象配偶者及び扶養親族(2以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、194条1項6号(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族。以下この章において「主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族」という。)の有無及びその数に応ずる次に定める税額(1号)

- a 給与等の支給期が毎月と定められている場合 別表第二の甲欄に掲げる税額(イ)
- b 給与等の支給期が毎半月と定められている場合 別表第二の甲欄に掲げる税額の2分の1に相当する税額(ロ)
- c 給与等の支給期が毎旬と定められている場合 別表第二の甲欄に掲げる税額の3分の1に相当する税額(ハ)
- d 給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合 別表第二の甲欄に掲げる税額に当該倍数を乗じて計算した金額に相当する税額(ニ)
- e 給与等の支給期が毎日と定められている場合 別表第三の甲欄に掲げる税額(ホ)
- f イからホまでに掲げる場合以外の場合 別表第三の甲欄に掲げる税額にその支給日数を乗じて計算した金額に相当する税額(へ)

(イ) (2号、3号 略)

イ (2項 略)

(5) 賞与に係る徴収税額(平成22年法律第6号による改正前の186条)

ア 賞与(賞与の性質を有する給与を含む。以下この条において同じ。)について183条1項(源泉徴収義務)の規定により徴収すべき所得税の額は、次項の規定の適用がある場合を除き、次の各号に掲げる賞与の区分に応じ当該各号に定める税額とする(1項)。

(ア) 給与所得者の扶養控除等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に経由した給与等の支払者が支払う賞与 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める税額(1号)

- a その賞与の支払者がその支払を受ける居住者に対し前月中に支払った又は支払うべきその他の給与等(以下この条において「通常の給与等」という。)がある場合(その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合にあっては、前月中に通常の給与等の支払がされない場合を含む。中略) 前月中に支払った又は支払うべき通常の給与等の金額(その賞与の支払者が支払う通常の給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合には、その賞与の支払の直前に支払った又は支払うべきその通常の給与等の前条1項1号に規定する月割額。中略)、給与所得者の扶養控除等申

告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の有無及びその数に応じ別表第四の甲欄により求めた率をその賞与の金額に乗じて計算した金額に相当する税額(イ)

- b イに掲げる場合以外の場合 その賞与の金額の6分の1(当該金額の計算の基礎となった期間が6月を超える場合には、12分の1。中略)に相当する金額並びに給与所得者の扶養控除等申告書に記載された主たる給与等に係る控除対象配偶者及び扶養親族の有無及びその数に応ずる別表第二の甲欄に掲げる税額に6(当該賞与の金額の計算の基礎となった期間が6月を超える場合には、12。中略)を乗じて計算した金額に相当する税額(ロ)

(イ) (2号 略)

イ (2項、3項 略)

(6) 源泉徴収義務(204条)

ア 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

(ア) (1号ないし5号 略)

(イ) キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者(以下この条において「ホステス等」という。)のその業務に関する報酬又は料金

(ウ) (7号、8号 略)

イ 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない(2項)。

(ア) 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、28条1項(給与所得)に規定する給与等(次号において「給与等」という。)又は30条1項(退職所得)に規定する退職手当等に該当するもの(1号)

(イ) (2号 略)

(ウ) 前項6号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者(以下この条において「バー等の経営者」という。)以外の者から支払われるもの(バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。)(3号)

ウ 1項6号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみなし、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があったものとみなして、同項の規定を適用する(3項)。

7 負担軽減措置法

(1) 居住者の最高税率の特例(平成18年法律第10号による廃止前の4条)

居住者の平成11年以後の各年分の所得税に係る所得税法第2編第3章第1節の規定の適用については、同法89条1項の表中

「1800万円を超え3000万円以下の金額	100分の40
3000万円を超える金額	
とあるのは、	
「1800万円を超える金額	100分の37」

とする。

(2) 定率による税額控除の特例（平成17年法律第21号による改正前の6条）

ア 居住者又は非居住者の平成11年以後の各年分の所得税については、その者の定率控除前の所得税額から定率による税額控除の額を控除する（1項）。

イ 前項に規定する定率による税額控除の額は、居住者又は非居住者の定率控除前の所得税額に100分の20を乗じて計算した金額（当該金額が25万円を超える場合には25万円）とする（2項）。

(3) 法人税率の特例（平成18年法律第10号による廃止前の16条1項）

ア 法人又は人格のない社団等（法人税法2条8号に規定する人格のない社団等をいう。中略）の平成11年4月1日以後に開始する各事業年度（同法13条及び14条に規定する事業年度をいう。中略）の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる法人又は人格のない社団等の区分に応じ同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる税率は、同表の第4欄に掲げる税率とする（1項）。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
法人税法2条9号に規定する普通法人（中略）又は人格のない社団等（中略）（一）	同法66条1項及び143条1項	100分の34.5	100分の30
	同法66条2項及び143条2項	100分の25	100分の22
（二、三 略）			

イ （2項ないし7項 略）

(別表1)

本件青色承認取消処分（原告A社）

区分	年月日	内容
本件青色承認取消処分	19. 5. 31	
異議申立て	19. 6. 28	
異議決定	19. 9. 27	棄却
審査請求	19. 10. 22	
裁決	20. 10. 20	棄却

(別表 2 - 1)

平成 1 4 年 1 2 月期の法人税に関する経緯 (原告 A 社)

(単位 : 円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	15. 2. 26	0	▲230	—	—
修正申告	16. 12. 24	10, 331, 380	2, 459, 000	—	—
上記修正申告に係る賦課決定	17. 1. 28	—	—	—	857, 500
更正処分等	19. 5. 31	12, 529, 380	3, 118, 400	—	227, 500
異議申立て	19. 6. 28	10, 331, 380	2, 459, 000	—	0
異議決定	19. 9. 27	棄却			
審査請求	19. 10. 22	10, 331, 380	2, 459, 000	—	0
裁 決	20. 10. 20	棄却			

(別表 2 - 2)

平成 1 5 年 1 2 月期の法人税に関する経緯 (原告 A 社)

(単位 : 円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	16. 2. 27	0	▲81	—	—
修正申告	16. 12. 24	10, 318, 673	2, 455, 300	—	—
上記修正申告に係る賦課決定	17. 1. 28	—	—	—	857, 500
更正処分等	19. 5. 31	42, 428, 278	12, 085, 300	—	3, 370, 500
異議申立て	19. 6. 28	15, 592, 420	4, 037, 500	—	553, 000
異議決定	19. 9. 27	棄却			
審査請求	19. 10. 22	15, 592, 420	4, 037, 500	—	553, 000
裁 決	20. 10. 20	棄却			

(別表 2 - 3)

平成 1 6 年 1 2 月期の法人税に関する経緯 (原告 A 社)

(単位 : 円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	17. 2. 23	▲420, 676	0	—	—
更正処分等	19. 5. 31	57, 392, 223	16, 577, 600	—	5, 799, 500
異議申立て	19. 6. 28	156, 883	34, 300	—	10, 500
異議決定	19. 9. 27	棄却			
審査請求	19. 10. 22	156, 883	34, 300	—	10, 500
裁 決	20. 10. 20	19, 274, 728	5, 142, 200	52, 400	518, 000

(別表 2 - 4)

平成 17 年 12 月期の法人税に関する経緯 (原告 A 社)

(単位 : 円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	18. 2. 27	2, 004, 004	440, 800	—	—
更正処分等	19. 5. 31	78, 093, 504	22, 787, 900	—	7, 819, 000
異議申立て	19. 6. 28	3, 547, 665	780, 300	—	115, 500
異議決定	19. 9. 27	棄却			
審査請求	19. 10. 22	3, 547, 665	780, 300	—	115, 500
裁 決	20. 10. 20	18, 145, 146	4, 803, 500	—	1, 526, 000

(別表3)

平成16年12月課税期間の消費税等に関する経緯(原告A社)

(単位:円)

区分	年月日	課税標準額	納付すべき消費税額 及び地方消費税額	過少申告加算税	重加算税
確定申告	17. 2. 23	496,829,000	2,390,400 597,600	—	—
更正処分等	19. 5. 31	721,180,000	6,687,900 1,671,900	—	1,879,500
異議申立て	19. 6. 28	496,829,000	2,390,400 597,600	—	—
異議決定	19. 9. 27	棄却			
審査請求	19. 10. 22	496,829,000	2,390,400 597,600	—	—
裁 決	20. 10. 20	459,370,000	4,365,800 1,091,400	76,000	595,000

(別表4-1)

各納税告知処分等の経緯(原告A社)

(単位:円)

区分	年月日	納付すべき税額	不納付加算税額	重加算税額	内訳
納税告知等	19. 5. 31	67,408,746	705,000	20,958,000	別表4-2
異議申立て	19. 6. 28	4,162,087	0	415,000	—
異議決定	19. 9. 27	棄却			—
審査請求	19. 10. 22	4,162,087	0	415,000	—
裁決	20. 10. 20	14,361,584	729,000	2,408,000	別表4-2
裁決(訂正)	21. 4. 3	13,787,644	729,000	2,180,500	別表4-2

(注) 請求1(7)は、平成14年12月分、平成15年5月から平成17年12月までの各月分の各納税告知処分等の取消しを求めるものである。

別表４－２ 各納税告知処分等の内訳（原告Ａ社）

(単位：円)

年月分	所得区分	法定納期限	納税告知及び賦課決定			異議決定	平成20年10月20日裁決後の額			平成21年4月3日裁決(訂正)		
			納付すべき税額	不納付加算税の額	重加算税の額		納付すべき税額	不納付加算税の額	重加算税の額	納付すべき税額	不納付加算税の額	重加算税の額
平成14年12月	給与	平成15年1月10日	769,300	76,000	—	棄却	769,300	76,000	—	769,300	76,000	—
平成15年5月	給与	平成15年6月10日	357,670	—	122,500		357,670	—	122,500	357,670	—	122,500
平成15年6月	給与	平成15年7月10日	352,390	—	122,500		352,390	—	122,500	352,390	—	122,500
	給与	平成15年7月10日	100,415	10,000	—		100,415	10,000	—	100,415	10,000	—
平成15年7月	給与	平成15年8月11日	387,170	—	133,000		387,170	—	133,000	387,170	—	133,000
	給与	平成15年8月11日	100,415	10,000	—		100,415	10,000	—	100,415	10,000	—
平成15年8月	給与	平成15年9月10日	424,820	—	147,000		424,820	—	147,000	424,820	—	147,000
	給与	平成15年9月10日	100,415	10,000	—		100,415	10,000	—	100,415	10,000	—
平成15年9月	給与	平成15年10月10日	419,080	—	143,500		419,080	—	143,500	419,080	—	143,500
	給与	平成15年10月10日	100,415	10,000	—		100,415	10,000	—	100,415	10,000	—
平成15年10月	給与	平成15年11月10日	395,580	—	136,500		395,580	—	136,500	395,580	—	136,500
	給与	平成15年11月10日	133,619	13,000	—		133,619	13,000	—	133,619	13,000	—
平成15年11月	給与	平成15年12月10日	366,930	—	126,000		366,930	—	126,000	366,930	—	126,000
	給与	平成15年12月10日	133,619	13,000	—		133,619	13,000	—	133,619	13,000	—
平成15年12月	給与	平成16年1月13日	490,542	—	171,500		490,542	—	171,500	490,542	—	171,500
	給与	平成16年1月13日	59,769	5,000	—		59,769	5,000	—	59,769	5,000	—
平成16年1月	給与	平成16年2月10日	372,380	—	129,500		372,380	—	129,500	372,380	—	129,500
	給与	平成16年2月10日	1,053,265	105,000	—		1,053,265	105,000	—	1,053,265	105,000	—
平成16年2月	給与	平成16年3月10日	349,870	—	119,000		349,870	—	119,000	349,870	—	119,000
	給与	平成16年3月10日	114,765	11,000	—		114,765	11,000	—	114,765	11,000	—
平成16年3月	給与	平成16年4月12日	339,400	—	115,500		339,400	—	115,500	339,400	—	115,500
	給与	平成16年4月12日	114,765	11,000	—		114,765	11,000	—	114,765	11,000	—
平成16年4月	給与	平成16年5月10日	317,340	—	108,500		317,340	—	108,500	317,340	—	108,500
	給与	平成16年5月10日	114,765	11,000	—		114,765	11,000	—	114,765	11,000	—
平成16年5月	給与	平成16年6月10日	322,590	—	112,000		322,590	—	11,200	322,590	—	112,000
	給与	平成16年6月10日	114,765	11,000	—		114,765	11,000	—	114,765	11,000	—
平成16年6月	給与	平成16年7月12日	315,770	—	108,500		315,770	—	108,500	315,770	—	108,500
	給与	平成16年7月12日	114,765	11,000	—		114,765	11,000	—	114,765	11,000	—
平成16年7月	給与	平成16年8月10日	259,030	—	87,500		259,030	—	87,500	259,030	—	87,500
	給与	平成16年8月10日	114,765	11,000	—		114,765	11,000	—	114,765	11,000	—
平成16年8月	給与	平成16年9月10日	179,490	—	59,500		179,490	—	59,500	179,490	—	59,500
	給与	平成16年9月10日	3,108,822	310,000	—		3,108,822	310,000	—	3,108,822	310,000	—

別表４－２ 各納税告知処分等の内訳（原告Ａ社）

(単位：円)

年月分	所得区分	法定納期限	納税告知及び賦課決定			異議決定	平成20年10月20日裁決後の額			平成21年4月3日裁決(訂正)		
			納付すべき税額	不納付加算税の額	重加算税の額		納付すべき税額	不納付加算税の額	重加算税の額	納付すべき税額	不納付加算税の額	重加算税の額
平成16年9月	給与	平成16年10月12日	179,350	—	59,500	棄却	63,460	6,000	0	63,460	6,000	0
	給与	平成16年10月12日	104,860	10,000	—							
平成16年10月	給与	平成16年11月10日	166,150	—	56,000		63,460	6,000	0	63,460	6,000	0
	給与	平成16年11月10日	104,860	10,000	—							
平成16年11月	給与	平成16年12月10日	171,980	—	59,500		63,460	6,000	0	63,460	6,000	0
	給与	平成16年12月10日	104,860	10,000	—							
平成16年12月	給与	平成17年1月11日	1,255,890	—	437,500		837,048	83,000	0	837,048	83,000	0
	給与	平成17年1月11日	155,407	15,000	—							
平成17年1月	給与	平成17年2月10日	213,450	—	73,500		0	0	0	46,560	0	14,000
	給与	平成17年2月10日	87,960	8,000	—							
平成17年2月	給与	平成17年3月10日	221,140	—	77,000		0	0	0	46,560	0	14,000
	給与	平成17年3月10日	87,960	8,000	—							
平成17年3月	給与	平成17年4月11日	243,530	—	84,000		0	0	0	46,560	0	14,000
	給与	平成17年4月11日	87,960	8,000	—							
平成17年4月	給与	平成17年5月10日	204,750	—	70,000		0	0	0	46,560	0	14,000
	給与	平成17年5月10日	87,960	8,000	—							
平成17年5月	給与	平成17年6月10日	243,625	—	84,000		0	0	0	46,560	0	14,000
	給与	平成17年6月10日	47,605	—	—							
平成17年6月	給与	平成17年7月11日	304,840	—	105,000		0	0	0	46,560	0	14,000
平成17年7月	給与	平成17年8月10日	298,920	—	101,500		0	0	0	46,560	0	14,000
平成17年8月	給与	平成17年9月12日	411,340	—	143,500		0	0	0	46,560	0	14,000
平成17年9月	給与	平成17年10月11日	300,230	—	105,000		0	0	0	46,560	0	14,000
平成17年10月	給与	平成17年11月10日	264,580	—	91,000		0	0	0	46,560	0	14,000
平成17年11月	給与	平成17年12月12日	319,320	—	108,500		0	0	0	46,560	0	14,000
平成17年12月	給与	平成18年1月10日	1,335,460	—	465,500		1,335,460	0	465,500	249,360	0	84,000
平成18年1月	給与	平成18年2月10日	444,700	—	154,000		0	0	0	0	0	0
平成18年2月	給与	平成18年3月10日	271,950	—	94,500		0	0	0	0	0	0
平成18年3月	給与	平成18年4月10日	281,710	—	98,000		0	0	0	0	0	0
平成18年4月	給与	平成18年5月10日	261,430	—	91,000	0	0	0	0	0	0	
平成18年5月	給与	平成18年6月12日	294,190	—	101,500	0	0	0	0	0	0	
平成18年6月	給与	平成18年7月10日	279,550	—	94,500	0	0	0	0	0	0	
平成18年7月	給与	平成18年8月10日	284,010	—	98,000	0	0	0	0	0	0	

別表４－２ 各納税告知処分等の内訳（原告Ａ社）

(単位：円)

年月分	所得区分	法定納期限	納税告知及賦課決定			異議決定	平成20年10月20日裁決後の額			平成21年4月3日裁決(訂正)		
			納付すべき税額	不納付加算税の額	重加算税の額		納付すべき税額	不納付加算税の額	重加算税の額	納付すべき税額	不納付加算税の額	重加算税の額
平成16年10月	報酬	平成16年11月10日	2,129,070	—	742,000	棄却	0	0	0	0	0	0
平成16年11月	報酬	平成16年12月10日	2,275,530	—	794,500		0	0	0	0	0	0
平成16年12月	報酬	平成17年1月11日	2,568,810	—	896,000		0	0	0	0	0	0
平成17年1月	報酬	平成17年2月10日	2,661,790	—	931,000		0	0	0	0	0	0
平成17年2月	報酬	平成17年3月10日	2,126,350	—	742,000		0	0	0	0	0	0
平成17年3月	報酬	平成17年4月11日	2,219,831	—	773,500		0	0	0	0	0	0
平成17年4月	報酬	平成17年5月10日	2,392,413	—	836,500		0	0	0	0	0	0
平成17年5月	報酬	平成17年6月10日	2,162,298	—	756,000		0	0	0	0	0	0
平成17年6月	報酬	平成17年7月11日	1,744,059	—	609,000		0	0	0	0	0	0
平成17年7月	報酬	平成17年8月10日	2,583,210	—	903,000		0	0	0	0	0	0
平成17年8月	報酬	平成17年9月12日	2,404,645	—	840,000		0	0	0	0	0	0
平成17年9月	報酬	平成17年10月11日	1,782,075	—	623,000		0	0	0	0	0	0
平成17年10月	報酬	平成17年11月10日	1,866,303	—	651,000		0	0	0	0	0	0
平成17年11月	報酬	平成17年12月12日	1,671,860	—	584,500		0	0	0	0	0	0
平成17年12月	報酬	平成18年1月10日	1,982,140	—	693,000		0	0	0	0	0	0
平成18年1月	報酬	平成18年2月10日	2,103,942	—	735,000		0	0	0	0	0	0
平成18年2月	報酬	平成18年3月10日	1,399,767	—	486,500		0	0	0	0	0	0
平成18年3月	報酬	平成18年4月10日	1,722,028	—	602,000		0	0	0	0	0	0
平成18年4月	報酬	平成18年5月10日	2,153,013	—	752,500		0	0	0	0	0	0
平成18年5月	報酬	平成18年6月12日	2,307,864	—	805,000		0	0	0	0	0	0
平成18年6月	報酬	平成18年7月10日	1,681,630	—	588,000		0	0	0	0	0	0
平成18年7月	報酬	平成18年8月10日	2,349,895	—	819,000		0	0	0	0	0	0

(別表5)

各納税告知処分等の経緯 (原告B社)

(単位:円)

区分	年月日	納付すべき税額	重加算税の額
納税告知等	19. 6. 6	1,104,680	385,000
異議申立て	19. 6. 28	0	0
異議決定	19. 9. 27	棄却	
審査請求	19. 10. 22	0	0
裁決	20. 10. 20	棄却	

(注) 請求2は、平成18年1月分から同年6月分の各納税告知処分等の取消しを求めるものである。

(別表6)

各納税告知処分等の経緯 (原告C社)

(単位:円)

区分	年月日	納付すべき税額	重加算税の額
納税告知等	19. 6. 6	189,637	63,000
異議申立て	19. 6.28	0	0
納税告知処分等(変更)	19. 8.28	5,120	—
異議決定	19. 9.27	平成16年10月分については棄却、平成18年8月分については却下	
審査請求	19.10.22	0	0
裁決	20.10.20	平成16年10月分については棄却、平成18年8月分については却下	

(注) 平成19年6月6日付けの納税告知処分等は、平成16年10月分の源泉所得税の納税告知処分、平成18年8月分の源泉所得税の納税告知処分及び同処分に係る重加算税の賦課決定処分であるが、平成19年8月28日付け納税告知処分等(変更)において、平成18年8月分の納税告知処分及び重加算税賦課決定処分は全て取り消されている。

(別表7)

平成17年分申告所得税に関する経緯(原告甲)

(単位:円)

区分	年月日	課税総所得金額	課税総所得金額に対する税額	源泉徴収税額	納付すべき税額	重加算税	
確定申告	18. 3. 9	89,363,000	30,574,310	30,220,540	103,700	—	
更正処分等	19.10. 5	110,562,000	38,417,940	37,673,500	494,400	13,6500	
異議申立て	19.11. 8	89,363,000	30,574,310	30,220,540	10,3700	—	
異議決定	20. 1.28	棄却					
審査請求	20. 2.20	89,363,000	30,574,310	30,220,540	10,3700	—	
裁 決	20.12.02	110,563,000	38,418,310	37,974,559	193,700	31,500	

(別表 8-1)

平成 17 年 8 月期の法人税に関する経緯 (原告 C 社)

(単位 : 円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	翌期へ繰り越す 欠損金の額
確定申告	17. 10. 31	▲803, 719	0	803, 719
減額更正処分	19. 6. 6	▲37, 455, 825	0	37, 455, 825
更正処分	22. 5. 10	17, 676, 281	4, 662, 800	0
異議申立て	22. 6. 10	▲803, 719	0	803, 719
異議決定	22. 8. 6	棄却		
審査請求	22. 9. 15	▲803, 719	0	803, 719
裁 決	23. 2. 14	棄却		

(別表 8-2)

平成 18 年 8 月期の法人税に関する経緯 (原告 C 社)

(単位 : 円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき税額	翌期へ繰り越す 欠損金の額
確定申告	18.10.24	▲3,605,434	0	4,409,153
減額更正処分	19.6.6	▲37,495,000	0	74,950,825
更正処分	22.5.10	13,453,766	3,395,900	0
異議申立て	22.6.10	▲3,605,434	0	4,409,153
異議決定	22.8.6	棄却		
審査請求	22.9.15	▲3,605,434	0	4,409,153
裁決	23.2.14	棄却		

本件青色承認取消処分の根拠及び適法性

原告A社は、原告A社平成15年12月期の総勘定元帳に、平成15年12月31日付けでI（屋号：M、以下「I」という。）を支払先とする修繕費519万7500円を計上していた。

しかし、上記修繕費は、原告甲の実父母である丁及び丙が居住する福島県にある居宅（以下「実家」という。）のリフォーム工事代金（以下「実家改築費用」という。）の一部を、原告A社の代表取締役である原告甲がIと通謀し、原告A社あてに請求金額を水増しした請求書を作成するなどした上で、本件クラブの家具工事代金と仮装し、原告A社に架空の修繕費を計上したものである。したがって、当該事実は、法人税法127条1項3号所定の青色申告の承認の取消事由に該当する。

京橋税務署長は、法人税法127条3項の規定に基づき、原告A社に対し、上記架空の修繕費を計上した事実が同条1項3号に該当する旨の理由を付記した上で、本件青色承認取消処分に係る通知を書面により行っているものであるから、本件青色承認取消処分は適法である。

原告A社に対する法人税の各更正処分の根拠及び適法性

(1) 被告が主張する原告A社各事業年度の法人税の所得金額及び納付すべき法人税額は、次のとおりである。

ア 原告A社平成14年12月期(別表9-1の1)

(ア) 所得金額(別表9-1の1順号4) 1252万9380円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 申告所得金額(同9-1の1順号1) 1033万1380円

上記金額は、原告A社が京橋税務署長に対して平成16年12月24日に提出した原告A社平成14年12月期の法人税の修正確定申告書(以下「原告A社平成14年12月期修正申告書」という。)に記載された所得金額である。

b 所得金額に加算すべき金額(同9-1の1順号2及び3) 219万8000円

上記金額は、原告A社が本件クラブの売上げを除外した金額であり、H銀行平支店の丙名義の預金口座(以下「H銀行丙口座」という。)に振込入金された金額819万8000円のうち、原告A社平成14年12月期修正申告書において所得金額に加算した600万円を超える部分の金額であって、原告A社の所得金額の計算上、飲食売上高として益金の額に算入すべき金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額(同9-1の1順号5) 311万8700円

上記金額は、上記(ア)の所得金額(ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)に法人税法66条に規定する税率(ただし、平成18年法律第10号による廃止前の負担軽減措置法16条1項の規定を適用した後のもの。以下同じ。)を乗じて算出した金額である。

(ウ) 法人税額から控除される所得税額等(同9-1の1順号6) 230円

上記金額は、原告A社平成14年12月期修正申告書に記載された法人税額から控除される所得税額等の金額である。

(エ) 納付すべき法人税額(同9-1の1順号7) 311万8400円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した後の金額(ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)である。

(オ) 既に納付の確定した法人税額(同9-1の1順号8) 245万9000円

上記金額は、原告A社平成14年12月期修正申告書に記載された納付すべき法人税額である。

(カ) 差引納付すべき法人税額(同9-1の1順号9) 65万9400円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた後の金額である。

イ 原告A社平成15年12月期(別表9-2の1)

(ア) 所得金額(別表9-2の1順号16) 4241万9958円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額から、cの金額を減算した金額である。

a 申告所得金額(同9-2の1順号1) 1031万8673円

上記金額は、原告A社が京橋税務署長に対して平成16年12月24日に提出した原告A社平成15年12月期の法人税の修正申告書(以下「原告A社平成15年12月期修正申告書」という。)に記載された所得金額である。

b 所得金額に加算すべき金額の合計額(同9-2の1順号11) 1億0954万5849円

上記金額は、次の(a)ないし(i)の各金額を合計した金額である。

- (a) 損金の額に算入されない修繕費の額 (同9-2の1順号2) 519万7500円
上記金額は、実家改築費用の一部を本件クラブの家具工事の代金と仮装して損金の額に算入した修繕費の額であり、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である。
- (b) 損金の額に算入されない減価償却費の額 (同9-2の1順号3) 7万6247円
上記金額は、実家改築費用の一部を原告A社の減価償却資産の取得価額として仮装計上し、それに係る減価償却費として損金の額に算入した金額である。すなわち、原告A社は、実家改築費用の一部を本件クラブのいすの取得価額 (原告A社平成15年12期中取得、取得金額247万9590円) として工具器具備品科目に仮装計上し、当該減価償却資産に係る減価償却費を原告A社平成15年12月期における損金の額に算入したものであるから、当該減価償却費の額は原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されない。
- (c) 損金の額に算入されない役員報酬の額 (同9-2の1順号4) 240万円
上記金額は、原告甲に対する役員報酬を丙及び丁に対する役員報酬と仮装して計上した金額の合計額であり、法人税法34条 (平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。) 2項の規定により、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である。
- (d) 益金の額に算入すべき飲食売上高の額 (同9-2の1順号5) 4367万7210円
上記金額は、本件クラブの売上げを事業実態のない原告B社の売上げに分散して計上した金額であり、原告A社の所得金額の計算上、飲食売上高として益金の額に算入すべき金額である。
- (e) 損金の額に算入されない外注費の額 (同9-2の1順号6) 5116万9579円
上記金額は、事業実態のない原告B社に対して架空に計上した外注費の金額であり、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である。
- (f) 損金の額に算入されない支払手数料の額 (同9-2の1順号7) 540万円
上記金額は、上記(e)同様、事業実態のない原告B社に対するホステスのあっせん手数料として架空に計上した支払手数料の金額であり、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である。
- (g) 益金の額に算入すべき雑収入の額 (同9-2の1順号8) 42万1240円
上記金額は、上記(d)同様、本件クラブの営業に関して生じた雑収入を事業実態のない原告B社の雑収入に分散して計上した金額であり、原告A社の所得金額の計算上、雑収入として益金の額に算入すべき金額である。
- (h) 益金の額に算入すべき受取利息の額 (同9-2の1順号9) 8円
上記金額は、上記(d)同様、本件クラブの収益等を事業実態のない原告B社名義の預金に入金することにより得た受取利息の金額であり、原告A社の所得金額の計算上、受取利息として益金の額に算入すべき金額である。
- (i) 交際費等の損金不算入額 (同9-2の1順号10) 120万4065円
上記金額は、上記(d)同様、本件クラブに係る交際費の額120万4065円を事業実態のない原告B社の交際費に分散して計上していたことから、上記交際費の額を原告A社に係るものとして損金の額に算入する (下記c(a)) ことに伴い、租税特別措置法61条の4 (平

成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)第1項の規定に基づき、交際費等の損金不算入額を再計算した結果、新たに算出される交際費等の損金不算入額である。

c 所得金額から減算される金額の合計額(同9-2の1順号15) 7744万4564円
上記金額は、次の(a)ないし(c)の各金額を合計した金額である。

(a) 損金の額に算入される仕入れ・費用等の合計額(同9-2の1順号12)

5987万1149円

上記金額は、上記b(d)同様、本件クラブに係る仕入れ・費用等の額を事業実態のない原告B社の仕入れ・費用等の額に分散して計上した金額の合計額であり、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入される金額である(内訳は別表9-5参照)。

(b) 益金の額に算入されない収入の額(同9-2の1順号13) 1736万2415円

上記金額は、上記b(e)同様、事業実態のない原告B社からの収入として架空に計上した、本件クラブに係る①ホステス報酬の負担金の額724万7415円、②賃料及び光熱費の額560万円、③造作リース代の額436万8000円及び④酒代14万7000円の合計額であり、原告A社の所得金額の計算上、益金の額に算入されない金額である。

(c) 事業税の損金算入額(同9-2の1順号14) 21万1000円

上記金額は、原告A社平成14年12月期法人税更正処分に伴い増加する事業税相当額であり、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額(同9-2の1順号17) 1208万5700円

上記金額は、上記(ア)の所得金額に法人税法66条に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(ウ) 法人税額から控除される所得税額等(同9-2の1順号18) 81円

上記金額は、原告A社平成15年12月期修正申告書に記載された法人税額から控除される所得税額等の金額である。

(エ) 納付すべき法人税額(同9-2の1順号19) 1208万5600円

上記金額は、上記(イ)の金額から上記(ウ)の金額を控除した後の金額である。

(オ) 既に納付の確定した法人税額(同9-2の1順号20) 245万5300円

上記金額は、原告A社平成15年12月期修正申告書に記載された納付すべき法人税額である。

(カ) 差引納付すべき法人税額(同9-2の1順号21) 963万0300円

上記金額は、上記(エ)の金額から上記(オ)の金額を差し引いた後の金額である。

ウ 原告A社平成16年12月期(別表9-3の1)

(ア) 所得金額(別表9-3の1順号21) 1927万4728円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額から、cの金額を減算した金額である。

a 申告所得(欠損)金額(同9-3の1順号1) △42万0676円

上記金額は、原告A社が京橋税務署長に対して平成17年2月23日に提出した原告A社平成16年12月期の法人税の確定申告書(以下「原告A社平成16年12月期確定申告書」という。)に記載された所得(欠損)金額である。

b 所得(欠損)金額に加算すべき金額の合計額(同9-3の1順号15)

9585万3550円

上記金額は、次の(a)ないし(m)の各金額を合計した金額である。

(a) 損金の額に算入されない減価償却費の額(同9-3の1順号2) 108万3859円

上記金額は、実家改築費用の一部を原告A社の減価償却資産の取得価額として仮装計上し、それに係る減価償却費として損金に算入した金額である。すなわち、原告A社は、実家改築費用の一部を、①本件クラブのいすの取得価額（原告A社平成15年12月期中の取得、取得価額247万9590円）として工具器具備品科目に、②本件クラブのトイレ改修費（原告A社平成16年12月期中の実施、改修工事費用333万円）として建物付属設備科目にそれぞれ仮装計上し、当該各減価償却資産に係る減価償却費を原告A社平成16年12月期における損金の額に算入したものであるから、当該各減価償却費の額は原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されない。

- (b) 損金の額に算入されない役員報酬の額（同9-3の1順号3） 414万円
上記金額は、原告甲に対する役員報酬を丙及び丁に対する役員報酬と仮装して計上した金額の合計額であり、法人税法34条2項の規定により、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である。
- (c) 益金の額に算入すべき飲食売上高の額（同9-3の1順号4） 210万5000円
上記金額は、原告甲の顧客に係る領収証未発行分の現金売上げであるところ、当該金額は、本件クラブの飲食売上げから除外されているものであるから、原告A社の所得金額の計算上、飲食売上高として益金の額に算入すべき金額である。
- (d) 益金の額に算入すべき飲食売上高の額（同9-3の1順号5） 1781万2303円
上記金額は、本件クラブの売上げを事業実態のない原告B社の売上げに分散して計上した金額であり、原告A社の所得金額の計算上、飲食売上高として益金の額に算入すべき金額である。
- (e) 損金の額に算入されない外注費の額（同9-3の1順号6） 4050万9520円
上記金額は、事業実態のない原告B社に対して架空に計上した外注費の金額であり、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である。
- (f) 損金の額に算入されない支払手数料の額（同9-3の1順号7） 610万6667円
上記金額は、上記(e)同様、事業実態のない原告B社に対するホステスのあっせん手数料の額600万円及び夏期賞与スタッフ手数料の額10万6667円として架空に計上した支払手数料の合計額であり、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である。
- (g) 益金の額に算入すべき雑収入の額（同9-3の1順号8） 14万2153円
上記金額は、上記(d)同様、本件クラブの営業に関して生じた雑収入を事業実態のない原告B社の雑収入に分散して計上した金額であり、原告A社の所得金額の計算上、雑収入として益金の額に算入すべき金額である。
- (h) 益金の額に算入すべき受取利息の額（同9-3の1順号9） 79円
上記金額は、上記(d)同様、本件クラブの収益等を事業実態のない原告B社名義の預金に入金することにより得た受取利息の金額であり、原告A社の所得金額の計算上、受取利息として益金の額に算入すべき金額である。
- (i) 損金の額に算入されない道府県民税利子割の額（同9-3の1順号10） 4円
上記金額は、上記(h)の受取利息に係る道府県民税利子割の額であり、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である。
- (j) 交際費等の損金不算入額（同9-3の1順号11） 592万5660円

上記金額は、上記(d)同様、本件クラブに係る交際費の額592万5660円を事業実態のない原告B社の交際費に分散して計上していたことから、上記交際費の額を原告A社に係るものとして損金の額に算入する(下記c(a))に伴い、租税特別措置法61条の4第1項の規定に基づき、交際費等の損金不算入額を再計算した結果、新たに算出される交際費等の損金不算入額である。

- (k) 益金の額に算入される収入の額(同9-3の1順号12) 1086万4000円

上記金額は、原告A社が原告C社から支払を受けた原告A社平成16年12月期に対応する本件クラブの賃貸収入の額である。しかし、原告A社はこれを同期の収入に計上せず、翌期の収入に計上していたことから、上記金額は、原告A社平成16年12月期の所得金額の計算上、益金の額に算入されることとなる。

- (l) 損金の額に算入されない酒類仕入高の額(同9-3の1順号13)

703万3542円

上記金額は、原告C社設立から平成16年12月末日までの期間に係る原告C社が計上すべき本件クラブの酒類仕入高について、原告A社が、現金及び普通預金で支払ったほか、原告C社に対する貸付金を減額することにより、原告A社の仕入れとして計上した金額であり、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である。

なお、原告A社が支出等した上記金額は、同社が原告C社に代わって支払ったものであるから、いわゆる立替金である。

- (m) 損金の額に算入されない期首棚卸高の額(同9-3の1順号14) 13万0763円

上記金額は、原告A社平成16年12月期の期首棚卸高274万6025円に係る消費税等の額であるところ、原告A社は、原告A社平成16年12月課税期間以降消費税の課税事業者該当し、かつ、消費税等に係る経理処理として税抜経理方式を採用していることから、上記13万0763円は、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されないこととなる。

- c 所得(欠損)金額から減算される金額の合計額(同9-3の1順号20)

7615万8146円

上記金額は、次の(a)ないし(d)の各金額を合計した金額である。

- (a) 損金の額に算入される仕入れ、費用等の合計額(同9-3の1順号16)

5844万4496円

上記金額は、上記b(d)同様、本件クラブに係る仕入れ・費用等の額を事業実態のない原告B社の仕入れ・費用等の額に分散して計上した金額の合計額であり、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入される金額である(内訳は別表9-5参照)。

- (b) 益金の額に算入されない収入の額(同9-3の1順号17) 1444万2134円

上記金額は、上記b(e)同様、事業実態のない原告B社からの収入として架空に計上した、本件クラブに係る①ホステス報酬の負担金の額494万8800円、②賃料及び光熱費の額533万3334円及び③造作リース代の額416万円の合計額であり、原告A社の所得金額の計算上、益金の額に算入されない金額である。

- (c) 事業税の損金算入額(同9-3の1順号18)

327万1500円

上記金額は、原告A社平成15年12月期法人税更正処分に伴い増加する事業税相当額であり、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入される金額である。

(d) 損金の額に算入される雑損失の額 (同9-3の1順号19) 16円

原告A社は、原告A社平成16年12月課税期間以降消費税の課税事業者に該当し、消費税等に係る経理処理として税抜経理方式を採用しているところ、上記金額は、原告A社平成16年12月期法人税更正処分に伴い増加する仮受消費税等の額から、同じく増加する仮払消費税等の額を控除した額246万9184円と、原告A社消費税等更正処分に伴う納付すべき消費税等の額246万9200円との差額であり、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額 (同9-3の1順号22) 514万2200円
上記金額は、上記(ア)の所得金額に法人税法66条に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(ウ) 納付すべき法人税額 (同9-3の1順号23) 514万2200円
上記金額は、上記(イ)の金額と同額である。

(エ) 既に納付の確定した法人税額 (同9-3の1順号24) 0円
上記金額は、原告A社平成16年12月期確定申告書に記載された納付すべき法人税額である。

(オ) 差引納付すべき法人税額 (同9-3の1順号25) 514万2200円
上記金額は、上記(ウ)の金額から上記(エ)金額を差し引いた後の金額である。

エ 原告A社平成17年12月期 (別表9-4の1)

(ア) 所得金額 (別表9-4の1順号12) 1814万5146円
上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額から、cの金額を減算した金額である。

a 申告所得金額 (同9-4の1順号1) 200万4004円
上記金額は、原告A社が京橋税務署長に対して平成18年2月27日に提出した、原告A社平成17年12月期の法人税の確定申告書 (以下「原告A社平成17年12月期確定申告書」という。)に記載された所得金額である。

b 所得金額に加算すべき金額の合計額 (同9-4の1順号7) 3569万1684円
上記金額は、次の(a)ないし(e)の各金額を合計した金額である。

(a) 損金の額に算入されない減価償却費の額 (同9-4の1順号2) 100万4474円
上記金額は、実家改築費用の一部を原告A社の減価償却資産の取得価額 (本件クラブのいす及びトイレ改修工事)の取得価額として仮装計上し、それに係る減価償却費として損金の額に算入した金額であり、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である (前記ウ(ア)b(a)参照)。

(b) 損金の額に算入されない役員報酬の額 (同9-4の1順号3) 414万円
上記金額は、原告甲に対する役員報酬を丙及び丁に対する役員報酬と仮装して計上した金額の合計額であり、法人税法34条2項の規定により、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されない金額である。

(c) 損金の額に算入されない役員賞与の額 (同9-4の1順号4) 3000万円
原告A社は、原告A社平成17年12月期において、原告甲に対する役員報酬として毎月400万円 (年額4800万円)を計上しているところ、上記役員報酬のうち、平成17年1月ないし11月の各末日付けで計上した各250万円及び同年12月27日付けで計上した250万円の合計額3000万円 (以下「原告A社平成17年期末増額報酬額」という。)は、いずれも原告A社が利益調整を目的として事業年度末に臨時的に支給したものであり、

法人税法35条（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）4項に定める役員賞与に該当することから、同条1項の規定により、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されないこととなる。

(d) 益金の額に算入される雑収入の額（同9-4の1順号5） 23円

上記金額は、原告A社平成17年12月期法人税更正処分に伴い減少する仮受消費税等の額89万4877円（ただし、仮払消費税等の額に増減は生じない。）と、原告A社の平成17年1月1日から同年12月31日までの課税期間において新たに還付されることとなる消費税等の額89万4900円との差額であり、原告A社の所得金額の計算上、益金の額に算入される金額である。

(e) 繰越欠損金の当期控除過大額（同9-4の1順号6） 54万7187円

上記金額は、原告A社平成17年12月期の法人税の確定申告において損金の額に算入した繰越欠損金の当期控除額相当額であるところ、当該繰越欠損金については、原告A社平成16年12月期法人税更正処分の結果、その全額が原告A社平成17年12月期に繰り越されないことになる。よって、上記54万7187円は、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入されない。

c 所得金額から減算される金額の合計額（同9-4の1順号11） 1955万0542円

上記金額は、次の(a)ないし(c)の各金額を合計した金額である。

(a) 益金の額に算入されない収入の額（同9-4の1順号8） 1086万4000円

上記金額は、前記ウ(ア)b(k)で述べたとおり、原告C社から支払を受けた原告A社平成16年12月期に対応する本件クラブの賃貸収入の額として同事業年度の所得金額に含まれるものであり、原告A社平成17年12月期の所得金額の計算上、益金の額に算入されないものである。

(b) 益金の額に算入されない収入の額（同9-4の1順号9） 703万3542円

上記金額は、原告A社が、原告A社平成17年12月期において、原告C社から前記ウ(ア)b(1)の703万3542円（原告A社平成16年12月期における損金の額に算入されない酒類仕入高の額）を回収することとして同事業年度の益金に計上したものであるが、上記703万3542円は、前記ウ(ア)b(1)のとおり、原告C社が酒類仕入高として計上すべき金額であり、原告A社が原告C社に代わって支出等した立替金の精算（回収）に当たることから、原告A社の所得金額の計算上、益金の額に算入されないこととなる。

(c) 事業税の損金算入額（同9-4の1順号10） 165万3000円

上記金額は、原告A社平成16年12月期法人税更正処分に伴い増加する事業税相当額であり、原告A社の所得金額の計算上、損金の額に算入される金額である。

(イ) 所得金額に対する法人税額（同9-4の1順号13） 480万3500円

上記金額は、上記(ア)の所得金額に法人税法66条に規定する税率を乗じて算出した金額である。

(ウ) 納付すべき法人税額（同9-4の1順号14） 480万3500円

上記金額は、上記(イ)の金額と同額である。

(エ) 既に納付の確定した法人税額（同9-4の1順号15） 44万0800円

上記金額は、原告A社平成17年12月期確定申告書に記載された納付すべき法人税額である。

(オ) 差引納付すべき法人税額（同9-4の1順号16） 436万2700円

上記金額は、上記(ウ)の金額から上記(エ)の金額を差し引いた後の金額である。

(2) 被告が本訴において主張する原告A社各事業年度の納付すべき法人税額は、前記(1)ア(エ)、同イ(エ)、同ウ(ウ)及び同エ(ウ)で述べたとおり、それぞれ、

原告A社平成14年12月期	311万8400円
原告A社平成15年12月期	1208万5600円
原告A社平成16年12月期	514万2200円
原告A社平成17年12月期	480万3500円

であるところ、これらの金額は、いずれも原告A社各更正処分における納付すべき法人税額と同額(原告A社平成14年12月期、原告A社平成16年12月期及び原告A社平成17年12月期)か又は上回る(原告A社平成15年12月期)から、原告A社各更正処分はいずれも適法である。

原告A社法人税加算税各賦課決定処分の根拠及び適法性

ア 原告A社平成14年12月期(別表9-1の2)

原告A社は、別紙3(1)ア(ア)bで述べたとおり、本件クラブの売上げを除外して原告A社平成14年12月期の法人税を過少に申告していたものであり、これらの行為が国税通則法68条(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかであるから、原告A社平成14年12月期法人税更正処分により新たに納付すべきこととなった税額については、同項の規定に基づき重加算税が課されることとなる。

そして、別紙3(2)で述べたとおり、原告A社平成14年12月期法人税更正処分は適法であるところ、原告A社平成14年12月期の法人税に係る重加算税の額は、同更正処分により新たに納付すべきこととなった税額65万円(国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)に、国税通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて計算した22万7500円となり、この額は、原告A社平成14年12月期法人税重加算税賦課決定処分の額と同額であるから、同処分は適法である。

イ 原告A社平成15年12月期(別表9-2の2)

原告A社は、別紙3(1)イ(ア)b(a)ないし(i)で述べたとおり、実家改築費用を本件クラブの家具工事代金に仮装するなどして原告A社平成15年12月期の法人税を過少に申告していたものであり、これらの行為が国税通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかであるから、原告A社平成15年12月期法人税更正処分により新たに納付すべきこととなった税額については、同項の規定に基づき重加算税が課されることとなる。

そして、別紙3(2)で述べたとおり、原告A社平成15年12月期法人税更正処分は適法であるところ、原告A社平成15年12月期の法人税に係る重加算税の額は、同更正処分により新たに納付すべきこととなった税額963万円に、国税通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて計算した337万0500円となり、この額は、原告A社平成15年12月期法人税重加算税賦課決定処分の額と同額であるから、同処分は適法である。

ウ 原告A社平成16年12月期(別表9-3の2)

(ア) 重加算税の根拠について

原告A社は、別紙3(1)ウ(ア)b(a)ないし(h)及び同(j)で述べたとおり、実家改築費用を本件クラブのいすの取得価額に仮装するなどして原告A社平成16年12月期の法人税を過少に申告していたものであり、これらの行為が国税通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかであるから、原告A社平成16年12月期法人税更正処分により新たに納付すべきこととなった税額のうち、当該隠ぺい又は仮装の事実に基づく税額については、同項の規定に基づき重加算税が課されることとなる。

そして、別紙3(2)で述べたとおり、原告A社平成16年12月期法人税更正処分は適法であるところ、原告A社平成16年12月期の法人税に係る重加算税の額は、同更正処分により新たに納

付すべきこととなった税額のうち148万円（別表9-3の2順号26）に、国税通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて計算した51万8000円となる。

(イ) 過少申告加算税の根拠について

原告A社が、別紙3(1)ウ(ア) b(k)記載の金額を益金の額に算入しなかったこと及び同(i)、(l)及び(m)記載の各金額を損金の額に算入したことについては、国税通則法65条（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）4項に定める「正当な理由」があるとは認められないから、原告A社平成16年12月期法人税更正処分により新たに納付すべきこととなった税額のうち、上記(ア)の隠ぺい又は仮装の事実に基づく税額以外の税額については、同条1項の規定に基づき、過少申告加算税が課されることとなる。

そして、原告A社平成16年12月期の法人税に係る過少申告加算税の額は、原告A社平成16年12月期法人税更正処分により新たに納付すべきこととなった税額のうち366万円（別表9-3の2順号28）を基礎として、国税通則法65条1項及び2項の規定に基づき、366万円に100分の10の割合を乗じて計算した36万6000円に、366万円のうちの50万円を超える金額である316万円に100分の5の割合を乗じて計算した15万8000円を加算した52万4000円となる。

(ウ) 原告A社平成16年12月期法人税加算税賦課決定処分の適法性について

上記(ア)及び(イ)のとおり、原告A社平成16年12月期の法人税に係る重加算税の額及び過少申告加算税の額は、それぞれ、51万8000円及び52万4000円であり、これらの金額は、原告A社平成16年12月期法人税加算税賦課決定処分の額といずれも同額であるから、同処分は適法である。

エ 原告A社平成17年12月期（別表9-4の2）

原告A社は、別紙3(1)エ(ア) b(a)ないし(c)で述べたとおり、実家改築費用を本件クラブのいすの取得価額に仮装するなどして原告A社平成17年12月期の法人税を過少に申告していたものであり、これらの行為が国税通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかであるから、原告A社平成17年12月期法人税更正処分により新たに納付すべきこととなった税額については、同項の規定に基づき重加算税が課されることとなる。

そして、別紙3(2)で述べたとおり、原告A社平成17年12月期法人税更正処分は適法であるところ、原告A社平成17年12月期の法人税に係る重加算税の額は、同更正処分により新たに納付すべきこととなった税額436万円に、国税通則法68条1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて計算した152万6000円となり、この金額は、原告A社平成17年12月期法人税重加算税賦課決定処分の額と同額であるから、同処分は適法である。

原告A社消費税等更正処分の根拠及び適法性

(1) 被告が本訴において主張する原告A社平成16年12月課税期間の納付すべき消費税等の額は、次のとおりである。

ア 課税標準額 (別表10の1順号8) 5億1331万円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額から、(ウ)の金額を差し引いた金額 (ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。) である。

(ア) 確定申告における課税売上高 (同10の1順号1) 4億9682万9654円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額である。

a 確定申告における課税売上額 (税抜き) 4億4288万9054円

上記金額は、原告A社が京橋税務署長に対して平成17年2月23日に提出した、原告A社平成16年12月課税期間の消費税等の確定申告書 (以下「原告A社平成16年12月課税期間消費税等確定申告書」という。) の附表2「課税売上額 (税抜き)」欄 (①欄) に記載された金額である。

b 売上に係る対価の返還等の金額 5394万0600円

上記金額は、原告A社平成16年12月課税期間消費税等確定申告書の「返還等対価に係る税額」欄 (⑤欄) に記載された金額215万7624円を100分の4で除して算出した金額である。

(イ) 課税標準額に加算される課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 (同10の1順号5)

3092万3456円

上記金額は、次のaないしcの各金額の合計額である。

a 課税資産の譲渡等の対価の額である飲食売上高の額 (同10の1順号2)

1991万7303円

上記金額は、本件クラブの売上げを除外した飲食売上高の額210万5000円 (別紙3(1)ウ(ア)b(c)) 及び原告B社の売上げに分散して計上した飲食売上高の額1781万2303円 (同(d)) の合計額であり、いずれも課税資産の譲渡等の対価の額に該当する金額である。

b 課税資産の譲渡等の対価の額である雑収入の額 (同10の1順号3) 14万2153円

上記金額は、原告B社の雑収入に分散して計上した雑収入の額 (別紙3(1)ウ(ア)b(g)) であり、課税資産の譲渡等の対価の額に該当する金額である。

c 課税資産の譲渡等の対価の額である収入の額 (同10の1順号4) 1086万4000円

上記金額は、原告C社に対する本件クラブの賃貸収入として計上されていなかった収入の額 (別紙3(1)ウ(ア)b(k)) であり、課税資産の譲渡等の対価の額に該当する金額である。

(ウ) 課税標準額から減算される課税資産の譲渡等の対価の額に該当しない収入の額 (同10の1順号6及び7)

1444万2134円

上記金額は、架空計上した原告B社からの収入の額の合計額 (別紙3(1)ウ(ア)c(b)) であり、いずれも課税資産の譲渡等の対価の額に該当しない金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額 (同10の1順号9) 2053万2400円

上記金額は、前記アの金額に消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額（同10の1順号38） 1400万8945円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の各金額の合計額である。

(ア) 課税仕入れに係る消費税額（同10の1順号36） 1390万4335円

上記金額は、次のa及びbの各金額の合計額から、cの金額を差し引いた後の金額3億6498万8796円（同10の1順号35）に、消費税法30条1項の規定に基づき105分の4を乗じて算出した金額である。

a 確定申告における課税仕入れに係る支払対価の額（同10の1順号10）

4億0228万2287円

上記金額は、原告A社平成16年12月課税期間消費税等確定申告書の付表2（課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表）の「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」欄（⑧欄）に記載された金額である。

b 課税仕入れに係る支払対価の額に加算される金額の合計額（同10の1順号29）

2253万5224円

上記金額は、原告B社の仕入れ・費用等の額に分散して計上した本件クラブに係る仕入れ・費用等の合計額5844万4496円（別紙3(1)ウ(ア)c(a)のうち、課税仕入れに該当するものの消費税等込み価額の合計額である（同10の1順号11。内訳は同順号12ないし28参照。）。

c 課税仕入れに係る支払対価の額から減算される金額の合計額（同10の1順号34）

5982万8715円

上記金額は、次の(a)ないし(d)の各金額の合計額である。

(a) 課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない建物附属設備の取得価額（同10の1順号30） 349万6500円

上記金額は、実家改築費用の一部を本件クラブのトイレの改修工事代金と仮装して建物附属設備の取得価額に計上した333万円（別紙3(1)ウ(ア)b(a)の②参照）の消費税等込み価額であり、課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない金額である。

(b) 課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない外注費の額（同10の1順号31）

4253万4996円

上記金額は、原告B社に対して架空に計上した外注費の額4050万9520円（別紙3(1)ウ(ア)b(e)の消費税等込み価額であり、課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない金額である。

(c) 課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない支払手数料の額（同10の1順号32）

641万2000円

上記金額は、原告B社に対するホステスのあっせん手数料等として架空に計上した支払手数料の合計額610万6667円（別紙3(1)ウ(ア)b(f)の消費税等込み価額であり、課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない金額である。

(d) 課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない酒類仕入高の額（同10の1順号33）

738万5219円

上記金額は、原告C社が計上すべき酒類仕入高を原告A社の仕入れとして計上した703万3542円（別紙3(1)ウ(ア)b(1)の消費税等込み価額であり、課税仕入れに係る支払対価の額に該当しない金額である。

(イ) 納税義務の免除を受けないこととなった場合における消費税額の調整額 (同10の1順号37) 10万4610円

上記金額は、原告A社平成16年12月期の期首棚卸高274万6025円 (別紙3(1)ウ(ア) b(m)参照) に105分の4を乗じて算出した消費税相当額であり、消費税法36条1項の規定により課税仕入れ等の税額とみなされる金額である。

エ 返還等対価に係る税額 (同10の1順号39) 215万7624円

上記金額は、原告A社平成16年12月課税期間消費税等確定申告書の「返還等対価に係る税額」欄 (⑤欄) に記載された金額である。

オ 納付すべき税額 (同10の1順号40) 436万5800円

上記金額は、前記イの金額2053万2400円から前記ウの金額1400万8945円及びエの金額215万7624円を控除した後の金額 (ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの) である。

カ 既に納付の確定した消費税額 (同10の1順号41) 239万0400円

上記金額は、原告A社平成16年12月課税期間消費税等確定申告書に記載された納付すべき税額である。

キ 差引納付すべき消費税額 (同10の1順号42) 197万5400円

上記金額は、前記オの金額から上記カの金額を控除した後の金額である。

ク 地方消費税の課税標準となる消費税額 (同10の1順号43) 436万5800円

上記金額は、前記オの金額と同額である (地方税法72条の82)。

ケ 納付すべき譲渡割額 (同10の1順号44) 109万1400円

上記金額は、上記クの金額に、地方税法72条の83に規定する100分の25の税率を乗じて算出した金額 (ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの) である。

コ 既に納付の確定した譲渡割額 (同10の1順号45) 59万7600円

上記金額は、原告A社平成16年12月課税期間消費税等確定申告書に記載された納付すべき譲渡割額である。

サ 差引納付すべき譲渡割額 (同10の1順号46) 49万3800円

上記金額は、前記ケの金額から上記コの金額を控除した後の金額である。

シ 差引納付すべき消費税等の額 (同10の1順号47) 246万9200円

上記金額は、前記キの金額と上記サの金額の合計額である。

(2) 被告が本訴において主張する原告A社平成16年12月課税期間の納付すべき消費税の額及び地方消費税の額は、(1)オ及び同ケで述べたとおり、それぞれ436万5800円及び109万1400円であるところ、これらの金額は、原告A社消費税等更正処分における納付すべき消費税の額及び地方消費税の額といずれも同額であるから、同処分は適法である。

原告A社消費税等重加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

ア 重加算税の根拠について

原告A社は、別紙5(1)ア(イ)a及びb並びに同ウ(ア)c(a)ないし(c)で述べたとおり、本件クラブの売上げを除外するなどして原告A社平成16年12月課税期間の消費税等を過少に申告していたものであり、これらの行為が国税通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかであるから、原告A社消費税等更正処分により新たに納付すべきこととなった消費税等の額のうち、当該隠ぺい又は仮装の事実に基づく税額については、同項及び地方税法附則9条の9第1項の規定に基づき重加算税が課されることとなる。

そして、別紙5(2)で述べたとおり、原告A社に対する消費税等の更正処分は適法であるところ、原告A社平成16年12月課税期間の消費税等に係る重加算税の額は、同更正処分により新たに納付すべきこととなった消費税等の額のうち170万円(別表10の2順号48)(ただし、国税通則法118条3項及び地方税法附則9条の9第3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)に、国税通則法68条1項及び地方税法附則9条の9第1項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて計算した59万5000円となる。

イ 過少申告加算税の根拠について

原告A社が、別紙5(1)ア(イ)c記載の金額を課税標準額に算入しなかったこと及び同ウ(ア)c(d)記載の金額を課税仕入れに係る支払対価の額に算入したことについては、国税通則法65条4項に定める「正当な理由」があるとは認められないから、原告A社消費税等更正処分により新たに納付すべきこととなった消費税等の額のうち、上記アの隠ぺい又は仮装の事実に基づく税額以外の税額については、同条1項及び地方税法附則9条の9第1項の規定に基づき、過少申告加算税が課されることとなる。

そして、原告A社平成16年12月課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の額は、原告A社消費税等更正処分により新たに納付すべきこととなった消費税等の額のうち76万円(別表10の2順号50)に、国税通則法65条1項及び地方税法附則9条の9第1項の規定に基づき100分の10の割合を乗じて計算した7万6000円となる。

ウ 原告A社消費税等重加算税賦課決定処分の適法性

上記ア及びイのとおり、原告A社平成16年12月課税期間の消費税等に係る重加算税の額及び過少申告加算税の額は、それぞれ、59万5000円及び7万6000円であるところ、これらの金額は、いずれも原告A社消費税等各賦課決定処分の額と同額であるから、同処分は適法である。

原告A社各納税告知処分の根拠及び適法性

(1) 原告A社各納税告知処分の根拠

被告が本訴において主張する原告A社各月分の源泉所得税の不納付税額の合計額は、別表11-1の⑫「源泉所得税額の増加額」欄の合計欄記載のとおり1424万4907円であり、上記金額は、次のアないしウの各金額の合計額4388万8547円からエ及びオの各金額の合計額2964万3640円を差し引いた後の金額である。

ア 原告甲の給与所得に係る源泉徴収すべき所得税額（別表11-1⑨の合計欄）

3803万5285円

上記金額は、①下記(ア)の役員報酬に係る各月分を、原告A社の総勘定元帳に計上された原告A社各月分における原告甲に対する役員報酬（以下「課税済原告A社甲報酬」という。）の額（ただし、原告A社平成17年期末増額報酬額を除いた額。）に加算した各金額について、所得税法185条1項1号の規定に基づき算出した所得税額、及び、②下記(イ)ないし(エ)の各役員賞与について、同法186条1項1号又は同条2項1号の規定に基づき算出した所得税額との合計額である。

(ア) 原告A社が丙及び丁に対する役員報酬と仮装して計上した原告甲に対する役員報酬（別紙3(1)イ(ア)b(c)（240万円）、同ウ(ア)b(b)（414万円）及び同エ(ア)b(b)（414万円）に各記載の役員報酬であり、以下、丙に対するものとした役員報酬を「原告A社丙報酬」といい、丁に対するものとした役員報酬を「原告A社丁報酬」という。）の合計額1068万円（平成15年6月分ないし平成17年12月分（同11-1の③欄及び⑤欄参照））。

(イ) 原告A社が本件クラブの売上げを除外した金額（219万8000円・別紙3(1)ア(ア)b及び221万0250円・同ウ(ア)b(c)）であり、原告甲に対する役員賞与と認められる金額の合計額である440万8250円（平成14年12月分及び平成16年12月分（同11-1の⑦欄参照））。

なお、別紙3(1)ウ(ア)b(c)記載の210万5000円は、消費税等抜きの金額であるため、原告甲に対する役員賞与は、上記金額に100分の105の割合を乗じて算出した221万0250円となる。

(ウ) 原告A社が実家改築費用を修繕費と仮装して計上した金額（519万7500円・別紙3(1)イ(ア)b(a)）、同じく実家改築費用を工具器具備品及び建物付属設備の取得価額に仮装した各金額（247万9590円・別紙3(1)イ(ア)b(b)、349万6500円・同ウ(ア)b(a)②）であり、原告甲に対する役員賞与と認められる金額の合計額である1117万3590円（平成16年1月分及び平成16年8月分（同11-1の⑦欄参照））。

なお、別紙3(1)ウ(ア)b(a)②記載の333万円は、消費税等抜きの金額であるため、原告甲に対する役員賞与は、上記金額に100分の105の割合を乗じて算出した349万6500円となる。

(エ) 原告甲に対する役員賞与と認められる原告A社平成17年期末増額報酬額3000万円（別紙3(1)エ(ア)b(c)）（平成17年12月分（同11-1の⑦欄参照））。

イ 本件クラブの店舗スタッフの給与等に係る源泉徴収すべき所得税額（同11-1⑩の合計欄）

571万3802円

上記金額は、原告A社が給与等の支払者であるにもかかわらず、原告B社がその支払者であるか

のごとく経理して支給された平成15年5月分ないし平成16年8月分の本件クラブのポーター及びキャッシャーを除く店舗スタッフ（以下「本件店舗スタッフ」という。）の給与等の各金額について、所得税法185条1項1号又は同法186条1項1号の規定に基づき算出した所得税額の合計額である。

ウ 年末調整の際に生じた過納額の充当過大額（同11-1⑩の合計欄） 13万9460円

上記金額は、原告A社が、平成15年分の年末調整の際に算出した源泉所得税の超過額13万4990円に関して、①平成15年12月分の給与等に係る源泉所得税額に13万9460円を充当して当該源泉所得税を納付したため、過大に充当された4470円、及び、②平成16年1月分の給与等に係る源泉所得税額に再度13万4990円を充当して当該源泉所得税を納付したため、過大に充当された13万4990円の合計額である。

エ 課税済原告A社甲報酬に係る源泉所得税額（同11-1②の合計欄）

2884万3640円

上記金額は、課税済原告A社甲報酬に係る源泉所得税として原告A社が納付した源泉所得税額の合計額である。

オ 原告A社丙報酬及び原告A社丁報酬に係る源泉所得税額（同11-1の④及び⑥の各合計欄）80万円

上記金額は、原告A社丙報酬及び原告A社丁報酬に係る源泉所得税として原告A社が納付した源泉所得税額の合計額である。

(2) 原告A社に対する各納税告知処分の適法性

被告が本訴において主張する原告A社各月分の源泉所得税の不納付税額は、上記アで述べたとおり、別表11-1の⑫「源泉所得税額の増加額」欄の各欄に記載のとおりであるところ、これらの各金額は、いずれも、原告A社各納税告知処分における原告A社各月分の納付すべき源泉所得税額と同額（平成14年12月分及び平成15年5月分）か又は上回る（平成15年6月分ないし平成17年12月分）から（別表11-2の①欄及び②欄参照）、同処分はいずれも適法である。

原告A社源泉所得税加算税各賦課決定処分の根拠及び適法性

ア 重加算税の根拠について

原告A社は、別紙7(1)ア及びイのとおり、原告甲に対する役員報酬を丙及び丁に対する役員報酬と仮装するなどして各法定納期限までに源泉所得税を納付しなかったものであり、これらの行為が国税通則法68条3項所定の「事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかったとき」に該当することは明らかであるから、原告A社各納税告知処分に係る源泉所得税額のうち、当該隠ぺい又は仮装の事実に基づく税額については、同項の規定に基づき重加算税が課されることとなる(別表11-2の③欄参照)。

そして、別紙7(2)で述べたとおり、原告A社各納税告知処分はいずれも適法であるところ、原告A社各月分の源泉所得税に係る重加算税の額は、別表11-2の③「重加算税の対象額」欄の各欄に記載の金額(ただし、国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)に、国税通則法68条3項の規定に基づき100分の35の割合をそれぞれ乗じて計算した、同④「重加算税の額」欄の各欄に記載の金額となる。

イ 不納付加算税の根拠について

原告A社が、別表11-2の⑤「不納付加算税の対象額」欄の各欄に記載の金額を法定納期限までに納付しなかったことについては、国税通則法67条(平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。)1項に規定する「正当な理由」があるとは認められないから、当該各金額については、同項の規定に基づき不納付加算税が課されることとなる。

そして、原告A社各月分の源泉所得税に係る不納付加算税の額は、別表11-2の⑤「不納付加算税の対象額」欄の各欄に記載の金額(ただし、国税通則法118条3項の規定に基づき1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。)に、国税通則法67条1項の規定に基づき100分の10の割合をそれぞれ乗じて計算した、同⑥「不納付加算税の額」欄の各欄に記載の金額となる。

ウ 原告A社源泉所得税加算税各賦課決定処分の適法性

上記ア及びイのとおり、原告A社各月分の源泉所得税に係る重加算税の額及び不納付加算税の額は、それぞれ、別表11-2の④「重加算税の額」欄に記載の各金額及び同⑥「不納付加算税の額」欄に記載の各金額であり、これらの金額は、原告A社源泉所得税加算税各賦課決定処分の額といずれも同額であるから、同処分は適法である。

原告B社に対する納税告知処分の根拠及び適法性

ア 原告B社納税告知処分の根拠

被告が本訴において主張する原告B社各月分の源泉所得税の不納付税額の合計額は、別表12の⑦「源泉所得税額の増加額」欄の「合計」欄記載のとおり、123万5100円であり、上記金額は、次の(ア)の金額から(イ)及び(ウ)の各金額を差し引いた後の金額である。

なお、原告B社は、所得税法216条所定の所轄税務署長の承認を受けていることから、原告B社各月分の源泉所得税の法定納期限は、平成18年7月10日となる。

(ア) 原告甲の給与所得に係る源泉徴収すべき所得税額 (別表12の⑥欄の合計欄)

399万8400円

上記金額は、原告B社が丙に対する役員報酬と仮装して計上した原告甲に対する役員報酬 (以下「原告B社丙報酬」という。)の額を、原告B社の総勘定元帳に計上された原告B社各月分における原告甲に対する役員報酬 (以下「課税済原告B社甲報酬」という。)の額に加算した各金額について、所得税法185条1項2号の規定に基づき算出した所得税額の合計額である。

(イ) 課税済原告B社甲報酬に係る源泉所得税額 (同12の②の合計欄)

196万4400円

上記金額は、課税済原告B社甲報酬に係る源泉所得税として原告B社が納付した源泉所得税額である。

(ウ) 原告B社丙報酬に係る源泉所得税額 (同12の④の合計欄)

79万8900円

上記金額は、原告B社丙報酬に係る源泉所得税として原告B社が納付した源泉所得税額である。

イ 原告B社に対する納税告知処分の適法性

被告が本訴において主張する原告B社各月分の源泉所得税の不納付税額は、上記アで述べたとおり、123万5100円であるところ、上記金額は、原告B社納税告知処分における納付すべき源泉所得税額を上回るから、同処分は適法である。

原告B社重加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

原告B社は、別紙9アのとおり、原告甲に対する役員報酬を丙に対する役員報酬と偽装して法定納期限までに源泉所得税を納付しなかったものであり、これらの行為が国税通則法68条3項所定の「事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は偽装し、その隠ぺいし、又は偽装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかったとき」に該当することは明らかであるから、原告B社納税告知処分に係る源泉所得税額については、同項の規定に基づき、重加算税が課されることとなる。

そして、別紙9イで述べたとおり、原告B社納税告知処分は適法であるところ、原告B社各月分の源泉所得税に係る重加算税の額は、原告B社納税告知処分における納付すべき税額110万円に、国税通則法68条3項の規定に基づき100分の35の割合を乗じて計算した38万5000円となり、この金額は、原告B社重加算税賦課決定処分の額と同額であるから、同処分は適法である。

原告C社納税告知処分の根拠及び適法性

(1) 被告が本訴において主張する原告C社本件月分の源泉所得税の不納付税額は、別表13の⑧「源泉所得税額の増加額」欄に記載のとおり、30万0930円であり、上記金額は、次のアの金額からイ及びウの各金額を差し引いた後の金額である。

ア 原告甲の給与所得に係る源泉徴収すべき所得税額 (別表13の⑦欄) 88万6300円

上記金額は、原告C社が丙及び丁に対する役員報酬と仮装して計上した原告甲に対する役員報酬 (以下、丙に対するものとした役員報酬を「原告C社丙報酬」といい、丁に対するものとした役員報酬を「原告C社丁報酬」という。)の額を、原告C社の総勘定元帳に計上された原告C社本件月分における原告甲に対する役員報酬 (以下「課税済原告C社甲報酬」という。)の額に加算した金額について、所得税法185条1項2号の規定に基づき算出した所得税額である。

イ 課税済C社甲報酬に係る源泉所得税額 (同13の②欄) 33万3200円

上記金額は、課税済原告C社甲報酬に係る源泉所得税として原告C社が納付した源泉所得税額である。

ウ 原告C社丙報酬に係る源泉所得税額 (同13の④欄) 25万2170円

上記金額は、原告C社丙報酬に係る源泉所得税として原告C社が納付した源泉所得税額である。

なお、原告C社丁報酬に係る源泉所得税として原告C社が納付した源泉所得税額は無い。

(2) 被告が本訴において主張する原告C社本件月分の源泉所得税の不納付税額は、上記(1)で述べたとおり、30万0930円であるところ、上記金額は、原告C社納税告知処分における納付すべき源泉所得税額を上回るから、同処分は適法である。

原告甲更正処分の根拠及び適法性

ア 被告が本訴において主張する、原告甲の平成17年分の所得税の総所得金額及び納付すべき税額は、次のとおりである（別表14-1の1）。

(ア) 総所得金額（給与所得金額）（同14-1の1順号10） 1億1542万2023円

上記金額は、次のaないしhの給与等の各収入金額の合計額1億2328万6340円（同14-1順号9）から、所得税法28条3項5号に定める給与所得控除額786万4317円を控除した残額である。

a 平成17年中に原告A社から支給された役員報酬の額（同14-1の1順号1）

4800万円

上記金額は、原告甲が渋谷税務署長に対して平成18年3月10日に提出した原告甲の平成17年分の所得税の確定申告書（以下「原告甲平成17年分確定申告書」という。）に添付された原告A社を支払者とする平成17年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている役員報酬の額である（同14-2の1①欄）。

b 平成17年中の原告A社丙報酬の額（同14-1の1順号2）

360万円

上記金額は、原告甲が代表取締役を務める原告A社が、丙に対する役員報酬と仮装することにより、原告甲が平成17年中に受領した原告A社丙報酬の額である（同14-2の1③欄）。

c 平成17年中の原告A社丁報酬の額（同14-1の1順号3）

54万円

上記金額は、原告甲が代表取締役を務める原告A社が、丁に対する役員報酬と仮装することにより、原告甲が平成17年中に受領した原告A社丁報酬の額である（同14-2の1④欄）。

d 平成17年中に原告B社から支給された役員報酬の額（同14-1の1順号4）

540万円

上記金額は、原告甲平成17年分確定申告書に添付された、原告B社を支払者とする平成17年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている役員報酬の額である。

e 平成17年中に原告C社から支給された役員報酬の額（同14-1の1順号5）

4400万円

上記金額は、原告甲平成17年分確定申告書に添付された、原告C社を支払者とする平成17年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている役員報酬の額である（同14-2の2①欄）。

f 平成17年中の原告C社丙報酬の額（同14-1の1順号6）

1800万円

上記金額は、原告甲が取締役を務める原告C社が、丙に対する役員報酬と仮装することにより、原告甲が平成17年中に受領した別紙11(1)アの原告C社丙報酬の額である（同14-2の2③欄）。

g 平成17年中の原告C社丁報酬の額（同14-1の1順号7）

48万円

上記金額は、原告甲が取締役を務める原告C社が、丁に対する役員報酬と仮装することにより、原告甲が平成17年中に受領した別紙11(1)アの原告C社丁報酬の額である（同14-2の2④欄）。

h 原告C社の売上除外額相当額（同14-1の1順号8）

326万6340円

上記金額は、原告甲の顧客に係る原告C社の本件クラブの売上げのうち、領収証未発行の現金売上げを除外した金額であり、原告甲に対する平成17年中の役員賞与と認められる金額である（同14-2の2⑤欄）。

- (イ) 所得控除の合計額 (同14-1の1順号11) 146万6204円
上記金額は、原告甲平成17年分確定申告書に記載された所得控除の合計額である。
- (ウ) 課税総所得金額 (同14-1の1順号12) 1億1395万5000円
上記金額は、上記(ア)の金額から(イ)の金額を控除した後の金額 (ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。) である。
- (エ) 課税総所得金額に対する所得税額 (同14-1の1順号13) 3967万3350円
上記金額は、上記(ウ)の金額について、所得税法89条 (ただし、平成18年法律第10号による改正前のもの。) 1項所定の計算をした金額の合計額である。
- (オ) 定率減税額 (同14-1の1順号14) 25万円
上記金額は、負担軽減措置法 (ただし、平成17年法律第21号による改正前のもの。) 6条2項の規定により計算した定率減税額である。
- (カ) 源泉徴収税額 (同14-1の1順号15) 3922万4359円
上記金額は、次のaないしgの各金額の合計額である。
- a 上記(ア)aに係る源泉徴収税額 1332万3240円
上記金額は、原告甲平成17年分確定申告書に添付された原告A社を支払者とする平成17年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている源泉徴収税額である (同14-2の1②欄)。
- b 上記(ア)aの役員報酬額のうち、原告A社平成17年期末増額報酬額3000万円に係る源泉徴収すべき所得税 20万2800円
上記金額は、別紙7(1)ア(エ)の原告A社平成17年期末増額報酬額に係る源泉徴収すべき所得税額である (同14-2の1⑨欄参照)。
- c 上記(ア)b及びcに係る源泉徴収すべき所得税額 124万6200円
上記金額は、別紙7(1)ア(ア)の原告A社丙報酬及び原告A社丁報酬に係る平成17年中の源泉徴収すべき所得税額である (同14-2の1⑨欄参照)。
- d 上記(ア)dに係る源泉徴収税額 147万3300円
上記金額は、原告甲平成17年分確定申告書に添付された、原告B社を支払者とする平成17年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている源泉徴収税額である。
- e 上記(ア)eに係る源泉徴収税額 1542万4000円
上記金額は、原告甲平成17年分確定申告書に添付された、原告C社を支払者とする平成17年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている源泉徴収税額である (同14-2の2②欄)。
- f 上記(ア)f及びgに係る源泉徴収すべき所得税額 641万1600円
上記金額は、原告C社丙報酬及び原告C社丁報酬に係る平成17年中の源泉徴収すべき所得税額である (同14-2の2⑨欄参照)。
- g 上記(ア)hに係る源泉徴収すべき所得税額 114万3219円
上記金額は、上記(ア)hの原告甲に対する平成17年中の役員賞与に係る源泉徴収すべき所得税額である (同14-2の2⑨欄参照)。
- (キ) 納付すべき税額 (同14-1の1順号16) 19万8900円
上記金額は、上記(エ)の金額3967万3350円から、上記(オ)の金額25万円及び同(カ)の金額3922万4359円を控除した後の金額 (ただし、国税通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。) である。
- (ク) 既に納付の確定した所得税額 (同14-1の1順号17) 10万3700円

上記金額は、原告甲平成17年分確定申告書に記載された納付すべき所得税額である。

(ケ) 差引納付すべき所得税額 (同14-1の1順号18) 9万5200円

上記金額は、上記(キ)の金額から上記(ク)の金額を差し引いた後の金額である。

イ 被告が本訴において主張する、原告甲の平成17年分の所得税の納付すべき税額は、上記ア(キ)で述べたとおり19万8900円であるところ、上記金額は、原告甲更正処分における納付すべき税額を上回るから、同処分は適法である。

原告甲重加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

原告甲は、別紙 12ア(ア)の b、c、f、g 及び h で述べたとおり、原告 A 社がその受給者を仮装するなどして支給した役員報酬等を申告せず、平成 17 年分の所得税を過少に申告していたものであり、これらの行為が国税通則法 68 条 1 項所定の「課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかであるから、原告甲更正処分により新たに納付すべきこととなった税額については、同項の規定に基づき重加算税が課されることとなる。

そして、別紙 12イで述べたとおり、原告甲更正処分は適法であるところ、原告甲の平成 17 年分の所得税に係る重加算税の額は、同更正処分により新たに納付すべきこととなった税額 9 万円（ただし、国税通則法 118 条 3 項の規定に基づき 1 万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。別表 14-1 の 2 順号 19）に、国税通則法 68 条 1 項の規定に基づき 100 分の 35 の割合を乗じて計算した 3 万 1 500 円（同順号 20）となり、この金額は、原告甲重加算税賦課決定処分の額と同額であるから、同処分は適法である。

原告C社法人税各更正処分の根拠及び適法性

1 被告が本訴において主張する原告C社各事業年度の法人税の所得金額及び納付すべき法人税額は、次のとおりである。

(1) 原告C社平成17年8月期(別表15-1)

ア 所得金額(別表15-1順号34) 1767万6281円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算した金額から、(ウ)の金額を減算した金額である。

(ア) 原告C社平成17年8月期更正処分前の所得(欠損)金額(同15-1順号1)

△3745万5825円

上記金額は、渋谷税務署長が平成19年6月6日付けでした原告C社平成17年8月期法人税減額更正処分に係る通知書(以下「原告C社平成17年8月期法人税減額更正通知書」という。)に記載された更正後の所得(欠損)金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額の合計額(同15-1順号8) 6億9983万2506円

上記合計額は、国税不服審判所長の平成20年10月20日付けの原告C社に対する裁決(以下「原告C社裁決」という。)において同社に帰属すると認定された、本件クラブの営業に係る収益の額(別表15-1順号2、3、5及び6)、期末棚卸高の額(同15-1順号4)並びに交際費等の損金不算入額(同15-1順号7)の合計額であり、原告C社平成17年8月期の益金の額に算入される、又は損金の額に算入されない各金額の合計額である。

(ウ) 所得金額から減算される金額の合計額(同15-1順号33)

6億4470万0400円

上記金額は、原告C社裁決において原告C社に帰属すると認定された、本件クラブの営業に係る売上原価、販売費及び一般管理費等の各金額の合計額であり、原告C社平成17年8月期の損金の額に算入される各金額(同15-1順号9ないし32)の合計額である。

イ 所得金額に対する法人税額(同15-1順号35) 466万2800円

上記金額は、上記アの所得金額(ただし、国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。以下同じ。)に法人税法66条に規定する税率(ただし、負担軽減措置法16条1項の規定を適用した後のもの。以下同じ。)を乗じて算出した金額である。

ウ 納付すべき法人税額(同15-1順号36) 466万2800円

上記金額は、上記イの金額と同額である。

エ 既に納付の確定した法人税額(同15-1順号37) 0円

上記金額は、原告C社平成17年8月期法人税減額更正通知書に記載された更正後の納付すべき法人税額である。

オ 差引納付すべき法人税額(同15-1順号38) 466万2800円

上記金額は、上記ウの金額から上記エの金額を差し引いた後の金額である。

(2) 原告C社平成18年8月期(別表15-2)

ア 所得金額(別表15-2順号39) 1345万3766円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)の金額を加算した金額から、(ウ)の金額を減算した金額である。

(ア) 原告C社平成18年8月期更正処分前の所得(欠損)金額(同15-2順号1)

△3749万5000円

上記金額は、渋谷税務署長が平成19年6月6日付けでした原告C社平成18年8月期法人税減額更正処分に係る通知書(以下「原告C社平成18年8月期法人税減額更正通知書」という。)に記載された更正後の所得(欠損)金額である。

(イ) 所得金額に加算すべき金額の合計額(同15-2順号8) 6億2945万4411円

上記金額は、原告C社裁判において原告C社に帰属すると認定された、本件クラブの営業に係る収益の額(別表15-2順号2、3、5及び6)、期末棚卸高の額(同15-2順号4)並びに交際費等の損金不算入額(同15-2順号7)の合計額であり、原告C社平成18年8月期の益金の額に算入される、又は損金の額に算入されない各金額の合計額である。

(ウ) 所得金額から減算される金額の合計額(同15-2順号38) 5億7850万5645円

上記金額は、次のa及びbの各金額を合計した金額である。

a 損金の額に算入される売上原価、販売費及び一般管理費等の各金額の合計額(同15-2順号36) 5億7708万4845円

上記金額は、原告C社裁判において原告C社に帰属すると認定された、本件クラブの営業に係る売上原価、販売費及び一般管理費等の各金額の合計額であり、原告C社平成18年8月期の損金の額に算入される各金額(同15-2順号9ないし35)の合計額である。

b 事業税の損金算入額(同15-2順号37) 142万0800円

上記金額は、原告C社平成17年8月期法人税更正処分に伴い増加する事業税相当額であり、原告C社平成18年8月期の所得金額の計算上、損金の額に算入される金額である。

イ 所得金額に対する法人税額(同15-2順号40) 339万5900円

上記金額は、上記アの所得金額に法人税法66条に規定する税率を乗じて算出した金額である。

ウ 納付すべき法人税額(同15-2順号41) 339万5900円

上記金額は、上記イの金額と同額である。

エ 既に納付の確定した法人税額(同15-2順号42) 0円

上記金額は、原告C社平成18年8月期法人税減額更正通知書に記載された更正後の納付すべき法人税額である。

オ 差引納付すべき法人税額(同15-2順号43) 339万5900円

上記金額は、上記ウの金額から上記エの金額を差し引いた後の金額である。

2 被告が本訴において主張する原告C社各事業年度の納付すべき法人税の額は、前記1(1)ウ及び同(2)ウで述べたとおり、原告C社平成17年8月期につき466万2800円及び原告C社平成18年8月期につき339万5900円であるところ、これらの金額は、いずれも原告C社法人税各更正処分における納付すべき法人税額と同額であるから、同処分はいずれも適法である。

別表9-1~20 省略